

②

高知市地域防災計画

地震・津波対策編

(令和5年度修正)

高知市防災会議

目 次

第1章 総則

第1節	計画の目的	1
第2節	作成機関	1
第3節	計画の構成	1
第4節	計画の修正	1
第5節	計画の推進	1
第6節	基本方針	2
第7節	本計画における用語について	2
第8節	被害想定	4
第9節	防災関係機関、市民等の処理すべき事務又は業務の大綱	15
第10節	市民と行政が協働して行う安全・安心なまちづくりの推進	15

第2章 重点対策

第1節	揺れから命を守る対策	16
第2節	津波から命を守る対策	18
第3節	長期浸水対策	20
第4節	南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応	23
第5節	地域防災力の向上対策	26
第6節	事前復興まちづくり計画の策定	28

第3章 災害予防対策

第1節	地震に強い市街地の整備	29
第2節	地盤災害の予防	30
第3節	農林水産災害の予防	32
第4節	中山間地域対策	33
第5節	防災啓発	34
第6節	自主防災組織体制の整備	36
第7節	自主的な避難	38
第8節	津波避難計画の策定	39
第9節	要配慮者対策	40
第10節	災害対策本部体制の整備	46
第11節	受援体制の整備	47
第12節	災害情報等の収集伝達体制の整備	48
第13節	市所管施設及び設備等の整備	51
第14節	避難施設及び体制の整備	53
第15節	備蓄体制の整備	56

第16節	緊急輸送体制の整備	59
第17節	消火、救急及び救助体制の整備	61
第18節	医療救護体制の整備	64
第19節	保健衛生体制の整備	65
第20節	遺体処理体制の整備	66
第21節	市民相談体制の整備	67
第22節	応急仮設住宅の整備	68
第23節	応急危険度判定体制の整備	69
第24節	水道施設及び体制の整備	70
第25節	下水道施設及び体制の整備	72
第26節	災害廃棄物処理施設及び体制の整備	73
第27節	電力施設及び体制の整備	75
第28節	ガス施設及び体制の整備	76
第29節	通信施設及び体制の整備	78
第30節	自発的支援の受入れ体制の整備	79

第4章 災害応急対策

第1節	災害対策本部の設置及び運営	80
第2節	災害派遣要請	94
第3節	応援要請等	97
第4節	災害情報等の収集伝達	99
第5節	長期浸水対策	103
第6節	二次災害の防止対策	105
第7節	農林水産業対策	106
第8節	中山間地域における孤立対策	107
第9節	流出油災害応急対策	108
第10節	災害広報	110
第11節	自主防災組織等の活動	112
第12節	避難の指示及び避難誘導	113
第13節	要配慮者への支援	116
第14節	教育関係対策	118
第15節	緊急輸送活動	120
第16節	交通確保対策	123
第17節	市所管施設等の応急対策	125
第18節	避難所の開設及び運営	127
第19節	救援物資等の供給	129
第20節	災害救助法等の適用	131
第21節	消火、救急及び救助活動	132

第22節	保健医療調整本部の設置及び運営	134
第23節	災害時公衆衛生活動	137
第24節	遺体の処理等	139
第25節	被災者保護対策	141
第26節	住宅等応急対策	143
第27節	水道施設の応急対策	145
第28節	下水道施設の応急対策	146
第29節	災害廃棄物等収集処理	147
第30節	災害警備	150
第31節	電力施設の応急対策	152
第32節	ガス施設の応急対策	153
第33節	通信施設の応急対策	156
第34節	自発的支援の受入れ	157

第5章 災害復旧・復興対策

第1節	事前の取組	158
第2節	復興の基本方向及び復興計画	160
第3節	公共施設の災害復旧	162
第4節	都市の復興	164
第5節	経済及び生活の復興	165
第6節	激甚災害の指定	167

高知市南海トラフ地震防災対策推進計画

第 1 章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」といいます。）第42条の規定に基づき、市の地域に係る地震・津波災害に関し市民の生命、身体及び財産を保護するために市の処理すべき事務又は業務を中心として、防災関係機関、市民、民間事業者、地域団体等がそれぞれ相互に協力した災害予防、災害応急及び災害復旧活動に当たるための諸施策の基本を定め、市の総合的な災害対応力の向上を図ることを目的としています。

第2節 作成機関

- 高知市防災会議が作成します。
- 高知市防災会議は、災対法第16条及び高知市防災会議条例に基づき設置された市の附属機関であって、地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議します。
- 高知市防災会議の組織及び運営に関しては、災対法第16条、高知市防災会議条例及び高知市防災会議運営規則に定めるところによります。

第3節 計画の構成

- この計画は、「一般対策編」、「地震・津波対策編（南海トラフ地震防災対策推進計画を含む。）」及び「資料編」で構成しています。
- 「地震・津波対策編」は、次の南海トラフ地震による被害を想定し、(1) 総則、(2) 重点対策、(3) 災害予防対策、(4) 災害応急対策及び(5) 災害復旧・復興対策についての諸施策を定めるものです。

第4節 計画の修正

- この計画は、災対法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正します。

第5節 計画の推進

- 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、本計画に記述される地域の実態を踏まえ、各種防災施策、事業等を積極的に推進するものとします。
- この計画は、市職員、防災関係機関等の職員に周知を図るとともに、市民に対しても広く周知していきます。

第6節 基本方針

- 南海トラフ地震における広域的な被害を軽減するための総合的な対策を示した「推進計画」に基づき、災害予防対策を推進していきます。
- 「周到かつ十分な災害予防」、「迅速かつ円滑な災害応急対策」及び「適切かつ速やかな災害復旧・復興」を基本方針とし、それぞれの段階において防災関係機関、市民、民間事業者、地域団体等が一体となって最善の対策をとり、被害の軽減につなげます。
- 津波避難空間の確保や災害時における医療救護活動の充実など、「市民の生命及び身体を守る対策」は、最大クラスの地震・津波に対して備えていきます。
- 最大クラスに加え、発生頻度の高い一定程度の地震・津波に対しても検討を行い、対策に幅を持たせて備えていきます。
- 地盤沈降による浦戸湾周辺の長期浸水対策についても、重点課題として様々な対策を推進していきます。
- 自らの命、安全及び財産を自ら守る「自助」、地域の安全等を自分たちで守る「共助」並びに公的機関が援助等を行う「公助」の理念に基づいた災害に強い地域社会づくりを進めます。
- 防災に関する政策及び方針決定過程などにおいて女性や高齢者、障害者等の参画を拡大し、多様な視点を取り入れた防災体制を確立します。

第7節 本計画における用語について

緊急避難場所

津波や火事などから一時的に避難するための施設や公園、高台等をいいます。

また、このうち市があらかじめ指定した施設や場所を「指定緊急避難場所」といいます。

避難所

災害時に自宅が倒壊した場合や、水や電気等が使用できない場合に、一定期間生活を送る施設をいいます。

また、このうち市があらかじめ指定した施設を「指定避難所」といいます。

福祉避難所

高齢者や障害者など、一般的な避難所では生活に支障がある方を対象に何らかの特別な配慮がされた施設をいいます。

要配慮者

高齢者，障害者，外国人，乳幼児，妊産婦など特に配慮が必要な方をいいます。

要配慮者利用施設

高齢者，障害者，外国人，乳幼児，妊産婦など防災上特に配慮が必要な方が利用する施設をいいます。水防法，土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）及び津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）では，学校，医療機関も含まれます。

避難行動要支援者

本市に居住する要配慮者のうち，災害が発生し，又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって，その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいいます。

避難支援等

避難行動要支援者について避難の支援，安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置をいいます。

避難支援等関係者

避難支援等の実施に携わる関係者をいいます。

防災関係機関

国，県，市，指定公共機関及び指定地方公共機関をいいます。

関係機関

防災関係機関以外で，その分野における防災に関する機関をいいます。

地域団体等

自主防災組織，町内会など，市民が主体となって活動を行っている団体をいいます。

マグニチュード

マグニチュードは地震の大きさ（規模）のことをいい，モーメントマグニチュード（以下，「 M_w 」といいます。）と気象庁マグニチュード（以下，「 M 」といいます。）の2種類があります。

M_w は，地震の規模を正しく表すことができる特徴を持っていますが，数値を算出するために若干時間を要するため，気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には， M が用いられています。

第8節 被害想定

東日本大震災では、これまでの想定を上回る地震・津波により想像を絶する甚大な被害が発生しました。「最大クラスの地震・津波」は、この大震災を踏まえ、現時点の最新の科学的知見に基づき起こり得る地震・津波を想定したものであり、決して次に起こる地震・津波を予測したものではありません。しかしながら、こうしたことも起こり得るということを念頭に置きつつ対策を進める必要があります。

このため、本市の南海トラフ地震対策を進めていく上で、対策に幅を持たせて万全を期していくために規模の異なる2つの地震を想定することとします。また、浦戸湾周辺の地盤沈降による長期浸水被害についても、重点課題として対策を推進していく必要があるため、想定される被害等を記載しました。

1 最大クラスの地震・津波（南海トラフの巨大地震：L2）

2012（平成24）年12月に県が公表した「【高知県版第2弾】南海トラフの巨大地震による震度分布・津波浸水想定」による最大クラスの地震・津波を対象とします。

- ・現時点の最新の科学的知見に基づく発生しうる最大クラスの地震・津波
- ・現在の科学的知見では、発生時期を予測することはできないが、その発生頻度は極めて低いもの

○ 前提条件

- ① 地震
 - ・ Mw9.0
 - ・ 陸側ケース
 - ・ 震度6弱～7
- ② 津波
 - ・ Mw9.1
 - ・ 四国沖に「大すべり域+超大すべり域」を設定
 - ※ 予想される最大浸水深は別図1，2を参照
- ③ 想定条件
 - ・ 冬の深夜に地震が発生
 - ・ 避難速度は1分当たり35メートル
 - ・ 浸水域外への最短直線距離の1.5倍の距離を避難

○ 被害想定

被害想定は、上記の地震・津波が発生した場合に、過去の被害事例等に基づき、発生する可能性のある被害の規模を推計したものであり、「現状」と「対策後」の2ケース推定されています。「現状」と「対策後」の設定条件は以下のとおりです。

① 現状

- ・ 避難開始のタイミングは、10分後に避難開始が20パーセント、20分後に避難開始が50パーセント、津波が到達してから避難開始が30パ

ーセント

- ・2013（平成25）年3月時点の津波避難タワー及び津波避難ビルを考慮
- ・住宅の耐震化率は74パーセント

② 対策後

- ・避難開始のタイミングは、10分後に避難開始が100パーセント
- ・整備予定の避難路、避難場所及び津波避難タワーの整備が完了（整備率100パーセント）
- ・住宅の耐震化率は100パーセント

なお、さらなる対策を進めることで、より被害を減らすことが可能です。

○ 「【高知県版】南海トラフ巨大地震による被害想定（平成25年5月）」において、県が試算した市域の被害想定数値は次のとおりです。

① 建物被害

総棟数 130,425 棟

被害の要因	全壊（棟）		半壊（棟）
	現状	対策後	現状
液状化	340	—	1,400
揺れ	32,000	5,000	29,000
急傾斜地崩壊	260	—	230
津波	16,000	—	21,000
地震火災	2,800	—	—
小計	52,000	5,000	52,000

—：未算出 ※ 四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

② 人的被害

人口 350,426 人（H17 国勢調査）

被災の要因	現状			対策後		
	死者 （人）	負傷者（人）		死者 （人）	負傷者（人）	
		うち重傷者	うち重傷者		うち重傷者	
建物倒壊	2,100	11,000	6,300	270	3,000	1,700
急傾斜地崩壊	40	40	20	—	—	—
津波	10,000	840	290	590	0	0
火災	280	200	60	—	—	—
ブロック塀の転倒等	若干数	若干数	若干数	—	—	—
合計	12,000	12,000	6,700	860	3,000	1,700

—：未算出 ※ 四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

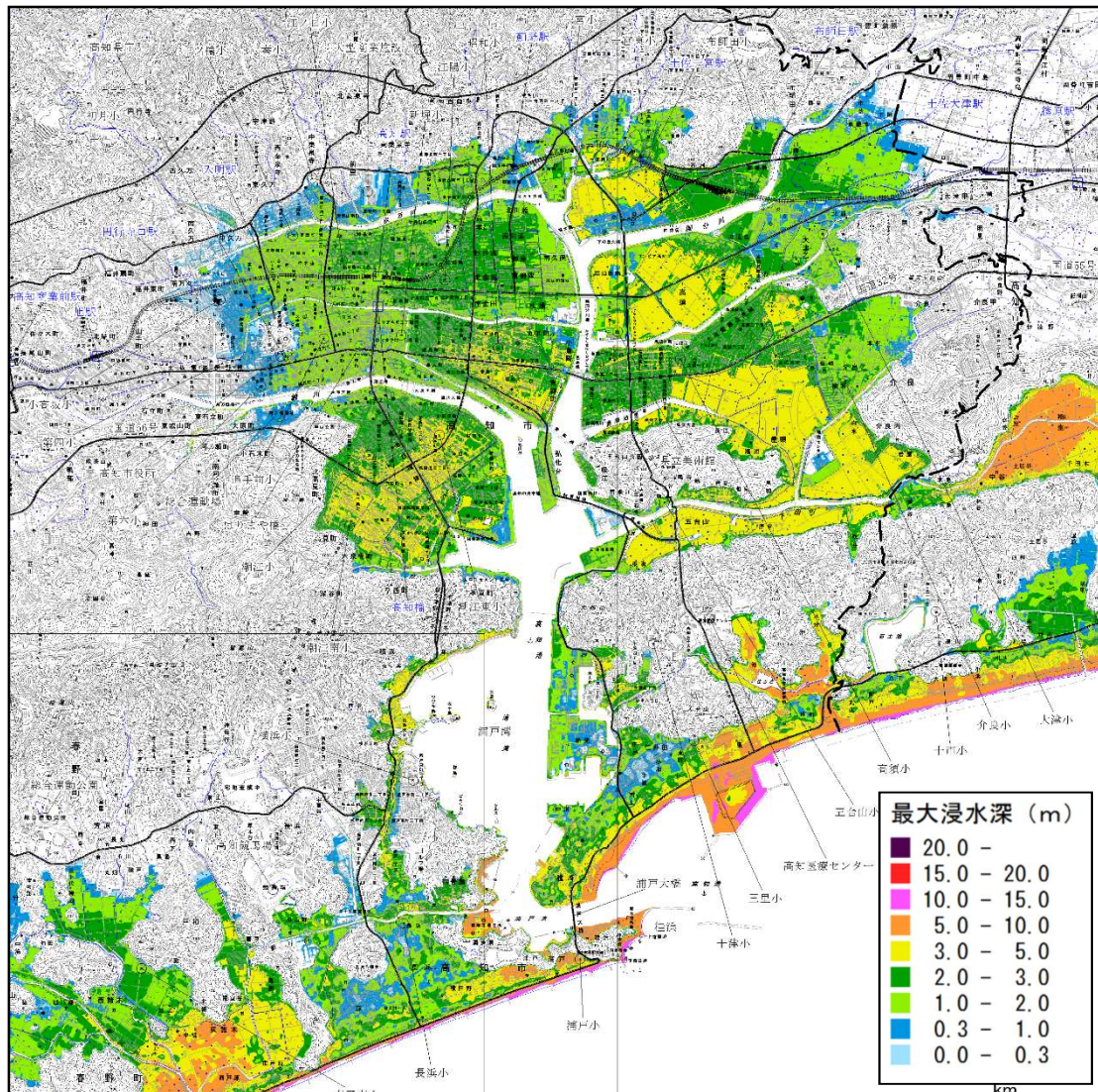
③ 1日後の避難者数

	現状	対策後
避難所への避難者（人）	158,000	108,000
避難所外への避難者（人）	90,000	57,000
合計	248,000	165,000

○ 津波浸水予測

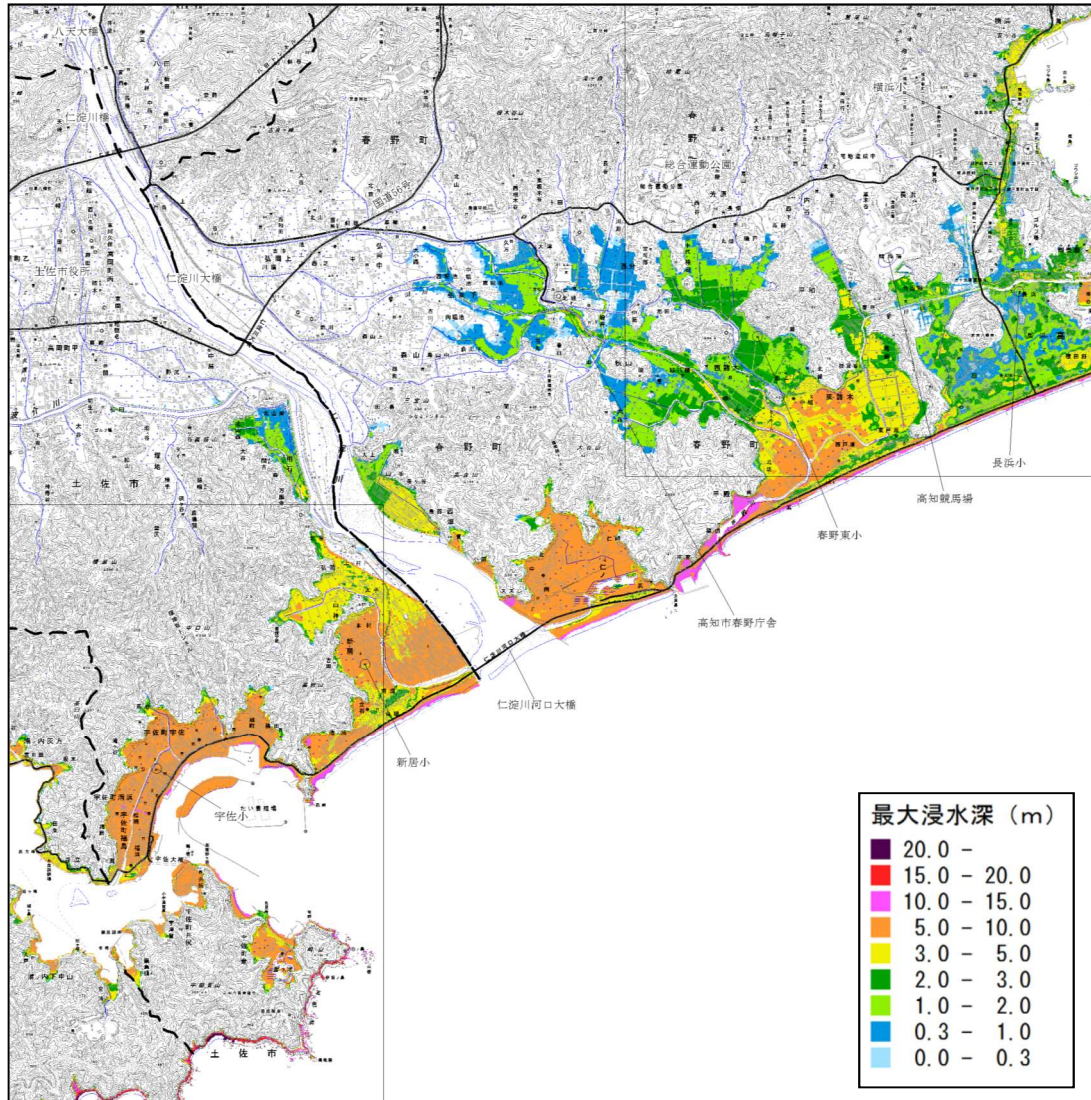
「【高知県版第2弾】南海トラフの巨大地震による震度分布・津波浸水予測（平成24年12月）」津波浸水予測図 ※別図1, 2

別図1



最大クラスの津波浸水予測図（高知市中心部）

別図2



最大クラスの津波浸水予測図（春野地区）

2 発生頻度の高い一定程度の地震・津波（L1）

2012（平成24）年12月に県が公表した「【高知県版第2弾】南海トラフの巨大地震による震度分布・津波浸水想定」による安政南海地震クラスの地震・津波を対象とします。

- ・2003（平成15）年度に県が公表した地震・津波予測を、最新の地形地盤データにより再度推計したもの

○ 前提条件

① 想定地震

- ・震源域 紀伊半島から足摺岬にかけての沖合約200キロメートルの南海トラフから一部陸域を含む陸側の区域
 - ・地震規模 Mw8.4（1854年 安政南海地震クラス）
 - ・震度状況 震度5強～7
- ※予想される最大浸水深は別図3，4を参照

② 想定条件

- ・冬の深夜に地震が発生
- ・避難速度は1分当たり35メートル
- ・浸水域外への最短直線距離の1.5倍の距離を避難

○ 被害想定

被害想定は、上記の地震・津波が発生した場合に、過去の被害事例等に基づき、発生する可能性のある被害の規模を推計したものであり、「現状」と「対策後」の2ケース推定されています。「現状」と「対策後」の設定条件は以下のとおりです。

① 現状

- ・避難開始のタイミングは、10分後に避難開始が20パーセント、20分後に避難開始が50パーセント、津波が到達してから避難開始が30パーセント
- ・平成25年3月時点の津波避難タワー及び津波避難ビルを考慮
- ・住宅の耐震化率は74パーセント

② 対策後

- ・避難開始のタイミングは、10分後に避難開始が100パーセント
- ・整備予定の避難路、避難場所及び津波避難タワーの整備が完了（整備率100パーセント）
- ・住宅の耐震化率は100パーセント

なお、さらなる対策を進めることで、より被害を減らすことが可能です。

- 「【高知県版】南海トラフ巨大地震による被害想定」において、県が試算した市域の被害想定数値は次のとおりです。

① 建物被害

総棟数 130,425 棟

被害の要因	全壊（棟）		半壊（棟）
	現状	対策後	現状
液状化	340	—	1,400
揺れ	8,100	800	18,000
急傾斜地崩壊	70	—	140
津波	2,200	—	18,000
地震火災	990	—	—
小計	12,000	800	38,000

—：未算出 ※ 四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

② 人的被害

人口 350,426 人（H17 国勢調査）

被災の要因	現状			対策後		
	死者 （人）	負傷者（人）		死者 （人）	負傷者（人）	
		うち重傷者	うち重傷者		うち重傷者	
建物倒壊	520	4,900	2,800	40	670	380
急傾斜地崩壊	10	10	10	—	—	—
津波	2,900	580	200	50	0	0
火災	20	40	10	—	—	—
ブロック塀の転倒 等	若干数	若干数	若干数	—	—	—
合計	3,500	5,500	3,000	90	670	380

—：未算出 ※ 四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

③ 1日後の避難者数

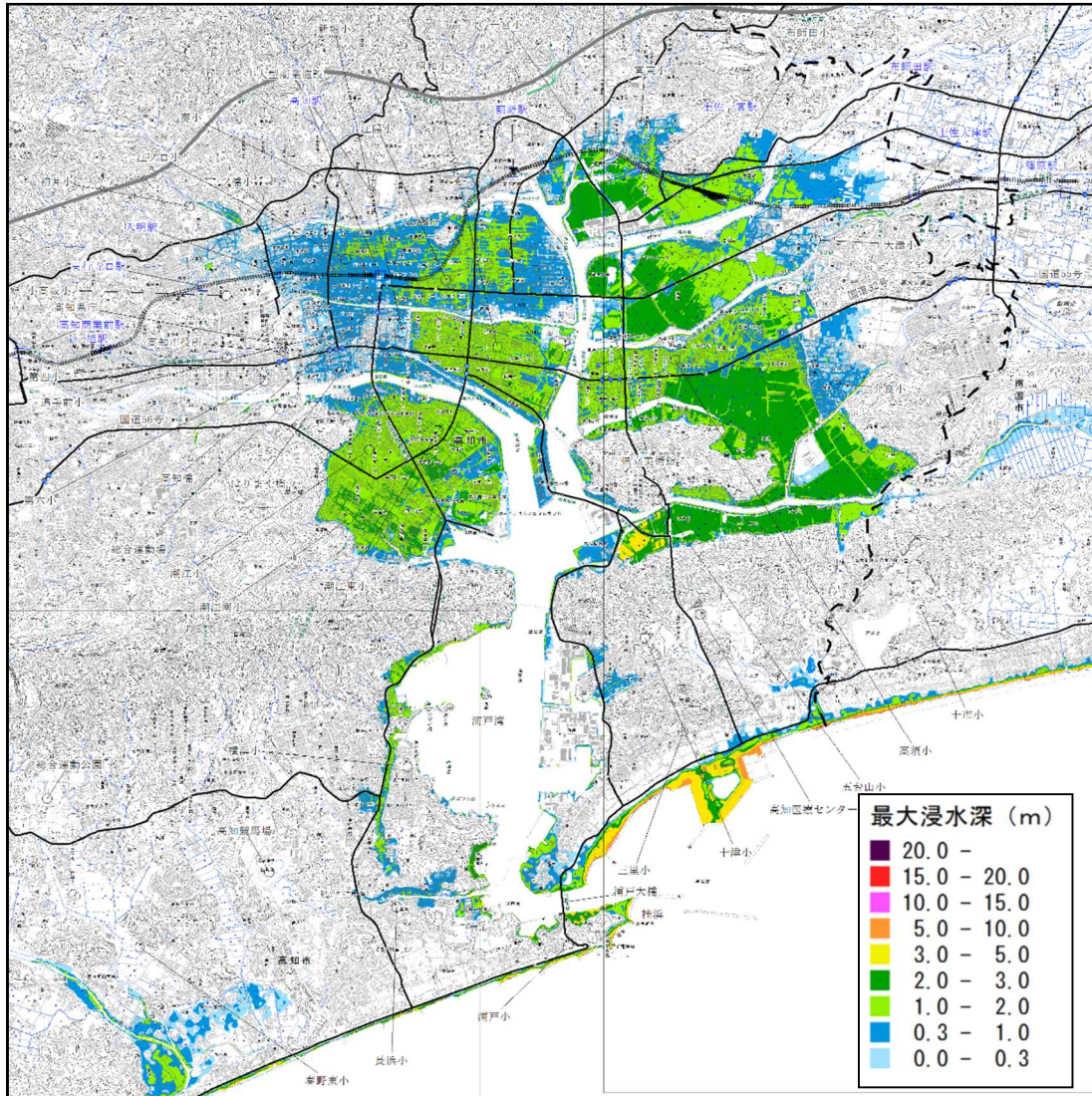
	現状	対策後
避難所への避難者（人）	74,000	58,000
避難所外への避難者（人）	40,000	30,000
合計	115,000	88,000

※ 四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

○ 津波浸水予測

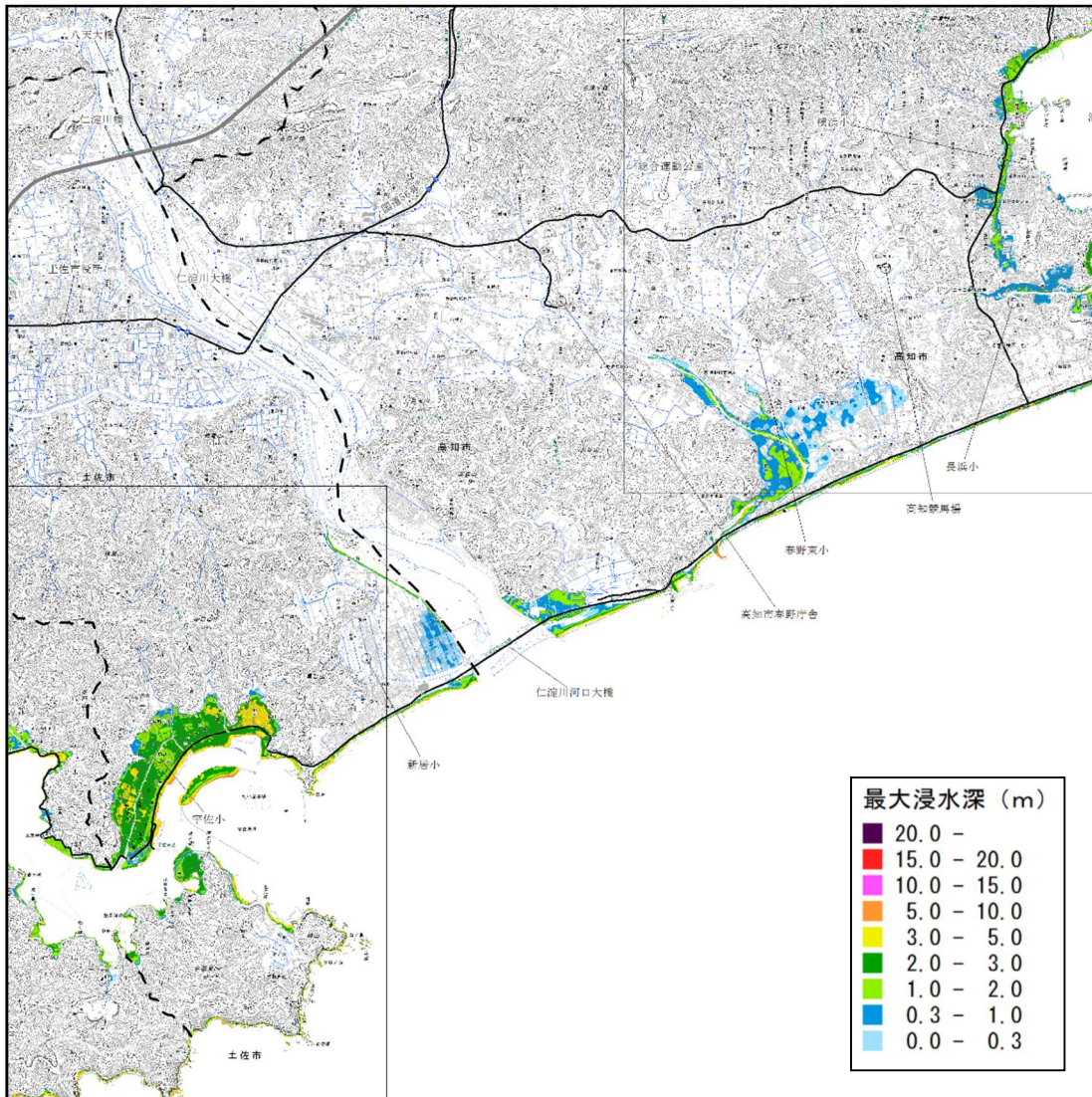
「【高知県版第2弾】南海トラフの巨大地震による震度分布・津波浸水予測 (平成24年12月)」津波浸水予測図 ※別図3, 4

別図3



発生頻度の高い一定程度の津波浸水予測図 (高知市中心部)

別図4



発生頻度の高い一定程度の津波浸水予測図（春野地区）

3 長期浸水被害

2013（平成25）年5月に県が公表した「【高知県版】南海トラフ巨大地震による被害想定」で示された以下の想定を対象とします。

○ 想定条件

- ① 地盤沈降量 1.70メートル（最大クラス ケース03）
- ② 対象潮位 朔望平均満潮位 T.P.+0.9メートル
- ③ 浸水範囲 浸水面積約2,650ヘクタール
- ④ その他
 - ・浸水エリア内の昼間人口約15万人，夜間人口約12万人
 - ・干満差を考慮

○ 被害想定

長期浸水が発生した場合に想定される影響は以下のとおりです。

- ① 堤防，護岸等
 - ・止水機能喪失
液状化による沈下及び損傷
 - ・堤防道路の通行不能
- ② 排水機場
 - ・排水機能喪失
地震による損傷
浸水による機能支障
動力（電気及び油）不足
- ③ 道路及び橋りょう
 - ・主要道路の浸水
 - ・がれきの堆積
 - ・橋りょうの損傷
- ③ 住民避難
 - ・浸水域外への避難困難（避難ビル滞在の長期化）
 - ・避難所の浸水及び被災（収容力不足）
- ④ 燃料
 - ・石油基地（タナスカ）の被災
 - ・供給ルートの途絶
- ⑤ 医療
 - ・医療施設の被災及び孤立
 - ・医薬品不足

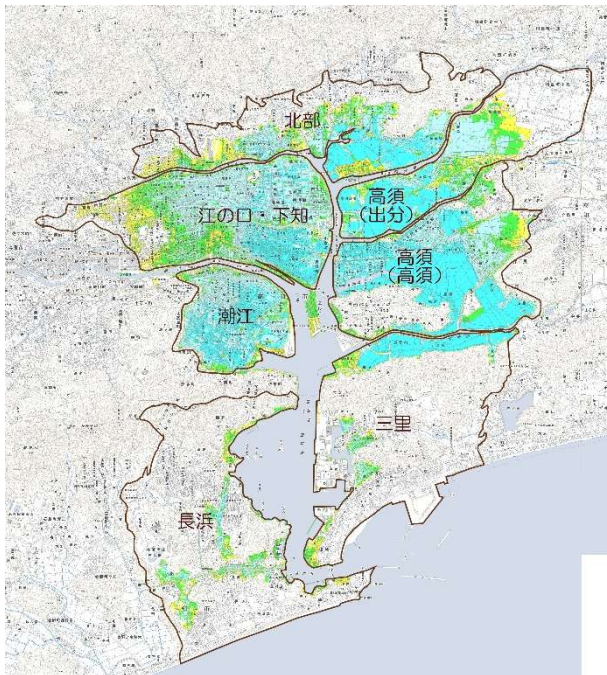
- ⑥ 衛生
 - ・ 衛生状態の悪化
 - ・ 有害物質の流出
 - ・ 遺体の収容及び埋葬の遅れ
- ⑦ 廃棄物
 - ・ 大量のがれき処理
 - ・ 処理場所不足

現状においては、耐震化されていない多くの堤防が沈下し、排水機場は全て機能停止するものと想定されます。

市街地の止水完了（堤防の緊急復旧）までの想定期間は、優先エリア（「江ノ口・下知」及び「高須エリア」）で発災18日後、その他エリア（「長浜」、「潮江」、「北部」及び「三里」）では42日後となっています。

また、排水完了までの想定期間は、優先エリアで発災44日後、その他エリアで67日後となっています。

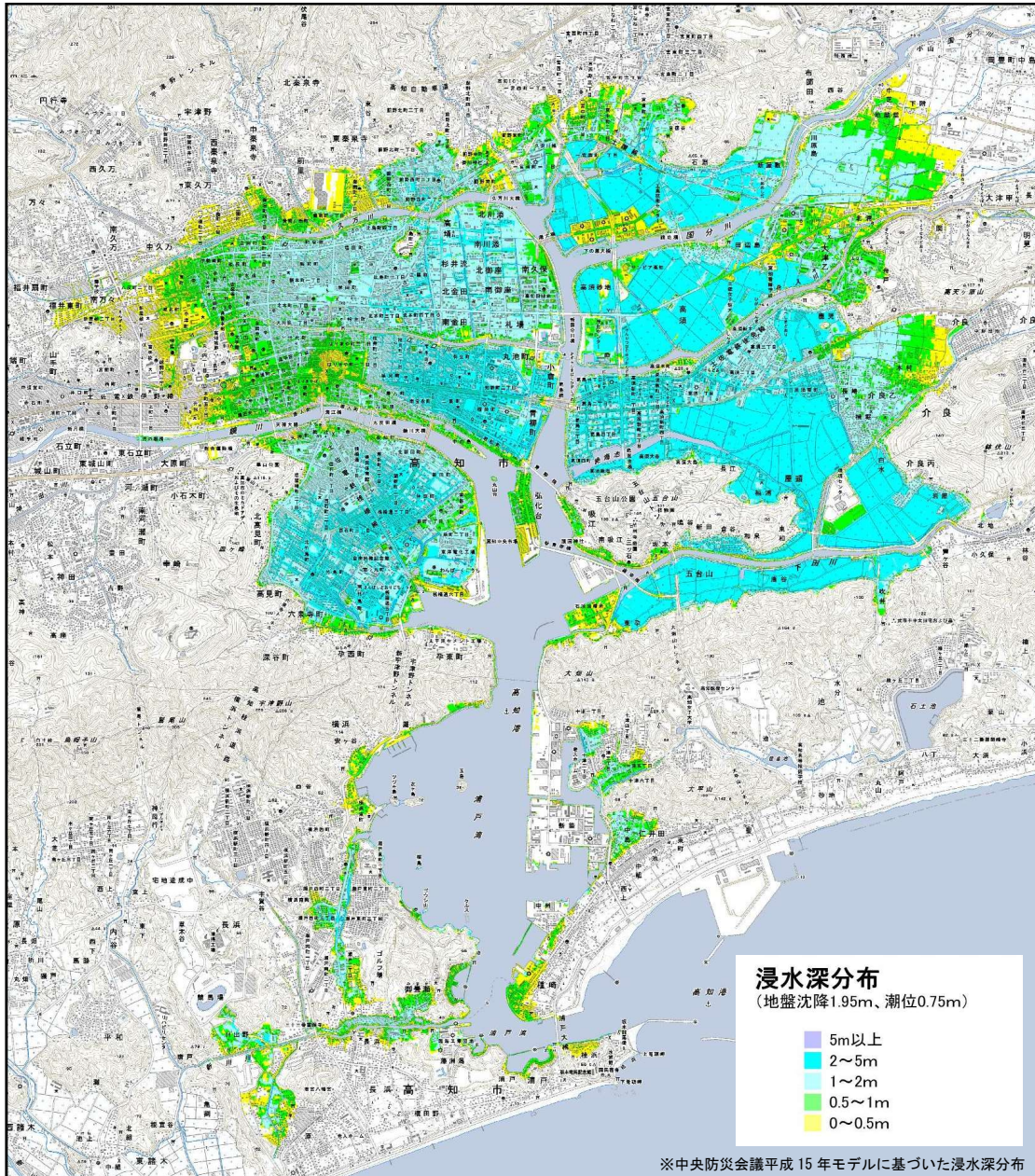
別図5



長期浸水域のエリア区分

なお、対策を講じることによって想定されている止水及び排水完了までの期間は大きく短縮することが可能です。

別図6



長期浸水範囲（浦戸湾周辺）

第9節 防災関係機関，市民等の処理すべき事務又は業務の大綱

市の地域に係る地震・津波防災に関し，防災関係機関，公共的団体，防災上重要な施設の管理者，市民，民間事業者，地域団体等の処理すべき事務又は業務は，一般対策編第1編 第3章「防災関係機関，市民等の処理すべき事務又は業務の大綱」に掲げる事務又は業務とします。

第10節 市民と行政が協働して行う安全・安心なまちづくりの推進

1 自助，共助及び公助による防災対策の推進

市民一人一人の自立と地域の絆を深め，市民，民間事業者，地域団体等が行う「自助」「共助」と，防災関係機関等が行う「公助」を防災及び減災の両輪として，一体となった安全・安心なまちづくりを推進していきます。

- 地域団体，NPO団体，民間事業者，大学等様々な主体を含む市民と行政が連携及び協働して防災対策を進めます。
- 平常時より災害に対する備えを心がけるとともに，災害発生時には初期消火や負傷者の救助，避難所の運営など市やその他の防災関係機関等が行う応急対策活動への協力に努めるものとします。

2 安全・安心なまちづくりの推進

- 災害に対して，それぞれの地域が抱える課題や脆弱性を見つけ，行政と協働でそれらの改善方法を検討します。
- 要配慮者に対する安否確認や避難支援体制についての検討を行います。

3 地区防災計画の作成

- 各地域の特性（自然特性・社会特性）や想定される災害等に応じた「地区防災計画」を地域団体等が中心となって作成し，地域防災力の向上につなげます。

※【資料編】「地区防災計画一覧」を参照

第2章 重点对策

第1節 揺れから命を守る対策

第1 基本方針

建築物の倒壊や家具等の転倒から命を守る対策を実施するとともに、耐震対策の実施により避難所や防災活動拠点施設の機能を確保します。

第2 方策

1 自助・共助

(1) 地震の揺れに備える

- 平常時から下記のような対策を講じ、自らや家族及び従業員の安全を確保するとともに、被害の拡大を防止するよう努めます。特に、社会福祉施設等においては「起き上がりに時間がかかる方」や「すぐに机等の下に隠れられない方」など、介護や配慮を要する方が多く利用していることも考慮し、施設内の安全対策に努めます。

- ・ 建築物の耐震診断や補強
- ・ 家具類の転倒防止及び照明や内装材の落下防止措置
- ・ ブロック塀等の倒壊防止対策

(実施主体) 市民, 民間事業者, 地域団体等

(2) 地震に伴う火災に備える

- 地震の揺れに起因して火災が発生するおそれがあるため、出火防止対策として、以下の対策の実施に努めます。
 - ・ 感震ブレーカー及びコンセントの設置
 - ・ 耐震安全装置の付いた火気使用器具の設置や定期的な補修点検
 - ・ 可燃物の落下、電気配線の踏み付けや下敷きの防止など火気使用器具周辺の整理整頓
 - ・ 火気使用器具や危険物容器の転倒及び落下防止対策
 - ・ 住宅用火災報知機の設置や定期的な保守点検
 - ・ 消火器等消火用具の設置や使用方法の確認
- 民間事業者等が行う出火防止対策として、以下の対策の実施に努めます。
 - ・ 法令に定める技術基準の維持並びに防災資機材の整備及び保管方法等安全な取扱いと適正管理
 - ・ 施設や設備の安全機能の作動の有無、転倒や落下物による危険の有無、周囲の整理整頓の状況等についての点検
 - ・ 消防用設備等の整備並びに火気使用設備器具の安全化及び防災管理の徹底
 - ・ 消火器等の消火設備の設置と定期的な安全点検

- 地域団体等が行う出火防止対策として、以下の対策の実施に努めます。
 - ・ 地域で管理している防災資機材等の点検及び維持管理
 - ・ 地域団体等における防火等の訓練
- (実施主体) 市民, 民間事業者, 地域団体等**

2 公助

(1) 建築物の耐震対策

- 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき耐震改修促進計画を作成し、当該施設の耐震診断及び耐震改修を促進します。
- 1981(昭和56)年5月31日以前の旧耐震基準で建築された木造住宅等において、耐震診断をさらに推進するとともに、耐震補強等への支援策についても拡大を図ります。
- 地震による地盤の揺れやすさを示したハザードマップの配布等により、家屋の耐震化等について啓発を行います。

(実施主体) 防災政策課, 建築指導課, 各施設所管課

(2) 家具等の転倒防止対策

- 家具等の転倒を未然に防止するためにパンフレットの作成及び学習会等を通じた啓発を実施し、個人住宅における家具や事業所等の書棚、器具などの転倒防止対策を推進します。
- 本市に居住し、住民登録を行っている者で構成する世帯に対して、転倒防止器具の取り付けを支援します。

(実施主体) 地域防災推進課

(3) 学校施設の耐震対策

- 発災時における児童、生徒等の安全確保や指定避難所としての機能を確保するために学校施設の耐震化を推進します。

(実施主体) 学校環境整備課

(4) 消防施設の耐震対策

- 発災時における迅速な消火活動や救助・救出活動につなげるために防災活動拠点施設となる消防庁舎及び分団屯所の耐震対策を推進します。

(実施主体) 消防局

第2節 津波から命を守る対策

第1 基本方針

正確に予測することができない津波から命を守るために最大クラスの津波を念頭に置いた避難対策（ソフト対策）を講じるとともに、避難空間の確保対策等（ハード対策）を実施します。

第2 方策

1 自助・共助

(1) いざという時の避難に備える

- 自宅や事業所などから近い緊急避難場所を把握し、それまでの間にあ
る危険箇所及び安全に通行可能な避難経路を把握します。
- 民間事業者や地域団体等は、近隣に住む避難行動要支援者の把握や、避
難誘導に協力できる体制の構築に努めます。
- 地域団体等は、市が実施する避難訓練等に参加するとともに、地域特性
に応じた独自の避難訓練を積極的に企画立案及び実施するよう努めます。
- 「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」（令和2年5月中央防災会議）
に規定された施設管理者又は事業者は、津波からの円滑な避難の確保に
関する事項等を定めた南海トラフ地震防災対策計画を作成します。

(実施主体) 市民, 民間事業者, 地域団体等

(2) 津波に関する知識を学び、身につける

- 発生しうる津波の特性やその津波に備えるための知識を習得するた
めに自主的に学び、津波防災に関わる取組に積極的に参加します。
- 訓練を通して、緊急時にとるべき実践的な行動を身につけます。
- 地域で発生した津波の履歴や避難時の危険箇所を把握します。
- 地域の次世代を担う人たちに津波の被災経験や危険性、地域での安全・
安心な暮らしを伝承し、持続的な防災及び減災に努めます。

(実施主体) 市民, 民間事業者, 地域団体等

2 公助

(1) 津波避難計画の推進

- 市民や観光客等が生命や身体を守るための適切な避難行動の実施及び
市民や各団体等の津波避難対策に資するよう基本的な対応を定めた「高
知市津波避難計画」を推進します。

(実施主体) 防災政策課

(2) 地域（地区別）津波避難計画の策定

- 津波浸水想定区域を抱える全ての小学校区において、地域の主体的な地域（地区別）津波避難計画の作成及び訓練等による計画の検証と修正が継続される仕組みづくりを支援するとともに、地域（地区別）津波避難計画を参考にした津波避難マップを作成し、住民に情報提供を行います。

(実施主体) 地域防災推進課

(3) 津波避難路、避難場所等の整備

- 最大クラスの津波に対応できるよう、近隣にある自然地形の高台などへの津波避難路や避難場所等の整備を推進します。
- 津波からの避難が遅れた避難者などが緊急に避難するために「高知市津波避難ビルガイドライン」に基づき、津波避難ビルの指定を推進します。
- 近隣に自然地形の高台や高層建築物の無い地域（津波避難困難地域）においては、津波避難タワーの維持管理により避難空間を確保します。
- 市所管施設の新築及び改築の際には、来庁者や市民が避難できるスペースの整備を推進し、緊急時の安全を確保します。
- 橋りょうの耐震診断等の調査を実施するとともに、耐震化を推進し、避難路や緊急輸送路の確保に努めます。

(実施主体) 地域防災推進課, 道路管理課, 道路整備課, 各施設所管課

(4) 海岸保全施設等の整備

- 沿岸部における防波堤、防潮堤等の整備など、海岸保全施設等の強化を図ります。

(実施主体) 国, 県

(5) 開口部の閉鎖対策

- 主要5水門については、影響度等を考慮し「高知港津波・高潮防災ステーション事業」の整備を進めるとともに県と共に運用します。
- その他の陸こう等開口部については、施設管理者と地域住民が連携し、閉鎖対策を推進します。

(実施主体) 防災政策課, 地域防災推進課, 国, 県

(6) 漂流物対策

- 船舶係留の徹底及び強化、貯木の囲い込み、漁業関連施設の耐浪性強化、漂流物防止柵の設置等の漂流物発生対策を強化します。
- 漂流物の石油タンク等危険物施設への衝突を回避するために防護壁の整備等の対策を実施するよう関係事業者を指導します。

(実施主体) 国, 県

第3節 長期浸水対策

第1 基本方針

地震に伴う被害のうち、特異な現象である地盤沈降による長期浸水被害について、「浸水抑制による被害軽減」、「浸水域からの迅速な救助」並びに「迅速な止水及び排水による早期復旧」を目的として予防対策を実施します。

第2 方策

1 自助・共助

(1) 長期浸水に備える

- 長期浸水の範囲や影響を正しく理解し、緊急避難場所等の確認を行います。
- 長期浸水区域内では、緊急避難場所での滞在が1週間以上になることを想定し、個人や地域団体等で緊急避難場所に食料や水を備蓄するよう努めます。

(実施主体) 市民, 民間事業者, 地域団体等

2 公助

(1) 長期浸水対策の推進

- 2013(平成25)年5月に県が公表した「【高知県版】南海トラフ巨大地震による被害想定」を基に、国、県、市その他関係機関が一体となって対策を推進します。
- 「高知県・高知市南海トラフ巨大地震対策連携会議」等において、対策の進捗よく状況を確認していきます。

(実施主体) 各課

(2) 止水及び排水対策

- 河川、海岸堤防等の耐震化を推進し、液状化による沈下を軽減して浸水を抑制するとともに、堤防道路としての活用を図ります。
- 排水機場を耐震及び耐水化し、長期浸水時にも活用可能なものとしします。

(実施主体) 河川水路課, 耕地課, 上下水道局, 国, 県

(3) 住民避難及び救助・救出対策

- 避難行動要支援者の避難支援や安否確認を行う体制について、地域団体等の協力を得ながら整備します。
- 津波避難ビル等に孤立した避難者のための資機材の備蓄や、救助・救出活動に必要な体制及び資機材の整備に努めます。

- 長期浸水区域外における避難所をできるだけ多く確保しておきます。
- 迅速な救助・救出のために避難者等の情報収集及び伝達手段の確保に努めます。

(実施主体) 防災政策課, 地域防災推進課, 消防局, 国, 県

(4) 燃料対策

- 初動時には燃料供給が困難となることが予想されるため、あらかじめ燃料を備蓄します。
- タナスカ等の石油基地の耐災化として、地盤の液状化発生の抑止と護岸の安定を図ります。
- 浸水想定区域外に、非常用発電機等を備えた「災害対応型SS（サービスステーション）」の整備促進を図ります。

(実施主体) 各課, 国, 県

(5) 医療救護対策

- 救護病院を核とした災害時医療体制を構築します。
- 長期浸水時における医療体制について事前に検討します。
- 県と連携し、医薬品の集積所、それらの仕分け及び搬送手段を検討します。
- トリアージを中心に災害医療訓練を実施するとともに、救護病院等との情報伝達訓練を実施します。

(実施主体) 保健所, 県

(6) 保健衛生対策

- 避難所が不足し、高密度な集団避難生活が長期化することによって、感染症等の発症リスクが高まる可能性があることを念頭に、感染症予防対策等の啓発を行います。
- 地域保健に係る被害状況を的確に把握し、地域のニーズにあった専門家の派遣を要請し、またコーディネートできる体制を構築します。
- 健康に影響のある化学薬品等の調査及び情報提供が円滑に実施できる体制を構築します。
- 災害時に提供される食品の安全確保のための啓発と衛生指導体制を整備します。
- 災害時の防疫体制を整備します。

(実施主体) 保健所, 県

(7) 廃棄物対策

○ 高知市災害廃棄物処理計画に定める基準に沿って仮置場候補地の選定を行います。

○ 周辺自治体や廃棄物処理関連団体等との応援協定の締結を行います。

(実施主体) 防災政策課, 環境部, 県

第4節 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

第1 基本方針

南海トラフ地震臨時情報（以下、「臨時情報」といいます。）を活かし、被害を軽減するために、すべての市民に対して、日頃からの地震への備えの再確認を促す取組を引き続き実施します。こうした取組に加え、後発地震やそれに伴う津波に備えるために、地震発生後の避難では間に合わないおそれのある市民や地域に対する自主避難を含めた事前避難の啓発等の防災対応を実施します。

第2 方策

1 自助・共助

(1) 後発地震に備える

- 臨時情報が発表された場合、避難場所・避難経路の確認や家庭や事業所等における非常持ち出し品の確認、家具・棚の固定など、日頃からの地震への備えの再確認をします。
- 臨時情報が発表された場合、津波到達時間が短く地震発生後の避難では間に合わないおそれのある居住者、耐震性の不足する住宅の居住者及び斜面崩壊のおそれがある範囲の居住者は、親類や知人宅等への避難を基本とした自主避難等の事前避難に努めます。

(実施主体) 市民, 民間事業者, 地域団体等

2 公助

(1) 住民啓発

- 講演会や広報誌等を通じて、臨時情報の制度周知に努めます。

○ 臨時情報の種類と発表条件

種類	発表条件
臨時情報 (調査中)	観測された異常な現象（南海トラフの監視領域内でM6.8以上の地震が発生した場合やひずみ計の観測により想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合等）が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査が開始された場合、又は調査を継続している場合
臨時情報 (巨大地震警戒)	南海トラフ沿いの想定震源域のプレート境界においてMw8.0以上の地震が発生したと評価された場合
臨時情報 (巨大地震注意)	南海トラフ沿いの想定震源域においてMw7.0以上の地震（巨大地震警戒に該当する場合は除く）や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価された場合
臨時情報 (調査終了)	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価された場合

- 臨時情報発表時には、すべての市民に対して、日頃からの地震への備えの再確認を促すほか、後発地震やそれに伴う津波に備えるために、地震発生後の避難では間に合わないおそれのある居住者等に対する避難指示の発令や耐震性の不足する住宅の居住者や斜面崩壊のおそれがある範囲の居住者に対する自主避難の啓発を行います。

(実施主体) 防災対策部

(2) 臨時情報（調査中）が発表された場合の防災対応

- 臨時情報（調査中）が発表された場合は、災害対策本部設置基準表に基づき、関係部局による準備配備体制を取ります。

(実施主体) 防災対策部, 上下水道局, 消防局

(3) 臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の防災対応

- 臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、災害対策本部設置基準表に基づき、関係部局による準備配備体制を取り、情報収集等の必要な対策を実施します。
- 住民への家具の固定などの日頃の地震への備えの再確認等の啓発のほか、津波到達時間が短く地震発生後の避難では間に合わないおそれのある居住者、耐震性の不足する住宅の居住者及び斜面崩壊のおそれがある範囲の居住者に対して、親類や知人宅等への避難を基本とした自主避難の啓発を行います。

- 来庁者の安全を最大限図るために庁舎の地震対策の再確認のほか、緊急連絡網や各課BCPの確認を行うなど、後発地震に備えます。

(実施主体) 防災対策部, 上下水道局, 消防局, 各課

(4) 臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の防災対応

- 臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、災害対策本部設置基準表に基づき、災害対策本部第1次配備体制を取り、後発地震やそれに伴う津波に備えるために、地震発生後の避難では間に合わないおそれのある範囲の居住者等に対する避難指示の発令のほか、必要な対策を実施します。
- 学校・保育所・幼稚園等については、室内安全対策の再確認をするとともに、後発地震から園児・児童・生徒等の命をより確実に守るために、休校・休園等の必要な対策を実施します。
- 住民への家具の固定などの日頃の地震への備えの再確認等の啓発のほか、耐震性の不足する住宅の居住者や斜面崩壊のおそれがある範囲の居住者に対して、親類や知人宅等への避難を基本とした自主避難の啓発を行います。
- 来庁者の安全を最大限図るために庁舎の地震対策の再確認のほか、緊急連絡網や各課BCPの確認を行うなど、後発地震に備えます。

(実施主体) 防災対策部, 保育幼稚園課, 学校教育課, 消防局, 各課

第5節 地域防災力の向上対策

第1 基本方針

「地域の安全等は自分たちで守る」を基本とした自主防災組織の育成及び強化と併せて、次の世代を担う子どもたちへの防災学習を通じ、地域の防災力の向上を図ります。

第2 方策

1 自助・共助

(1) 地域で災害に備える

- 地域団体等は、市が実施する防災訓練等に積極的に参加するとともに、夜間の避難訓練等様々な訓練を企画立案及び実施するよう努めます。
- 民間事業者や地域団体等は、近隣に住む避難行動要支援者を把握し、避難誘導に協力できる関係の構築に努めます。
- 市民や地域団体等は各自の役割を十分理解し、地震時には主体的及び積極的に避難所運営を行うとともに、運営を行うための体制整備に努めます。

(実施主体) 市民, 民間事業者, 地域団体等

(2) けが人や人命救助に備える

- 救急救命講習等を通じて、心肺蘇生法や自動体外式除細動器(AED)の使用方法など適切な応急手当について学ぶよう努めます。
- 訓練などに積極的に参加し、災害発生時における互いの救助・救出につなげます。

(実施主体) 市民, 民間事業者, 地域団体等

2 公助

(1) 自主防災組織の育成及び強化

- 「防災人づくり塾」などの人材育成事業や自主防災組織等を対象とした講習会及び訓練等を通じ、地域の防災意識の向上を図ります。
- 特定非営利活動法人日本防災士機構が認証する「防災士」資格を市民が取得するための支援を行うとともに、市内に在住又は通勤及び通学する防災士で組織する「高知市防災士連絡協議会」の活動支援を行います。
- 自主防災組織の活動を支援するために資機材整備や活動活性化を目的とした補助制度を充実します。

- 高知市防災リーダー研修等を通じ、自主防災組織のリーダーを育成します。

(実施主体) 防災政策課, 地域防災推進課, 消防局

(2) 自主防災組織間相互の協力体制の構築

- 自主防災組織相互の協力体制の確立を図るために先進地区の事例紹介や情報交換等を行うことを目的として、2015（平成27）年3月31日に設立された「高知市自主防災組織連絡協議会」の活動活性化に努めます。

(実施主体) 地域防災推進課

(3) 救助・救援体制の整備

- 指定避難所等に防災倉庫を設置し、災害時に市民が使用する救助用資機材等の整備充実を図ります。
- 各地区消防団や防災関係機関等と連携し、自主防災組織等による定期的な防災訓練の実施について支援するとともに、要配慮者に対する支援などを考慮した実践的な訓練を推進します。
- 消防署及び消防団屯所に、災害時に市民が使用する簡易救助用資機材（ノコギリ、バール等）の整備充実を図ります。

(実施主体) 防災政策課, 地域防災推進課, 消防局

(4) 防災教育の推進

- 総合的な学習の時間等において、児童及び生徒の発達段階に応じた防災学習を推進するとともに、実践的な避難訓練により地震・津波発生時における行動力の向上を図ります。
- 将来、地域防災を担うことのできる実践力を身につけた人材を育成するための教育を推進します。
- 児童及び生徒を通じ、学校、家庭及び地域が一体となった防災への取組を推進します。

(実施主体) 学校教育課

第6節 事前復興まちづくり計画の策定

第1 基本方針

南海トラフ地震の発生後、迅速に住まいとくらしを再建し、復旧・復興事業への着手、職員の業務の負担軽減、早期のまちの復興に繋げるために、被災後の状況を想定して復興基本方針（案）や地区別事前復興まちづくり計画をまとめた「高知市事前復興まちづくり計画」を策定します。

第2 方策

1 自助・共助

(1) 復興まちづくりへの取組

- 被災後の復興まちづくりに向けて、将来における地域の在り方を検討します。
- 地域における地区防災計画の策定や研修・講演会等の実施などにより、復興に関する取組を進めていきます。

(実施主体) 市民, 民間事業者, 地域団体等

2 公助

(1) 復興方針（案）の策定

- 南海トラフ地震の被災状況を想定し、命を守る、生活を再建する、なりわいを再生するなどの理念のもと、地域課題に対応した持続可能なまちづくりによる復興を目指し、既存計画との調整を図りながら復興方針（案）を策定します。

(実施主体) 防災政策課, 各課

(2) 復興手順の明確化及び復興体制の整備

- 復旧・復興に関する業務を明確にし、関係する法律や補助事業等を整理しながら、復興手順書を作成します。
- 震災からの復興業務は多岐にわたり、部局横断的な対応が必須になるため、事前に復興業務を実施する組織体制を整備します。

(実施主体) 防災政策課, 人事課, 行政改革推進課, 各課

(3) 地区別事前復興まちづくり計画の策定

- 対象地区の特性及び想定される被災状況に合わせた復興パターンを作成し、地域住民との検討会やワークショップを通して幅広い意見を反映した計画とすることで合意形成を図ります。

(実施主体) 防災政策課

第 3 章 災害予防対策

第1節 地震に強い市街地の整備

第1 基本方針

都市基盤整備が不十分で老朽化した住宅等が密集する市街地の面的な整備により、住宅等の改善やオープンスペースの確保を促進するとともに、市街地の耐震性の向上や火災発生抑制、延焼防止等防災性の向上を図ります。

第2 方策

1 公助

(1) 密集市街地の改善

- 住宅市街地総合整備事業や土地区画整理事業など多様な整備手法の検討を行い、住民と合意形成を図りながら、地区の特性に応じた市街地整備を進めます。

(実施主体) 都市計画課, 市街地整備課

(2) 広域防災拠点施設の整備

- 災害時における緊急避難場所としてのみでなく、臨時ヘリポートや耐震性非常用貯水槽なども備えた広域的な防災拠点施設を整備します。

(実施主体) 防災政策課, 上下水道局

(3) オープンスペース等の確保

- 災害時における緊急避難場所及び防災活動拠点となるオープンスペースと避難路を確保するために公園や都市計画道路の整備を推進します。

(実施主体) みどり課, 道路整備課

(4) タナスカ等の石油基地の耐災化

- タナスカ等の石油基地の耐災化として、地盤の液状化発生抑制と護岸の安定を図ります。

(実施主体) 国, 県, 民間事業者

第2節 地盤災害の予防

第1 基本方針

揺れによる被害について住民に周知するとともに、森林や里山の保全、土砂災害の未然防止など地盤災害の防止対策を危険度に応じ実施します。

第2 方策

1 自助・共助

(1) 地盤災害に備える

- 周辺地域の地形の特徴や過去の災害履歴及び土砂災害警戒区域等の位置を把握し、地震・津波発生時における緊急避難場所までの避難経路を想定しておきます。

(実施主体) 市民, 民間事業者, 地域団体等

2 公助

(1) 揺れによる被害の周知

- 土砂災害警戒区域や液状化危険度等の既存データを基にハザードマップ等を作成し、地震動に伴う土砂災害や液状化等について防災意識の啓発に努めます。
- 大規模に斜面や谷を埋めた盛土造成地のおおむねの範囲を示した「大規模盛土造成地マップ」を公表し、広く市民に周知します。
- 大地震によって崩壊する可能性のある宅地擁壁等については所有者等に周知し安全性向上を促します。

(実施主体) 防災政策課, 地域防災推進課, 都市計画課, 県

(2) 森林, 里山及び農地の保全

- 生物多様性の保全に最大限配慮し、防災機能とも調和した里山の保全に努めます。
- 森林の荒廃によるがけ崩れや樹園地等農地の土壌崩壊などを防止するために森林の保全や耕作放棄地の発生防止を図るとともに、農地の保全に努めます。

(実施主体) 新エネルギー・環境政策課, 農林水産課, 鏡地域振興課, 土佐山地域振興課, 春野地域振興課, 耕地課

(3) 土砂災害対策

- 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）による地すべり防止対策などを国・県に要望します。
- 土砂災害警戒区域等について、危険度の高い箇所から順次がけ崩れ防止対策工事を実施するとともに、県が所管する工事等については、その促進を県に要望します。

(実施主体) 地域防災推進課, 道路管理課, 道路整備課, 県

(4) 応急体制の整備

- 土砂災害や造成宅地崩落等が発生した場合に備えて、一般社団法人高知県建設業協会等との連携による応急時の体制整備を図ります。

**(実施主体) 地域防災推進課, 耕地課, 道路管理課, 道路整備課,
鏡地域振興課, 土佐山地域振興課, 春野地域振興課**

第3節 農林水産災害の予防

第1 基本方針

地震・津波による農林水産物の被害を軽減し、早急な復旧が可能となるよう、湛水防除事業や土地改良事業等による各施設等の整備を図ります。

第2 方策

1 公助

(1) 農業対策

- ハウス，農舎，その他共同利用農業施設等について，被害を最小限に止めるための対策を推進します。
- 畜産施設，特に家畜舎の骨組みを強化するとともに，家畜の予防接種などを徹底します。
- 津波によって農業用タンクから重油が流出することへの防止対策を推進します。

(実施主体) 農林水産課，鏡地域振興課，土佐山地域振興課，春野地域振興課，耕地課

(2) 林業対策

- 林道，作業道及び治山施設の被害を防止するために各施設をあらかじめ調査し，必要に応じて補強を行うなどの措置を実施します。

(実施主体) 鏡地域振興課，土佐山地域振興課

(3) 水産対策

- 春野漁港海岸長寿命化計画に基づき，防潮堤の適切な維持管理を行い，背後集落の防衛機能を維持します。

(実施主体) 農林水産課

第4節 中山間地域対策

第1 基本方針

がけ崩れ等による中山間地域の孤立を防止するために治山及び道路施設等の整備を実施するとともに、防災施設及び応急時の体制の整備を図ります。

第2 方策

1 公助

(1) 治山対策

- 国・県が行う治山事業等の進ちよく状況を随時把握するとともに、関係事業の実施を要望していきます。

(実施主体) 鏡地域振興課, 土佐山地域振興課

(2) 道路交通の整備

- 道路が寸断された場合を想定し、防災関係機関等と連携し孤立地域に対する陸・空路を含めた緊急輸送ネットワークを構築します。

(実施主体) 防災政策課, 地域防災推進課, 鏡地域振興課, 土佐山地域振興課, 耕地課, 道路管理課, 道路整備課, 県

(3) 防災施設及び設備の整備

- 中山間防災計画に位置付けた各地区の拠点となる公民館、集会所等への無線通信設備を整備します。
- 輸送手段確保のための緊急用ヘリコプター離着陸場等の整備を進めます。

(実施主体) 地域防災推進課

(4) 応急体制の整備

- 迅速かつ的確な災害対応と円滑な災害対策支部の運営を図るための体制を整備します。
- 土砂災害等が発生した場合に備えて、一般社団法人高知県建設業協会等との連携による応急時の体制整備を図ります。

(実施主体) 防災政策課, 地域防災推進課, 耕地課, 道路管理課, 道路整備課

第5節 防災啓発

第1 基本方針

広報活動や防災研修等を通じ、市民や事業所等に対して日頃からの災害に対する備えを啓発するとともに、各種防災訓練を実施することによって災害対応力の向上を図ります。

第2 方策

1 自助・共助

(1) 地震や津波を知る

- 本市で発生しうる地震・津波の特性を知り、その災害に備えるための知識を習得するために地域防災に関わる講演会、講習会等に参加するよう努めます。
- 地域で発生した災害の履歴や危険箇所等を把握及び確認します。
- 地域の次世代を担う人たちに被災経験や災害の危険性を伝承し、永続的な防災及び減災に努めます。

(実施主体) 市民, 民間事業者, 地域団体等

2 公助

(1) 防災教育及び啓発の実施

- 市民や事業所等の防災知識及び意識の向上を図るために広報紙、ホームページ等での情報提供とともに、防災マップ、ハザードマップ、パンフレット等の配布などによる広報活動を積極的に行います。
- 実践的な防災教育や訓練を通して、率先避難や発災前の事前避難など、災害時や災害発生のおそれがある場合に主体的に行動ができる地域住民、生徒等を育成します。
- 避難行動要支援者については、早い段階での避難開始が必要であることから、日頃から情報収集手段等の周知を図ります。
- 災害時要配慮者への支援については、避難行動要支援者対策に係る「全体計画、マニュアル・パンフレット」などを活用し、自主防災組織や町内会などに周知を行います。
- 要配慮者本人にも予想される被災状況や事前の備え等、防災に関する知識の周知を行い、自主防災組織活動への参加を促します。
- 事業所へは、災害により被害を受けても重要業務が中断しないよう、又は中断しても短い期間で再開することができるよう事業継続計画（BCP）の策定の必要性及び重要性について周知を図るとともに、策定に向けた支援を行います。
- 県内外から訪れる観光客等については、看板設置やパンフレット配置などにより、地震発生時の行動について周知を行います。

(実施主体) 防災政策課, 地域防災推進課, 広聴広報課, 健康福祉総務課, 産業政策課, 商業振興・外商支援課, 観光企画課, 観光魅力創造課, 学校教育課, 消防局

(2) 防災研修等の実施

- 市民や市職員，教育関係者，事業所の従事者，自主防災組織などを対象に，予想される地震・津波の規模や被害，事前の備え，また自ら率先した防災活動等が実行できるよう，必要な防災知識や心構えなどに関する研修等を積極的かつ継続的に実施します。

(実施主体) 防災政策課，地域防災推進課，人事課，消防局，教育研究所，各課

(3) 防災訓練の実施

- 災害を想定し，職員の役割に応じた参集訓練や避難誘導訓練など発災時の活動訓練を定期的の実施し，初動体制の確立を図ります。
- 防災関係機関と連携及び協力して現地訓練や情報収集伝達訓練等各種訓練を実施し，相互の緊密な連携体制を確立します。
- 市民や事業所等に対しては，地域の特性や環境に応じた各種訓練の実施を要請するとともに，訓練の指導及び支援を積極的に行います。
- 市をはじめ防災関係機関等が実施する訓練への積極的な参加を呼びかけます。
- 市内の小・中学校等については，消防計画等に基づき定期的に避難訓練等を実施します。
- 社会福祉施設等の管理者は，その施設利用者等を発災時に迅速かつ適切に避難させることに配慮した訓練を実施します。
- 各訓練実施後は，検証を経て課題等を明らかにし，今後の訓練に反映させるとともに，必要に応じて避難及び消防計画等の修正を行います。

(実施主体) 防災政策課，地域防災推進課，消防局，学校教育課，各課

第6節 自主防災組織体制の整備

第1 基本方針

災害時に地域住民自らが被害の防止及び軽減を図り被害を最小限に止めるよう、自主防災組織の設置を推進しその育成を図ります。

第2 方策

1 自助・共助

(1) 組織活動の促進

- 自主防災組織等の地域団体は、平常時から地域の災害特性に応じた学習会、訓練、資機材整備等の自主防災活動を行うとともに、学校や消防団等の地域の様々な団体と連携し、その活動の活性化や継続に努めます。
- 民間事業者は、予想被害からの復旧計画の策定、建物の耐震化、防災訓練等を実施するとともに、取引先とのサプライチェーン確保等事業継続のための取組を強化するなど防災力向上に努めます。

(実施主体) 民間事業者, 地域団体等

2 公助

(1) 自主防災に関する意識啓発

- 「防災人づくり塾」などの人材育成事業や自主防災組織を対象とした講習会等を通じ、地域の防災意識の向上を図ります。
- 特定非営利活動法人日本防災士機構が認証する「防災士」資格を市民が取得するための支援を行うとともに、市内に在住又は通勤及び通学する防災士で組織する「高知市防災士連絡協議会」の活動支援を行います。
- 自主防災組織が参加する訓練において初期消火訓練等の指導を通じ、防災意識の向上を図ります。

(実施主体) 防災政策課, 地域防災推進課, 消防局

(2) 自主防災組織づくりの推進

- 町内会等と連携し、市民が組織を結成するために必要な資料の提供や組織結成への指導及び助言を行います。

(実施主体) 地域防災推進課

(3) 組織活動の促進

- 結成した自主防災組織やそのリーダー等に対する勉強会及び講習会を開催し、地域防災力の向上に努めます。
- 各地区消防団や防災関係機関等と連携し、自主防災組織が実施する訓練等に参加し、適切な指導を行うとともに、活動の促進を図ります。

(実施主体) 防災政策課, 地域防災推進課, 消防局

(4) 自主防災組織への助成

- 自主防災組織が実施する学習会の開催，消防団や防災関係機関等と連携した防災訓練の実施，自主防災活動に必要な防災倉庫及び防災資機材の整備などを促進するために「高知市自主防災組織等育成強化事業費補助金交付要綱」及び「高知市防災資機材等整備費補助金交付要綱」に基づき必要な助成を行います。

(実施主体) 地域防災推進課

(5) 自主防災組織間相互の協力体制の構築

- 自主防災組織相互の協力体制の確立を図るために先進地区の事例紹介や情報交換等を行うことを目的として，平成27年3月31日に設立された「高知市自主防災組織連絡協議会」の活動活性化に努めます。

(実施主体) 防災政策課，地域防災推進課

(6) 事業所の自主防災体制の強化

- 多数の人が利用する事業所については，防火管理者及び防災管理者が消防計画の作成，各種訓練の実施並びに消防用設備の点検及び整備を行うよう指導し，出火防止及び初期消火体制の強化に努めます。
- 一定規模以上の事業所については，消防資機材を装備した「自衛消防組織」の設置及び隊員の講習訓練等の指導を行い，活動能力の向上を図ります。

(実施主体) 消防局

第7節 自主的な避難

第1 基本方針

市民や観光客等が災害から安全に避難できるよう、緊急避難場所等を知らせるサインづくりや避難方法の検討に取り組みます。

第2 方策

1 自助・共助

(1) 平常時の取組

- 自宅や事業所などから緊急避難場所までの間にある危険箇所及び安全に通行可能な避難経路を把握します。
- 迅速な避難を行うために市民一人一人が、警戒レベルや避難情報の意味を正しく理解します。
- 地域団体等は、市が実施する避難訓練等に参加するとともに、地域特性に応じた独自の訓練を積極的に企画立案及び実施するよう努めます。
- 緊急時でも迅速に安否確認等ができるよう、普段から家族や従業員、地域住民等との連絡先を把握するとともに、連絡方法を確認します。
- 土砂災害警戒区域にある要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を策定するとともに、避難訓練を実施します。

(実施主体) 市民, 民間事業者, 地域団体等

2 公助

(1) 日常から危険性を知らせるサインの整備

- ハザードマップなどとともに、過去の浸水範囲等を伝えるサイン等を整備し、日頃からの防災啓発に努めます。

(実施主体) 防災政策課, 地域防災推進課

(2) 緊急避難場所等を知らせるサインの整備

- 緊急避難場所や避難所を示す標識を分かりやすい場所に設置し、地域住民や観光客等の迅速かつ的確な避難につなげます。
- 夜間に避難する際においても目印となるよう避難誘導灯の整備に努めます。

(実施主体) 防災政策課, 地域防災推進課, 各課

(3) 要配慮者利用施設への支援

- 津波災害警戒区域にある要配慮者利用施設の避難確保計画策定や避難訓練実施などについて支援します。

(実施主体) 防災政策課, 地域防災推進課, 障がい福祉課, 高齢者支援課, 介護保険課, 地域保健課, 保育幼稚園課, 教育委員会, 国, 県

第8節 津波避難計画の策定

第1 基本方針

最大クラスの津波に備えた津波避難計画をあらかじめ策定します。

第2 方策

1 自助・共助

(1) 避難体制の確保

- 地域住民は、津波から近隣の高台や津波避難ビル等へ避難する対策として、その経路や場所等を定めた地区別津波避難計画を市と協働で策定し、適切な避難につなげます。
- 民間事業者や地域団体等は、近隣に住む避難行動要支援者の把握や、避難誘導に協力できる体制の構築に努めます。

(実施主体) 市民, 民間事業者, 地域団体等

2 公助

(1) 津波避難計画の策定及び推進

- 市民や観光客等が生命や身体を守るための適切な避難行動の実施及び市民、各団体等の津波避難対策に資するよう基本的な対応を定めた「高知市津波避難計画」を推進します。
- 津波浸水想定区域を抱える全ての小学校区において、地域の主体的な地域（地区別）津波避難計画の策定及び訓練による計画の検証と修正が継続される仕組みづくりを支援するとともに、地域（地区別）津波避難計画を参考にした津波避難マップを作成し、住民に情報提供を行います。

(実施主体) 防災政策課, 地域防災推進課

(2) 避難訓練の実施

- 県や消防局及び関係機関と連携し津波避難訓練を実施します。
- 自主防災組織等と連携し、住民が主体となった避難訓練を少なくとも年1回以上実施します。

(実施主体) 防災政策課, 地域防災推進課

第9節 要配慮者対策

第1 基本方針

災害時に、自ら迅速かつ的確な行動がとりにくい要配慮者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児等）への情報伝達体制や避難支援体制を確立します。

第2 方策

1 自助・共助

(1) 要配慮者支援体制の整備

- 避難支援等関係者は、平常時から行政と協働し、避難行動要支援者情報の把握や安否確認及び避難支援体制の確立を推進します。
- 地域団体等は、福祉避難所の迅速な開設及び適切な運営管理を実施するために行政と協働して開設及び運営訓練を実施します。
- 要配慮者は、できる限り地域の自主防災活動に参加するよう努めます。

(実施主体) 市民, 民間事業者, 地域団体等

2 公助

(1) 要配慮者支援体制の確立

- 災害時の要配慮者支援については「高知市災害時要援護者支援対応マニュアル」を基に対応することとし、関係各課が連携して支援活動が行えるよう体制を確立します。
- 災害時の要配慮者支援体制構築のために自主防災組織等による事前準備活動について、避難行動要支援者対策に係る「全体計画、マニュアル・パンフレット」などを活用し実施することとし、必要な助言や活動支援を行います。

(実施主体) 防災政策課, 地域防災推進課, 健康福祉総務課, 消防局

(2) 避難行動要支援者名簿

- 災対法第49条の10第1項の規定に基づき、避難支援等を実施する基礎とするため、避難行動要支援者名簿を作成します。名簿に掲載する避難行動要支援者の範囲は、以下の要件に該当する者とし、ただし、生活の基盤が自宅にない者、又は、自力で避難することが可能である旨を申し出た者については、名簿に掲載しません。

- ① 要介護認定3～5を受けている者
- ② 身体障害者手帳1・2級（総合等級）を所持する者
- ③ 療育手帳Aを所持する者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- ⑤ 日常生活において部分介助及び全面介助を要する在宅難病患者

- ⑥ 上記以外で特に支援の必要があり、支援を希望する者
- 災対法第49条の10第1項及び第2項の規定に基づき、避難行動要支援者名簿には以下の情報を記載します。当該情報は名簿作成に必要な個人情報であり、その入手方法については、関係各課で把握している情報の集約を行うとともに、市で把握できていない情報については、県その他の者に対し情報提供を求めます。
 - ① 氏名
 - ② 生年月日
 - ③ 性別
 - ④ 住所又は居所
 - ⑤ 電話番号その他連絡先
 - ⑥ 避難支援等を必要とする事由
 - ⑦ 上記以外に避難支援等の実施に関し必要と認める事項
- 災対法第49条の10第1項の規定に基づき、避難行動要支援者の状況は時間経過とともに常に変化しうることから、避難行動要支援者名簿を最新の状態に保つため、少なくとも年1回の名簿の更新を行います。
- 庁内においては市総合防災情報システム等を活用しながら関係各課で避難行動要支援者情報の共有化を図り、災害時に安否確認や生活支援が行える体制を構築します。
- 避難行動要支援者名簿については、避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに、名簿を活用した避難支援等そのものに対する信頼性を担保するために適正に管理します。
- 災対法第49条の11第2項の規定に基づき、発災時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつけるため、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報(名簿情報)を平常時から避難支援等関係者へ提供することについて当該避難行動要支援者本人に意思確認を行い、以下の避難支援等関係者となる者(その連合体を含む)に対して、名簿情報を平常時から提供するものとします。
 - ① 地区民生委員児童委員協議会
 - ② 高知市社会福祉協議会
 - ③ 地区社会福祉協議会
 - ④ 自主防災組織
 - ⑤ 町内会(自治会、自治公民館等を含む。)
 - ⑥ 高知市消防局
 - ⑦ 高知市消防団
 - ⑧ 高知県警察
 - ⑨ その他市長が認めた団体

○ 災対法第49条の12の規定に基づき、名簿情報の提供に際して情報漏えいを防止し、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために市が講ずる措置として、以下の措置を講じます。

- ① 管理者を限定するよう説明すること
- ② 個人情報が無用に共有、利用されないようにすること
- ③ 守秘義務が課せられていることを十分に説明すること
- ④ 厳重な保管を行うよう依頼すること
- ⑤ 必要以上に複製しないよう説明すること
- ⑥ 必要に応じて管理状況の報告を求めること
- ⑦ 平常時から名簿情報を保有しない者に対して災害時に提供する場合は、当該名簿情報の活用後に廃棄・返却等を求めること
- ⑧ 個人情報の適正管理に関する研修を開催すること

(実施主体) 防災政策課, 地域防災推進課, 健康福祉総務課, 介護保険課, 地域保健課, 健康増進課, 障がい福祉課, 基幹型地域包括支援センター, 子育て給付課, 子ども育成課, 母子保健課, 消防局

(3) 個別避難計画

○ 災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画(個別避難計画)の作成に努めます。作成に当たっては、以下のとおり優先度を設定します。

- ① 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲
次のいずれにも該当する者として。
 - ・ハザードリスクの高い地域に居住する者
 - ・ADL(日常生活動作)の低い者

② 作成目標期間
令和3年度から起算しておおむね5年間とします。

③ 作成の進め方
自助(自ら個別避難計画を作成すること)を基本として、共助・公助(自ら個別避難計画を作成することが困難な方について市が個別避難計画作成を支援すること)で補完していきます。

○ 災対法第49条の14第1項及び第3項の規定に基づき、個別避難計画には以下①から④までの情報を記載するものとします。当該情報は個別避難計画作成に必要な個人情報であり、その入手方法については、関係各課で把握している情報の集約を行うとともに、市で把握できていない情報については、県その他の者に対し情報提供を求めます。避難支援等を実施する上で配慮すべき心身に関する事項などについては、避難行動要支援者本人や家族、関係者(本人と関わりのある介護支援専門員や相談支援

専門員など)から情報を取得します。

- ① 名簿情報
 - ② 避難支援等実施者の氏名又は名称, 住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
 - ③ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - ④ その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項
- 個別避難計画の作成に際しては, 個別避難計画を作成すること及び個別避難計画に記載し, 又は記録された情報(個別避難計画情報)を平常時から避難支援等関係者へ提供することについて, 当該避難行動要支援者本人に意思確認を行います。
- 本人や家族の申し出, 平常時からの訪問活動, 見守り活動及び防災活動などの契機を通じて, 個別避難計画の更新の必要性を確認します。避難行動要支援者の状態(転居, 心身の状況等), 災害時の情報伝達(緊急連絡先等)又は避難誘導(避難支援等実施者, 避難先等)等の事情に変更があれば, 更新を行うよう努めます。更新の周期については, 本人又は避難支援等関係者から変更の申出があった場合に随時行うよう努めます。
- 個別避難計画については, 避難行動要支援者及び第三者のプライバシーを保護するとともに, 個別避難計画を活用した避難支援等そのものに対する信頼性を担保するために適正に管理します。
- 災対法第49条の15第2項の規定に基づき, 災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し, 個々の避難行動要支援者ごとの避難支援等の実効性を高めるため, 避難支援等関係者となる者(その連合体を含む。)に対して, 個別避難計画情報を平常時から提供するものとします。
- 災対法第49条の16の規定に基づき, 個別避難計画情報の提供に際して情報漏えいを防止し, 避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために市が講ずる措置として, 以下の措置を講じます。
- ① 管理者を限定するよう説明すること
 - ② 個人情報が無用に共有, 利用されないようにすること
 - ③ 守秘義務が課せられていることを十分に説明すること
 - ④ 施厳重な保管を行うよう依頼すること
 - ⑤ 必要以上に複製しないよう説明すること
 - ⑥ 必要に応じて管理状況の報告を求めること
 - ⑦ 平常時から個別避難計画情報を保有しない者に対して災害時に提供する場合は, 当該個別避難計画情報の活用後に廃棄・返却等を求めること
 - ⑧ 個人情報の適正管理に関する研修を開催すること

(実施主体) 地域防災推進課, 健康福祉総務課, 介護保険課, 地域保健課, 健康増進課, 障がい福祉課, 基幹型地域包括支援センター, 子ども育成課, 母子保健課, 消防局

(4) 施設への支援

- 社会福祉施設等の耐震化など, 利用者の安全確保に必要な設備の整備及び整備の補助等を行います
- 夜間時を含めた避難マニュアルや施設BCPの策定及び避難訓練の実施を支援します。
- 社会福祉施設等が被害を受け機能を失った場合に代替となりそうな施設の選定や運営方法などについて協議し, 体制や費用についての検討を行います。

(実施主体) 健康福祉総務課, 介護保険課, 障がい福祉課, 高齢者支援課, 保育幼稚園課, 福祉管理課

(5) 外国人への啓発及び支援

- 防災パンフレットの翻訳やホームページへの掲載等を通じて, 外国人の防災意識啓発を図ります。
- 市社会福祉協議会や県国際交流協会等と連携して, 災害時の外国人支援に関するボランティア活動等に協力します。

(実施主体) 総務課

(6) 福祉避難所の確保及び運営

- 一般の避難所での生活が困難な要配慮者が安心して生活できるよう, 社会福祉施設等と協定を締結し, 福祉避難所を確保します。
- 福祉避難所の迅速な開設及び適切な運営管理を実施するために各施設や地域の実情に応じて福祉避難所運営マニュアルを策定します。
- 被害状況により福祉避難所が不足することも想定されるため, 指定避難所のバリアフリー化を推進するとともに, 県や近隣市町村, 社会福祉施設等関係団体との協議等によって要配慮者の避難スペースを確保するよう努めます。

(実施主体) 健康福祉総務課, 地域防災推進課

(7) 避難支援等関係者との連携体制の確立

- 避難支援等関係者との協働により, 平常時から避難行動要支援者情報の把握や安否確認, 避難支援体制の確立を推進します。
- 避難支援等関係者による支援のための事前の活動や訓練について, 避難行動要支援者本人の協力や参加を促します。

- 災対法第50条第2項の規定に基づき、避難支援等関係者本人らの生命及び身体の安全を守ることが大前提であることから、避難支援等関係者が避難支援等を行う際に安全を確保するためのルールや計画などを地域住民全体で話し合って策定し、これを周知することに努めます。

(実施主体) 防災政策課, 地域防災推進課, 健康福祉総務課, 消防局

(8) 的確な情報伝達活動

- 災対法第56条第2項の規定に基づき、要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮に関しては、要配慮者に対し正確かつ迅速に情報提供を行うために個々の要配慮者にとって適切な伝達手段を検討し、地域住民等の連携による伝達など多様な伝達手段の整備に努めます。
- 情報伝達については、誰もが分かりやすい言葉や表現をもって伝達するとともに、同じ障害であっても必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意します。

(実施主体) 防災政策課, 地域防災推進課, 健康福祉総務課

第10節 災害対策本部体制の整備

第1 基本方針

迅速かつ的確な応急対策活動を実施するために災害対策本部体制を整備します。

第2 方策

1 公助

(1) 災害対策本部体制の整備

- 災害応急対策活動を迅速かつ的確に行うために職員の配備体制や勤務時間外における参集体制の整備を行います。
- 速やかな災害対策本部の設置及び運営や部局間の連携及び応援体制等確立するために救援対策本部，保健医療調整本部，支部運営本部，廃棄物対策本部，応急対策本部，上下水道対策本部及び消防対策本部の「本部設置・運営マニュアル」等を策定します。
- 各部局は総務担当課を中心に部局内の連携体制を整備するとともに，必要に応じ業務継続計画（BCP）を策定することにより応急活動体制を整備します。
- 応急救助機関の活動拠点や救援物資等の集積拠点，仮設住宅建設用地など地震発生後の応急期に必要な機能を，市内の各施設にどのように配置するかを定めた「南海トラフ地震応急期機能配置計画」を策定します。

(実施主体) 防災政策課，地域防災推進課，人権同和・男女共同参画課，健康福祉総務課，保健所，新エネルギー・環境政策課，都市建設総務課，上下水道局，消防局

(2) 初動体制の確保及び職員参集体制の整備

- 職員による災害時初動活動を迅速かつ的確に行うために「災害時初動活動マニュアル」を適宜修正するとともに，職員参集カードの導入を検討します。
- 災害対策本部を速やかに設置するために1次参集場所への参集を基本とします。ただし，被災状況等によって1次参集場所へ参集できない場合は，2次・3次の順に参集場所を変更します。
 - ・ 1次参集場所（各職場：本部要員は災害対策本部）
 - ・ 2次参集場所（支部等※）
 - ・ 3次参集場所（最寄りの小・中学校）
- 職員の参集状況は，市総合防災情報システム及び上記参集場所に整備した防災行政無線等を活用し把握します。

※支部等…鏡庁舎，土佐山庁舎，春野庁舎及びふれあいセンター（14施設）

(実施主体) 防災政策課，地域防災推進課，各課

第11節 受援体制の整備

第1 基本方針

広域で甚大な被害が発生し、本市の防災体制のみでは対応できない場合を想定し、受援体制を整備します。

第2 方策

1 公助

(1) 協定等の締結推進

- 防災関係機関や民間事業者と防災協定の締結を推進し、災害対応力の強化に努めます。
- 広域災害に備え、同時に被害を受ける可能性が低い自治体との相互応援協定の締結を推進します。
- すでに応援協定等を締結している関係機関とは、日常業務をはじめ連絡会や訓練等を通じて、応援時の実戦的な協力体制を確立強化します。

(実施主体) 各課

(2) 受援体制の確立

- 「高知市受援計画」に基づき、国・県・他市町村等からの外部支援の受入れや適切な配分など、受援に係る総合調整を早期かつ円滑に行うために、市内の受援体制を確立します。
- 「高知市南海トラフ地震対策業務継続計画」及び「高知市受援計画」の実効性確保と発災時の対応力向上のため、定期的な訓練を実施し、必要に応じて計画を見直します。

(実施主体) 防災政策課, 人事課, 各課

(3) 物資配送体制の確立

- 「高知市物資配送計画」に基づき、生活必需物資等を避難所まで早期かつ確実に届けるための体制を確立します。

(実施主体) 防災政策課, 産業政策課, 商業振興・外商支援課

第12節 災害情報等の収集伝達体制の整備

第1 基本方針

様々な応急対策を迅速に実施する上で基本となる被害状況など災害情報等の収集伝達体制の整備充実を図ります。

第2 方策

1 自助・共助

(1) 正確で素早い情報入手

- 災害情報や避難情報の種類や入手方法を普段から確認します。
- 携帯ラジオなど緊急時に有効な情報収集手段を準備します。
- 収集した情報を速やかに近隣住民等へ伝達できる体制の整備に努めます。

(実施主体) 市民, 民間事業者, 地域団体等

2 公助

(1) 収集伝達体制の整備

- 被害状況等各種情報の迅速な収集伝達及び共有化を図るために市総合防災情報システムの更なる充実を図ります。
- 防災関係機関や指定避難所等を結ぶ防災行政無線等の整備をはじめ、消防、清掃等の部局内専用無線などの通信ネットワークを充実させて、収集伝達機能の強化を図ります。
- 「Jアラート（全国瞬時警報システム）」から受信した緊急情報を、固定系防災行政無線から市民等へ瞬時に伝達できる体制を整えます。
- 各学校への緊急地震速報受信機の整備を図ります。
- 災害時優先電話の確保や衛星通信の活用など関係機関との協議を踏まえ、情報収集伝達機能の多様化を図ります。
- 自主防災組織等のネットワーク化や民生委員及び児童委員との連携強化、アマチュア無線の整備等により地域の被害情報等の収集体制を確立します。
- 被害状況等、災害時の情報収集の中核となる通信指令システムの更新による機能確保と、消防救急デジタル無線による情報収集体制の強化を図ります。
- SNSなど多様な伝達手段を活用し、災害情報を分かりやすく提供する仕組みを構築します。

- 「災害時オペレーションシステム」による、被害状況等各種情報の迅速な収集、伝達、共有機能の強化を図ります。

(実施主体) 防災政策課, 地域防災推進課, 地域保健課, 環境業務課, 上下水道局, 消防局, 学校環境整備課

(2) 予警報の伝達

- 市民等の迅速かつ的確な避難行動に結びつけるよう避難情報の意味を周知するとともに、その伝達方法等についてもあらかじめ検討します。
- 地震や津波の特性及び収集できる情報を踏まえ、避難情報発令の判断基準や発令対象地区、伝達手段等を取りまとめた「避難情報の判断・伝達マニュアル」の見直しを適宜行います。

(実施主体) 防災政策課, 地域防災推進課

(3) 被害情報等収集体制の整備

- 道路台帳等各施設のデータ化や共有化を行い、迅速な復旧業務につなげます。
- 「高知県住家被害認定士研修」等へ参加し、被害判定を行う人材の育成を行うなど内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を基に被害判定体制を確立するとともに、「高知市住家及び非住家被害認定マニュアル」に基づき、被害調査の平準化を図ります。
- 下水道等各施設の被害状況については、下水道BCPにより調査の迅速化を図ります。
- 災害発生後、速やかに復旧・復興のための用地選定が行えるよう、あらかじめ市有財産データや必要面積等を整理します。

(実施主体) 管財課, 税務管理課, 市民税課, 資産税課, 耕地課, 住宅政策課, 道路管理課, 河川水路課, 上下水道局

(4) 広報体制の確立

- 市民及び報道機関への災害情報、生活関連情報などを迅速に広報できるようLアラート(災害情報共有システム)などの基盤を整備するとともに、地震発生時に提供すべき情報についてあらかじめ整理するなど災害時における広報体制を確立します。

(実施主体) 防災政策課, 地域防災推進課, 広聴広報課

(5) 職員への伝達体制の強化

- 初期の災害対応を迅速に行うために気象台より発表された警報等を庁内放送や行政事務支援システムなどを用いて職員に伝達し、情報の共有を図ります。

(実施主体) 防災政策課, 地域防災推進課

(6) 国・県等関係機関への伝達体制の強化

- 災害対応を迅速に行うために国や県へ報告すべき情報についてあらかじめ整理するとともに、定期的に関係機関等の連絡担当者を確認するなど災害時伝達体制の強化を図ります。

(実施主体) 防災政策課, 地域防災推進課, 各課

第13節 市所管施設及び設備等の整備

第1 基本方針

被害を最小限に止めつつ業務継続あるいは早期復旧を可能とするために市所管施設の耐震強化をはじめ、浸水対策、コンピュータ設備の保護対策、救助資機材の整備等を推進し、災害に強い施設整備を図ります。

第2 方策

1 公助

(1) 市所管施設の防災体制の整備

- 業務機能が集中するとともに、災害時の拠点となる市庁舎等の施設については立地条件、建築構造、建築後経過年数等を勘案し、建替えや耐震診断及び補強等耐震対策を順次実施します。
- 指定避難所として位置づけされている所管施設については、避難スペースや情報収集機器の確保等、避難所として有効に活用するための整備を行います。
- 市所管施設の新築又は改築を計画する際は、防災の観点に基づき計画するとともに、代替エネルギーの活用を含め自家発電設備等の整備を図ります。

(実施主体) 各施設所管課

(2) 市所管施設の浸水対策

- 受電設備や資機材の整備等浸水対策を実施するとともに、排水機場など管理を委ねている市所管施設については、あらかじめ管理者、関係機関等との連携体制を整備し浸水対策を実施します。

(実施主体) 各施設所管課

(3) 市所管施設の停電対策

- 地震発生後の停電に備え、非常用電源設備等の設置を推進します。
- 非常用電源設備が浸水のおそれのある低層階に設置されている場合は、浸水するおそれのない階へ移動するなどの対策を講じます。
- 停電時の非常用発電設備の確実な起動のための適切な管理を行います。

(実施主体) 各施設所管課

(4) 情報処理体制の整備

- 情報処理システムに係る重要機器（サーバ等）については、耐災害性に優れた本庁舎や外部のデータセンターへ配置するとともに、発災後早期に必要な情報処理システムについては、庁舎内にバックアップシステムの整備を図ります。
- 通信障害に備え、通信回線や通信機器を多重化するなどの対策を講じます。
- その他については、「高知市情報セキュリティ基本方針」に基づき、被害を防止及び軽減するための対策を講じます。

(実施主体) 情報政策課, 各課

(5) オフィス家具等の転倒防止対策

- オフィス家具や機器類、展示物等の状況に応じた転倒防止とともに、老朽化したブロック塀の改修やガラスの飛散防止等の対策を推進します。

(実施主体) 各施設所管課

(6) 災害用資機材等の整備

- 市所管施設には応急時の備えとして、必要に応じ簡易救助用資機材等を整備します。
- 土のう用土砂や現地収集可能資材を把握し緊急時に備えます。
- 防災倉庫に整備している資機材の定期的な点検及び補充を行います。

(実施主体) 地域防災推進課, 各施設所管課

(7) わんぱくこうち施設対策

- 多くの親子が集うわんぱくこうちについては、民間遊具施設の耐震指導を行うとともに、災害発生時に飼育動物が逃走しないよう対策を講じます。

(実施主体) みどり課

第14節 避難施設及び体制の整備

第1 基本方針

迅速かつ的確な避難行動ができるよう避難誘導體制を整備するとともに、安全な避難生活を確保するために指定避難所等の整備を行います。

第2 方策

1 公助

(1) 緊急避難場所、避難所及び広域避難所の指定

- 指定緊急避難場所は、災害の危険性から命を守るために緊急的に避難をする場所として、災対法第49条の4に基づき、緊急的に避難ができるよう確実に開放されている場所又は施設（管理条件）のうち、災害が及ばない場所又は施設（立地条件）であること、立地条件を満たすことはもとより、満たさない場合であっても、耐震性を有し、津波等の浸水想定以上の避難スペースを有するなど安全な構造（構造要件）であること等を総合的に勘案し、指定を進めていきます。また、近隣に自然地形の高台が存在しない区域においては「高知市津波避難ビルガイドライン」に基づき、公共施設や民間のマンション等の指定を進めていきます。
- 指定避難所は、災害の発生時における被災者が一定の期間避難生活を送るための施設として、災対法第49条の7に基づき、主には、避難生活の長期化が想定される南海トラフ地震を想定して、耐震性を有し、津波等の災害が及ばない施設を基本に指定を進めていきます。収容人数の基準は、おおむね2平方メートルに1名とし、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に係る収容人数の基準は、4平方メートルに1名とします。
- 指定広域避難所は、指定避難所のうち、市域を越えた広域的な避難を行った場合に滞在するための施設で、「中央圏域における広域避難に関する協定書」に基づき、市内で避難所が不足する場合に備え、避難先市町村と協議の上、指定を進めていきます。

(実施主体) 防災政策課, 地域防災推進課

(2) 福祉避難所の指定

- 災害時要配慮者の避難所として福祉避難所の指定を行います。
- 福祉避難所は、日常より要配慮者が利用する公共施設や、社会福祉施設等へ協力を依頼し、承諾が得られた施設を指定します。
- 福祉避難所については市内で可能な限り多く指定をし、災害発生後の状況により開設及び運営を行います。

(実施主体) 健康福祉総務課, 地域防災推進課

(3) 緊急避難場所及び避難所の整備

- 本庁舎等市所管施設の新築及び改築の際には、来庁舎や市民が避難できるスペースの整備を推進し、緊急時の安全を確保します。
- 発災時における児童、生徒等の安全確保及び指定避難所としての機能を確保するために学校施設の耐震診断及び耐震補強工事を推進します。
- 指定避難所については、耐災害性の確保に努めるとともに、福祉避難所が不足した場合に備え、バリアフリー化や障害者対応用設備の設置などに努めます。
- 避難所の開設及び運営に必要な資機材を整備するとともに、被災者への炊き出しの実施に備え、給食施設の活用を検討します。

(実施主体) 各施設所管課

(4) 避難所の開設及び運営体制の整備

- 各避難所の迅速な開設及び適切な運営管理を実施するために「避難所運営マニュアル」の策定を支援します。
- 大規模災害時の避難所運営においては、市が配備する人員だけでは不足することが想定されることから、運営施設管理者をはじめ、自主防災組織及び教職員等と協力し運営できる体制をあらかじめ確立します。
- マニュアルでは、多様な避難者の視点に立ち、特に災害時要配慮者の特性や被災時の男女のニーズの違い等に配慮した避難所の運営管理方法について記載します。
- ペットについては、原則として室内への持ち込みは禁止しますが、専用のスペースを確保する等の対応をマニュアルの中に整備します。
- マニュアルに基づく避難所開設及び運営訓練を定期的実施します。
- 避難所の感染症対策について、「避難所における新型コロナウイルス等感染症対応マニュアル」及び「緊急避難場所、避難所の感染症対策に関する運営手引」に基づき、避難所の担当職員に研修会等で周知し、対応できるようにします。
- 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、「大規模災害時における避難所としての施設の使用及び救援物資の提供に関する協定」に基づき、必要な場合には、ホテルや旅館等を活用します。

**(実施主体) 福祉管理課, 第一福祉課, 第二福祉課, 指導監査課,
地域コミュニティ推進課, 鏡地域振興課, 土佐山地域振興課,
春野地域振興課, 学校教育課, 学校環境整備課, 地域保健課,
防災政策課, 地域防災推進課, 各学校**

(5) 福祉避難所の開設及び運営体制の整備

- 福祉避難所の運営については、施設管理者や支援者と協働で行えるよう福祉避難所運営マニュアルや体制の整備を進めます。

(実施主体) 健康福祉総務課, 地域防災推進課

(6) 避難誘導體制の整備

- 生命を守るために緊急的な避難が必要な場合は緊急避難場所に避難するものとし、自主防災組織を中心とする避難誘導體制を整備します。
- 避難誘導及び安否確認並びに園児、児童及び生徒の引き渡し等について、関係者及び関係機関と連携体制を確立するとともに、避難誘導マニュアル等災害時の行動マニュアルを作成します。
- 避難行動要支援者対策に係る「全体計画、マニュアル・パンフレット」に基づき、避難行動要支援者の避難を安全かつ円滑に行うことのできる体制を整備します。
- 陸上及び海上交通機関における避難については、防災関係機関等と連携し、避難誘導體制の整備を促進します。

(実施主体) 防災政策課, 地域防災推進課, 健康福祉総務課, 保育幼稚園課, 子ども育成課, 学校教育課, 各学校, 消防局

(7) 指定緊急避難場所及び指定避難所の広報

- 津波浸水想定区域、指定緊急避難場所や指定避難所の所在、その他市民等が円滑に避難を行う上で必要な情報を記載した防災マップやハザードマップを作成し、市民等への周知徹底に努めます。
- 自主防災組織による地区別防災マップの作成を支援します。

(実施主体) 防災政策課, 地域防災推進課

第15節 備蓄体制の整備

第1 基本方針

大規模災害が発生した場合に備え、食料や生活必需物資（以下、「生活必需物資等」といいます。）、応急資機材の備蓄等を計画的に行うとともに、備蓄物資等の円滑な供給体制を整備します。

第2 方策

1 自助・共助

(1) 市民等の備蓄

- 市民は、災害時の状況を想定し、必要となる食料や物資等、以下のような備蓄に努めます。
 - ・ 家族3日分以上の水及び食料と生活必需品
 - ・ 非常持ち出し品（マスク、体温計、救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）
 - ・ 食物アレルギー等、食事に特別な配慮の必要な人は、おおむね1週間分の食料
 - ・ 持病がある人は、1週間分程度の医薬品
 - ・ カセットコンロ、七輪等調理器具及び燃料
 - ・ 停電時でも使用可能な暖房器具（石油ストーブ等）及び燃料
 - ・ 自動車の燃料（半分程度になったら給油）
- 民間事業者は、業務の継続に必要な人員分を目安に、同様の備蓄に努めます。
- 地域団体等は必要に応じて防災倉庫を設け、防災資機材や燃料などを備蓄及び管理します。

(実施主体) 市民, 民間事業者, 地域団体等

(2) ライフライン停止への備え

- 夜間の災害に備え、懐中電灯や乾電池等をすぐに持ち出せる場所に用意します。
- 冬季の災害に備え、停電時でも使用可能な暖房器具と燃料の備蓄に努めます。
- ガス供給停止に備え、カセットコンロ、七輪等簡易調理器具の備蓄に努めます。
- 断水に備え、必要な飲料水を家族構成に合わせて3日以上備蓄するよう努めます。

- 公共下水道の機能障害に備え、おおむね1週間分の携帯トイレの備蓄に努めます。

(実施主体) 市民, 民間事業者, 地域団体等

(3) 応急対策用資機材の備蓄

- 民間事業者は、道路、下水道施設など市所管施設の応急対策工事等に必要資機材を備蓄するなど、市が実施する防災に関する施策に協力するよう努めます。

(実施主体) 民間事業者

2 公助

(1) 備蓄スペースの確保

- 生活必需物資等については、発災後の道路状況や輸送体制等を勘案した場合、小・中学校などの指定避難所に分散備蓄することが効率的であることから、小・中学校などの防災倉庫や教室の活用等により備蓄スペースを確保するよう努めます。
- 指定避難所で備蓄スペースを確保できない場合には、備蓄用倉庫に集中備蓄することを検討します。

(実施主体) 防災政策課, 地域防災推進課, 学校教育課, 学校環境整備課

(2) 生活必需物資等の備蓄

- 生活必需物資等の備蓄に当たっては、国・県の備蓄に関するガイドライン等を基に、品目及び必要量を再検討するとともに、「高知市備蓄計画」に基づき、備蓄計画を策定し計画的に備蓄します。

(実施主体) 防災政策課, 各課

(3) 流通業界との協定

- 備蓄物資が不足する場合を想定し、あらかじめ県内外流通業者等と生活必需物資等の供給協定を締結します。

(実施主体) 商業振興・外商支援課

(4) 応急対策用資機材の備蓄

- 施設の応急対策工事等に必要資機材については、関係業者との応援協定等連携体制の整備と併せて、備蓄しておくことが適当な資機材はあらかじめ備蓄します。

(実施主体) 道路管理課, 道路整備課, 河川水路課, 上下水道局, 各課

(5) 救助用資機材の備蓄

- 長期浸水により津波避難ビル等に孤立した避難者の救助のためにボート等の資機材を確保しておきます。
- 指定避難所に設置する防災倉庫に救助用資機材を整備します。

(実施主体) 防災政策課, 地域防災推進課

(6) 水防用資機材の備蓄

- 水防倉庫を整備し、土のう等水防用資機材を備蓄します。

(実施主体) 防災政策課

(7) 燃料備蓄

- 業務継続を円滑に行うために燃料を備蓄します。
- 非常用発電機等を備えた「災害対応型SS（サービスステーション）」の整備促進を図ります。

(実施主体) 防災政策課, 各課, 防災関係機関

(8) 市民等の啓発

- 広報紙や講習会等を通じ、市民や事業所等に生活必需物資等の備蓄の必要性を啓発していきます。

(実施主体) 防災政策課, 地域防災推進課

第16節 緊急輸送体制の整備

第1 基本方針

緊急時の輸送ルートや輸送拠点の設定など緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、応援協定等に基づく輸送体制を確立する。

第2 方策

1 公助

(1) 緊急輸送ルートの設定等

- 陸上輸送確保のために「高知県緊急輸送道路ネットワーク計画」で設定された第1次及び第2次緊急輸送道路と防災拠点施設を結ぶ道路を第3次緊急輸送道路として設定します。
- 空路輸送確保のために県や自衛隊との連携を図るとともに、被害想定等も考慮し臨時ヘリポートを分散して選定します。
- 臨時ヘリポートについては、有効に機能させるための運用体制を明確にするとともに、ヘリサインについても県と連携し整備に努めます。
- 海上輸送確保のために港湾施設及び船舶の使用について、国、港湾管理者等と協議し連携体制を確立するとともに、必要な人員、資機材等を確保します。

(実施主体) 防災政策課, 地域防災推進課, 商業振興・外商支援課, 耕地課, 道路管理課, 道路整備課

(2) 緊急輸送ルートの整備

- 道路施設については、市道はもとより国道・県道についても、施設管理者への要請や協議などを通じ、危険箇所や埋設物情報の共有化及び橋りょうの補強に努めます。
- 都市計画道路の整備促進に努めます。
- 発災時の緊急輸送道路機能の確保のため、道路に埋設している非耐震防火水槽の撤去等を行います。

(実施主体) 耕地課, 道路管理課, 道路整備課, 消防局

(3) 連携体制の整備

- 緊急時の道路交通を確保するために交通規制や緊急車両の通行などについて県警察本部等との連携体制を確立します。
- 道路施設の効率的な応急対策を実施するために防災関係機関等との連携体制を確立します。

- 道路施設の応急対策等必要な資機材については、既に協定を締結している一般社団法人高知県建設業協会等との連携や県外業者との協定を検討するなど調達体制を確立します。

(実施主体) 耕地課, 道路管理課, 道路整備課

(4) 資機材等集積場所の抽出

- 応援協定等に基づき県内外から供給される応急用資機材等の集積場所についてあらかじめ候補地を抽出し、災害発生後はその被害状況に応じて集積場所を設定します。

(実施主体) みどり課, 住宅政策課, 道路管理課, 道路整備課, 上下水道局

(5) 緊急輸送車両の確保

- 輸送拠点に集積した資機材等を市内各地に迅速に輸送するために、運送事業者等との連携及び県への要請により緊急輸送車両を確保します。
- 緊急輸送車両の燃料については、県石油業協同組合との協定に基づく円滑な供給体制を確立します。
- 応急対策活動に使用する車両を公安委員会へ事前届出することにより、災害発生時における確認標章や証明書の交付時間を短縮し、迅速な活動につなげます。

(実施主体) 管財課

(6) 代替交通手段の確保

- 鉄道・軌道の公共交通機関が通常運行できなくなった場合に備え、関係機関と共にあらかじめ代替交通手段について検討します。
- 「災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定書」に基づき、被災者が市外等への広域避難する場合の輸送手段を確保します。

(実施主体) 防災政策課, 交通戦略課

第17節 消火，救急及び救助体制の整備

第1 基本方針

地震災害では，倒壊家屋や同時多発火災の発生など広域で甚大な被害が想定されることから，未然の防止とともに，迅速な消火，救急及び救助活動により人的被害を最小限に止めるために体制を整備します。

第2 方策

1 自助・共助

(1) 災害時のけがや人命救助への備え

- 防災訓練や救急救命講習等に参加し，適切な救助方法のほか，心肺蘇生法や自動体外式除細動器（AED）の使用方法等について学ぶよう努めます。

(実施主体) 市民，民間事業者，地域団体等

2 公助

(1) 消防対策本部体制等の整備

- 消防対策本部体制は，市災害対策本部との一体的な体制の整備を図ります。
- 消防対策本部体制を充実強化するとともに，消防団との連携強化を図ります。
- 消防対策本部の円滑な運営を実施するためにハード整備（災害時オペレーションシステム等）の充実及び強化を図ります。

(実施主体) 消防局

(2) 消防活動

- 大規模災害時の具体的な活動を定めた「高知市消防局大規模自然災害対策基本計画（地震・津波編）」を適宜見直し，予防・応急に係る消防活動の充実を図ります。
- 危険物，化学薬品等を取り扱う施設については，査察等を通じ，貯蔵，取扱い等に関する指導の徹底を図ります。
- 津波火災の発生危険が高い地区に対する津波火災警防計画を策定し，津波火災への対応力向上を図ります。

(実施主体) 消防局

(3) 通信体制の整備

- 災害時の通信手段として、公衆回線網だけでなく、消防救急デジタル無線や地域衛星通信ネットワークなど、通信設備の多重化を図り、災害に強い通信体制の整備に努めます。
- 広域応援組織及び防災関係機関との通信体制を確立するために消防救急デジタル無線、地域衛星通信ネットワーク、防災総合波等の円滑な活用を図るとともに、災害に強い無線設備の整備に取り組みます。

(実施主体) 消防局

(4) 消防水利の整備

- 消防水利の多くを占める消火栓は、地震発生時には配水管の破損等により使用不可能になると予想されるため、「高知市消防水利整備基本計画」に基づき耐震性防火水槽及び耐震消火栓の充実整備を図ります。
- 有効な自然水利等の消防水利指定と環境整備を図ります。

(実施主体) 消防局

(5) 簡易救助資機材等の整備

- 地域防災力の要である各消防団に、市民が使用する資機材の整備充実を図ります。
- 浸水地域での救助等、活動手段の確保として各署所、分団等へ救命ボートを整備します。

(実施主体) 消防局

(6) 防災拠点の確立

- 合併による市域の拡大や人口動態の変化等に伴う消防需要に対応するとともに、災害時の防災拠点として機能し得る消防庁舎の建設と併せて、消防車両をはじめとする資機材の充実等、消防力の充実強化に取り組みます。

(実施主体) 消防局

(7) 流出油災害体制の確立

- 査察等の実施により、違反の是正及び改善に努め油流出の未然防止を図ります。
- 防除措置義務者、防災関係機関等との連携により防除体制の確立を図るとともに、付近住民等への二次災害の危険防止を考慮し、避難及び警戒体制を含め防災関係機関等と連携を図ります。
- 農業用燃油タンク及び漁業用燃油タンクに係る減災対策を図ります。

(実施主体) 農林水産課, 春野地域振興課, 消防局

(8) 傷病者、要配慮者に対する搬送体制の整備

- 救急車及び災害時に傷病者の搬送のために必要な車両（マイクロバス、作業車等）の整備を推進するとともに、医療機関等との連携により、特定の医療機関に傷病者が集中しない搬送体制を確立します。
- 災害時要配慮者の安全確保のために関係部局と連携を密にし、地域が取り組んでいる体制づくりの推進に協力します。
- 浸水地域での搬送手段として各署所、分団等へ救命ボートを適正に配置し、充実強化を図ります。

(実施主体) 健康福祉総務課, 地域保健課, 消防局

(9) 関係機関との連携

- 防災関係機関や建設業者、医療機関等との連携を密にし、訓練等を通じた確な救急・救助体制ができるよう整備を図ります。

(実施主体) 消防局

(10) 消防団員及び自主防災組織の育成強化

- 地域と密接な関係である消防団の災害時における対応力の向上を図ります。
- 市民の自主的な消火、救助及び救護能力の向上を図るために地域住民による自主防災組織の結成を促進し、訓練等を通じた適切な指導を行い、活動の推進を図ります。
- 市全域的に発生する消火、救助及び救急事象に対応するために消防職及び団員はもとより一般職員及び自主防災組織についても救助・救急知識等の技能についての育成指導を行い、人命救助・救急体制の充実強化を図ります。
- 消防局の実施する「定期救命講習」等を充実させ、地域でのバイスタンダー（救急現場に居合わせた市民）の育成を強化し、災害時の救護体制の充実を図ります。

(実施主体) 地域防災推進課, 消防局

第18節 医療救護体制の整備

第1 基本方針

倒壊家屋の下敷きや津波浸水等により多数の傷病者が発生することを想定し、医療救護活動を実施する体制を整備します。

第2 方策

1 公助

(1) 保健医療調整本部体制の整備

- 災害時に円滑な医療救護活動を実施するために「高知市災害時医療救護計画」に基づき保健医療調整本部体制を整備します。
- 医療機関等との訓練を通じて、病院施設の被害状況、診療可否情報、傷病者数及びその他必要な情報を収集する体制を整備します。
- 重傷者等の緊急搬送については、緊急輸送体制に基づく広域医療搬送を含む連携体制の検証を重ねます。

(実施主体) 保健所

(2) 医薬品及び医療用資機材の備蓄

- 医薬品は災害拠点病院等で備蓄するものとし、不足した場合に備え、県と共に県薬剤師会高知市支部、薬局、医薬品販売業者等との協力体制の構築に努めます。

(実施主体) 地域保健課, 県

第19節 保健衛生体制の整備

第1 基本方針

被災地域における市民の健康の維持と安全の確保を図るために「高知市災害時公衆衛生活動マニュアル」に基づき、感染症等の発生の防止、被災者の健康管理、食品等の衛生確保、愛護動物及び家畜等の衛生対策並びに有害物質に関する体制を整備し、保健衛生体制を確立します。

第2 方策

1 公助

(1) 感染症予防体制の整備

- 被災地域の衛生環境を確保するために消毒剤等を備蓄します。
- 消毒等の防疫活動に必要な人員を確保するとともに、消毒専門業者等と資機材や薬品の調達に関する協定を締結するなど、感染症予防体制を整備します。

(実施主体) 地域保健課, 生活食品課

(2) 保健衛生活動体制の整備

- 避難所内外での健康管理（感染症予防等含む）、栄養・食生活支援、歯科保健対策、心のケア対策などの保健活動を実施するための体制を整備します。

(実施主体) 保健所

(3) 食品衛生指導體制の整備

- 被災地域での食中毒等の発生を予防するために衛生指導體制を整備します。

(実施主体) 生活食品課

(4) 愛護動物、家畜等対策の整備

- 獣医師会、民間団体等と連携し、愛護動物等負傷動物の治療及び保護等についての体制を整備します。
- 被災した家畜及び家きんの保護収容等の対策について、事前に関係機関と協議し体制づくりを行います。

(実施主体) 生活食品課, 農林水産課

(5) 有害物質に関する体制整備

- 関係機関等との有害物質に関する情報共有化を図り、危険度判定等の連携体制を整備するとともに、市民への広報体制を整備します。

(実施主体) 地域保健課, 環境保全課, 廃棄物対策課

第20節 遺体処理体制の整備

第1 基本方針

地震・津波災害により、多数の死者が生じた場合における遺体の処理体制等を整備します。

第2 方策

1 公助

(1) 遺体処理体制の整備

- 遺体処理を円滑に実施するために県警察等関係機関と連携し、遺体安置所等運用管理マニュアルの実効性を高めます。
- 火葬施設の破損又は火葬能力を超えた場合等に備え、県内外の火葬施設と広域的な火葬体制を確立するため、火葬実施体制、情報伝達方法等について予め定めめます。
- 被害想定等に基づき、事前に遺体の安置が可能な場所を選定するとともに、遺体処理及び火葬業務に必要な人員並びにひつぎ、ドライアイス、骨壺などの資材等の確保に関する協定を関係機関及び団体と締結します。
- 身元不明者等の遺骨、遺留品等の一時保管場所を確保します。

(実施主体) 中央窓口センター、斎場、県

(2) 仮埋葬地の検討

- 遺体が多数で火葬を待ついとまが無い場合などに備え、仮埋葬を含む遺体の保存方法について方針を決定し、その運用方法について検討します。

(実施主体) 環境保全課

第21節 市民相談体制の整備

第1 基本方針

市民等からの様々な内容の相談、要望、問合せ等に適切に対応するために総合的な相談体制を整備します。

第2 方策

1 公助

(1) 相談体制の整備

- 幅広い市民等からの相談、要望等に対応するために総合的な相談窓口の開設場所や開設方法など相談体制を整備します。

(実施主体) 広聴広報課, 各課

(2) 連携体制の確立

- 個人住宅や店舗等の応急修理をはじめ、生活再建に関する相談など市民等の多岐にわたる相談、要望等に対応するために関係各課のほか、建築士会、弁護士会など関係団体との連携体制を確立します。

(実施主体) 広聴広報課, 各課

(3) 広報体制の確立

- 総合的な相談窓口を広く市民等に周知する広報活動については、報道機関や地域団体等の協力のほか、ホームページ、広報紙、コミュニティFM、SNSの活用など幅広い広報体制を確立します。

(実施主体) 広聴広報課, 各課

第22節 応急仮設住宅の整備

第1 基本方針

住宅に居住できなくなった被災者に対する応急仮設住宅を速やかに整備するために必要棟数を推計し、建設場所や建設用資機材の確保など調達及び供給体制を整備します。

第2 方策

1 公助

(1) 住宅被災者に対する対応の確立

- 災害発生後、速やかに被災者に対し応急仮設住宅等の供給を実施するために必要な応急仮設住宅を建設できる体制を事前に確立します。
- 建設業者や公益社団法人高知県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会高知県本部と連携し、応急仮設住宅建設や民間住宅のあっせんが行える体制を確立します。
- 応急仮設住宅入居者の募集及び選定方法をあらかじめ検討します。

(実施主体) 住宅政策課, 県

(2) 建設体制の確立

- 被害想定により必要な応急仮設住宅棟数を推計するとともに、推計した住宅棟数の設置に必要な建設及び管理体制を確立します。

(実施主体) 住宅政策課, 公共建築課, 県

(3) 建設資機材等の確保

- 推計した必要棟数を基に、プレハブ建築協会等関係団体との協定により人員、資機材等を確保します。
- 関係団体との協定では、輸送体制についても充分協議します。

(実施主体) 住宅政策課, 県

(4) 建設用地の把握

- 推計した必要棟数を基に、公共用地や都市公園など建設可能な公有地を選定します。
- 公有地だけでは建設用地が不足する場合を想定し、建設可能な民有地についてもできる限り事前に把握しておきます。

(実施主体) 管財課, みどり課, 農林水産課, 住宅政策課

第23節 応急危険度判定体制の整備

第1 基本方針

余震等による土砂災害や建築物の倒壊などの二次災害の防止を図るために応急危険度判定体制を確立します。

第2 方策

1 公助

(1) 土地及び建築物の応急危険度判定士の育成

- 応急危険度判定に必要な人員確保に向け、市職員を土地（被災宅地危険度判定）及び建築物（被災建築物応急危険度判定）の応急危険度判定士として育成します。

(実施主体) 都市計画課, 建築指導課

(2) 土地及び建築物の応急危険度判定体制の強化

- 県が定める被災宅地危険度判定要綱に基づいて確立した体制の強化を図ります。
- 県と調整する活動計画に基づいて確立した体制の強化を図ります。

(実施主体) 都市計画課, 建築指導課

(3) 連携体制の強化

- 土地の被災宅地危険度判定を迅速に実施するために県と連携し、体制の強化を図ります。
- 建築物の応急危険度判定を迅速に実施するために民間の応急危険度判定士や建築士会と協議し連携体制を確立します。

(実施主体) 都市計画課, 建築指導課

第24節 水道施設及び体制の整備

第1 基本方針

地震発生時に備え、水道施設の耐震対策を行い、応急対策時の円滑な給水活動の確保を図るとともに、職員や市民に対して教育、訓練及び啓発を実施することにより、地震発生時の給水体制を確立します。

第2 方策

1 公助

(1) 上下水道対策本部体制の整備

- 発災後の水道対策を統括指揮の下、有機的に機能するために被害想定等に基づき「高知市上下水道局災害時活動マニュアル」を適宜見直し、上下水道対策本部の運営体制を整備します。
- 災害時における応急給水及び応急復旧活動等の初動体制を確保するために定期的な職員研修等を通じ職務分担の徹底を図るとともに、「高知市上下水道局災害時活動マニュアル」に基づく職員の参集訓練、防災訓練等を計画的に実施します。

(実施主体) 上下水道局

(2) 水道施設の耐震対策

- 水道水の供給が完全に途絶しないよう、旭及び針木浄水場や各配水池等の基幹施設をはじめ重要管路の耐震化を進めます。

(実施主体) 上下水道局

(3) 給水機能の確保

- 管路の二重化及び相互連絡管によるバックアップ機能の強化や給水区域の小ブロック化と併せ、応急給水拠点及び耐震性非常用貯水槽の整備をはじめ、耐震性非常用貯水槽や配水池による貯留水の確保、応急給水栓の設置等を推進し、給水機能を確保します。

(実施主体) 上下水道局

(4) 災害用協力井戸の登録

- 市民等が所有及び管理する井戸を事前に登録してもらうことにより、災害時における近隣の被災者の生活用水を確保します。

(実施主体) 地域防災推進課

(5) 備蓄資機材等の整備

- 応急給水等を速やかに実施するために必要な資機材については分散備蓄するとともに、保管施設も併せて整備します。

(実施主体) 上下水道局

(6) 連携体制の強化

- 高知市管工事設備業協同組合と締結している「災害時の応急活動協力に関する協定」等に基づく応急時の連携体制を絶えず検証するとともに、連携体制の強化を図ります。
- 災害時には、緊急対応や人的不足等が想定されるため、耐震性非常用貯水槽等の運営及び管理を自主防災組織等に依頼することとしており、訓練を通じて連携強化を図ります。

(実施主体) 上下水道局

(7) 施設の保守及びデータ等の整備

- 水道施設の被害を最小限に食い止め早期に運転を再開するために平常時から非常用自家発電設備、通信機器等の点検及び整備を行います。
- 円滑な応急活動を実施するために各施設の詳細データや図面等を整備します。

(実施主体) 上下水道局

(8) 啓発活動の実施

- 初動体制を確保するために定期的な職員研修等を通じ職務分担の徹底を図るとともに、「高知市上下水道局災害時活動マニュアル」に基づく職員の参集訓練、防災訓練等を実施します。
- 市民、事業所等に対して、広報紙や研修会等を通じ、上下水道局の実施している対策の周知を図るとともに、飲料水の備蓄を呼びかけます。
- 災害には市民等の協力が不可欠であり、合同訓練の開催や情報交換等を通じ、事業所や地域団体等との連携体制を確保します。

(実施主体) 上下水道局

第25節 下水道施設及び体制の整備

第1 基本方針

浸水対策や汚水処理機能の確保に不可欠な下水道施設の整備や応急体制等の確立を行います。

第2 方策

1 公助

(1) 下水道施設の耐震及び耐水対策

- 下水道施設については、耐震調査等に基づき、優先順位を定め、建物や幹線管渠等の耐震対策を順次実施します。
- 下水道施設を耐水化し、長期浸水時にも活用可能なものとします。

(実施主体) 上下水道局

(2) 連携体制の確立

- 下水道施設の管理業者及び管理人と発災時の活動等連携体制を確立します。
- 一般社団法人高知県建設業協会、地方共同法人日本下水道事業団、公益社団法人日本下水道管路管理業協会等関係団体との協定に基づく応急活動の具体化を図り、連携体制を確立します。
- 運送事業者やライフライン関係機関等についても、協議の下、連携体制を確立します。

(実施主体) 上下水道局

(3) 資機材等の確保

- 一般社団法人高知県建設業協会等関係団体との協定に基づき、在庫調査の定期的な実施を検討するなど資機材の確保に努めます。
- 県内外業者との協定等広域的な調達体制の確立に努めるとともに、被害想定を基に陸路・海路・空路等輸送手段についても協議を進めます。
- 下水道施設の燃料については、県石油業協同組合との協定に基づく円滑な供給体制を確立します。

(実施主体) 上下水道局

第26節 災害廃棄物処理施設及び体制の整備

第1 基本方針

発災によって発生する膨大な災害廃棄物を速やかに処理する体制を整備します。

第2 方策

1 公助

(1) 廃棄物対策本部体制の整備

- 発災後の災害廃棄物処理対策を統括指揮の下、実施するために廃棄物対策本部体制を整備します。

(実施主体) 環境部

(2) 災害廃棄物処理計画に基づく事前対策の推進

- 災害廃棄物処理を迅速かつ適正かつ効率的に行うために高知市災害廃棄物処理計画に基づく事前対策を推進します。

(実施主体) 環境部

(3) 災害廃棄物集積場所等の確保

- 膨大な災害廃棄物を的確に処理するために仮置場及び処分場とともに、県内外からの応援職員及び車両の拠点となる場所の選定を行います。

(実施主体) 環境部

(4) 廃棄物及びし尿処理施設等の整備

- 廃棄物及びし尿処理施設並びに団地下水道施設の耐震対策を推進するとともに、必要な燃料等の備蓄及び水の確保を行います。
- 運転体制を維持するために再開前の点検要員及び運転人員の業務遂行の確保のために水、食料品、寝具、医薬品等を一定量確保します。
- 廃棄物及びし尿処理施設並びに団地下水道施設の破損等又は処理能力を超えた場合に備え、応援協定等により広域的な処理体制を確立するとともに、業務の継続を図るための必要な対策を講じます。
- 応援を求める公共団体や民間団体等については、協定を締結するなどあらかじめ体制を整えておきます。

(実施主体) 環境部

(5) 廃棄物及びし尿処理資機材等の確保

- 集積場所等への輸送手段や廃棄物及びし尿処理施設並びに団地下水道施設に必要な重機、資機材、車両、人員、特殊部品、薬品等について関係機関との応援協定を締結します。
- 「被災トイレ（浄化槽）」について、被災協定締結先に復旧に必要な資材等の確保を依頼します。

(実施主体) 環境部

(6) 仮設トイレ等の確保

- 被害想定を基に携帯トイレ等を緊急避難場所や避難所等へ配備します。
- 仮設トイレの確保及び運搬に関する応援協定を県内外のレンタル業者等と締結するとともに、災害用便槽やマンホールトイレの整備等を始めとする災害時トイレ対策を推進します。
- 「『みんな元気になるトイレ』派遣協力等に関する協定」に基づき、発災時には他自治体とトイレトレーラーの相互派遣を行います。

**(実施主体) 防災政策課, 地域防災推進課, 新エネルギー・環境政策課,
上下水道局**

第27節 電力施設及び体制の整備

第1 基本方針

災害に備え、電力供給の早期回復を図るための体制等の整備及び充実を図ります。

第2 方策

1 公助

(1) 応急時に備えた体制等の整備及び充実

- 電力供給設備の機能を維持するために点検及び整備を実施するとともに、平時から災害を考慮した対策に努めます。
- 災害の未然防止と早期復旧を図るための防災体制の整備に努めます。
- 病院、防災拠点等重要施設の復旧について、計画を策定します。
- 災害復旧用資機材の確保及び整備を図ります。
- 平時から、電気火災や感電の防止等災害発生時の電気安全の確保について、広報活動を行います。

(実施主体) 四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社

第28節 ガス施設及び体制の整備

第1 基本方針

地震・津波災害に対してガス施設の被害を防止するために耐震性の向上を図るとともに、防災システムの強化及び防災体制の整備に努めます。

第2 方策

1 公助

(1) ガス施設の整備

○ 四国ガス株式会社

- ・製造施設については、ガス事業法及び各種法規基準に基づき設計及び施工するとともに、これらの機能を維持するために点検整備を実施しています。
- ・災害時の対策として、製造施設への防消火設備及び保安電力設備の設置などを行っています。また、供給エリア内のガバナ（整圧器）施設の耐震化補強工事を実施しています。
- ・新規埋設する管は耐震性や耐食性に優れたものを素材とするとともに、経年管についても計画的に更新しています。

○ 一般社団法人高知県LPガス協会

- ・会員事業所の施設及び設備の耐震化並びに容器流出防止措置を図るとともに、充てん所のLPガス非常用自家発電機の設置に努めます。
- ・消費先のLPガス設備は、土砂災害を受けない場所への設置に努め、容器の転倒流出防止措置、漂流物等からの保護措置及びガス漏えい防止措置を図ります。

(実施主体) 四国ガス株式会社、一般社団法人高知県LPガス協会

(2) 防災システムの強化

○ 四国ガス株式会社

- ・地震発生時に供給エリア内の被害状況を迅速に把握し、応急対策の判断用資料とするために各所にガバナ遠隔監視システム（都市ガスの供給状況、地震情報等を常時監視）を設置しています。
- ・移動無線や衛星携帯電話等を整備し、有線回線が断線した場合の関係機関との通信手段を確保します。
- ・導管網をブロック化することによって、局所的対応が容易にできる体制を整備しています。
- ・感震遮断機能を備えたマイコンメーターを各家庭に設置しています。
- ・病院、避難所、拠点となる公共施設等への優先復旧について計画を策定しています。

- 一般社団法人高知県LPガス協会
 - ・有線回線の途絶に備え、衛星電話、業務用無線等により、市、関係機関及び団体並びに会員事業所との通信手段の確保に努めます。
 - ・会員事業所は、災害発生後の応急対応及び早期の復旧に備え、消費先の保安データ保管の二元化を図ります。
 - ・上記及び必要な事項について、協会災害対策マニュアル及び事業所BCPの点検を進め防災システムの強化を図ります。

(実施主体) 四国ガス株式会社、一般社団法人高知県LPガス協会

(3) 防災体制の整備

- 四国ガス株式会社
 - ・応急対策の判断用資料とするために関係官庁、報道機関及び職員から寄せられる被害情報の収集に努めます。
 - ・被害状況に応じて社員及び協力会社作業員を職能別に把握するために要員の定期的見直しを行います。
 - ・災害発生時の非常体制の確立、情報収集、緊急措置、他機関との協力体制、復旧手順等について必要な教育を定期的に行い、年1回全体での訓練を実施しています。
- 一般社団法人高知県LPガス協会
 - ・被災状況を迅速かつ的確に把握する体制及びシステムの構築に努めます。
 - ・避難所リストを常に点検し、市が設置する避難所、防災拠点等への支援体制の整備を図ります。
 - ・災害発生時の非常体制の確立、情報収集、緊急措置、他機関との協力体制、復旧手順等について必要な訓練を定期的に実施します。
 - ・上記及び必要な事項について、協会災害対策マニュアルを常に点検し防災体制の整備を図ります。

(実施主体) 四国ガス株式会社、一般社団法人高知県LPガス協会

第29節 通信施設及び体制の整備

第1 基本方針

災害時において、重要通信が確保できるよう災害に強い施設及び設備の整備を図るとともに、途絶した場合も早期に復旧できる体制の整備に努めます。

第2 方策

1 公助

(1) 通信設備の整備

- 通信施設の建設に際しては、災害を考慮した対策を講ずるものとし、主要な伝送路は多ルート化を図ります。
- 施設、設備等の管理図書の分散及び整備を図ります。

(実施主体) 通信事業者

(2) 防災体制及びシステムの整備

- 災害時に必要な応急復旧資機材を備蓄、整備し、輸送体制を確保します。
- 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制及びシステムの整備に努めます。

(実施主体) 通信事業者

第30節 自発的支援の受入れ体制の整備

第1 基本方針

大規模災害時には多種多様な自発的支援の申入れが寄せられることから、受け入れるための体制を平常時から整備しておきます。

第2 方策

1 公助

(1) ボランティアの受入れ体制の整備

- 県内外のボランティア団体等が円滑な活動を実施するために社会福祉法人高知県社会福祉協議会をはじめ高知市社会福祉協議会、市民活動団体等と平常時から連携及び協議し、社会福祉法人高知県社会福祉協議会が作成した「災害ボランティア活動支援マニュアル」に沿った体制の整備を図ります。
- 医療、福祉分野等専門的な資格を持つボランティアの早期受入れを図るために関係団体等との連携体制を整備します。
- 災害時において、災害対策本部と災害ボランティアセンターの間で情報共有を行う体制を構築するため、平時から高知市社会福祉協議会等との連携強化に向けて取り組みます。

(実施主体) 地域コミュニティ推進課, 健康福祉総務課, 防災政策課

(2) 義援金の受入れ及び配分体制の整備

- 義援金の受入れ等を周知するために報道機関等との連携体制の整備を図ります。
- 義援金の受入れ体制及び配分委員会など配分体制の整備を図ります。

(実施主体) 出納課

(3) 救援物資等の供給体制の整備

- 国、県、他市町村、協定先の民間事業者等から供給される救援物資等は、物資配送拠点で受け入れて、物流事業者等の協力を得て指定避難所へ速やかに配送します。
- 「高知市物資配送計画」に基づき、物資配送拠点での仕分けや避難所等への配送を効率的に行うために物流業者等との協定締結を推進します。

(実施主体) 防災政策課, 産業政策課, 商業振興・外商支援課

第 4 章 災害応急対策

第1節 災害対策本部の設置及び運営

第1 基本方針

市域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害応急対策を迅速かつ的確に実施するために災害対策本部を設置し、全力をあげて災害応急活動を実施します。

また、災害対策本部の設置に至らない災害にあつては、本部に準じた体制を整え、災害応急活動を実施します。

第2 方策

1 公助

(1) 災害対策本部の設置

- 高知市で震度「4」の地震を観測した場合、高知県に「津波注意報」が発表された場合、又は「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」若しくは「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合は、関係部局の準備配備体制（注意体制）とします。
- 高知市で震度「5弱」以上の地震を観測した場合、高知県に「大津波警報※」若しくは「津波警報」が発表された場合、又は「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合は、災害対策本部を設置し災害応急活動等を実施します。
- 震度階級又は津波情報により順次、災害対策本部の体制を強化します。
- 災害対策本部の配備基準【抜粋】

配備区分		配備基準
準備配備体制 (注意体制)		<ul style="list-style-type: none"> ・高知市で震度「4」の地震を観測した場合 ・高知県に「津波注意報」が発表された場合 ・「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」若しくは「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合
災害対策本部	第1次配備体制 (警戒体制)	<ul style="list-style-type: none"> ・高知市で震度「5弱」の地震を観測した場合 ・高知県に「津波警報」が発表された場合 ・「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合
	第2次配備体制 (非常体制)	<ul style="list-style-type: none"> ・高知市で震度「5強」の地震を観測した場合 ・高知県に「大津波警報※」が発表された場合
	第3次配備体制 (緊急非常体制)	<ul style="list-style-type: none"> ・高知市で震度「6弱」以上の地震を観測した場合

※「大津波警報」は特別警報に位置づけられています。

- 災害対策本部長（以下「本部長」といいます。）は、災害対策本部を設置した場合は、配備人員等を随時県に報告します。
- 本部長（市長）は、災害のおそれが解消し、又は災害応急対策が完了したと認めた場合は、災害対策本部を解散します。
- 本部長（市長）は、災害対策本部を設置（解散）した場合は、県知事、防災関係機関、報道機関、市民等に通知及び公表します。
- 災害対策本部は、総合あんしんセンター5階災害対策本部室に設置します。

(実施主体) 防災対策部, 各部局

(2) 災害対策本部の組織及び運営

- 災害対策本部の本部長は市長が当たり、市長が不在の場合は副市長（副本部長）が代行します。
- 市長、副市長共に不在の場合は、防災対策部長が代行し、以上の職の者が全て不在の場合は、「高知市事務分掌条例」に定める順に各部局長が代行します。
- 災害対策本部の組織は、本部長、副本部長、本部員会議、その下に統括本部、救援対策本部、物資対策本部、保健医療調整本部、遺体対応本部、支部運営本部、廃棄物対策本部、応急対策本部、上下水道対策本部及び消防対策本部を設置します。
- 本部長（市長）は、災害対策を推進するために本部員会議を開催し、重要かつ緊急の防災対策に関する協議を行い、災害対策本部の活動に係る基本方針を決定します。ただし、緊急を要し本部員会議を開催するいとまがない場合は、統括本部長（防災対策部長）との協議をもってこれに代えるものとします。
- 本部員会議は、本部長（市長）及び副本部長（副市長）並びに本部員（総務部長、防災対策部長、財務部長、市民協働部長、健康福祉部長、こども未来部長、環境部長、商工観光部長、農林水産部長、都市建設部長、水道事業管理者、消防長及び教育長）を以て構成します。
- 災害対策本部の組織及び動員配備は「災害対策本部設置基準表」及び「災害対策本部組織図」を基本としますが、本部長（市長）が特に必要と認めた場合は、状況に応じた適切な体制の下、応急対策を実施します。
- 災害対策本部は、必要に応じ各本部間の応援及び補充のほか被害状況に応じた関係機関との協定等に基づく応援要請等を速やかに実施し、応急活動体制を確保します。
- 市域及び市役所機能に甚大な被害が生じた場合は、「高知市南海トラフ地震対策業務継続計画」に基づき応急対策業務を実施します。

(実施主体) 防災対策部, 各部局

(3) 人員体制の確保

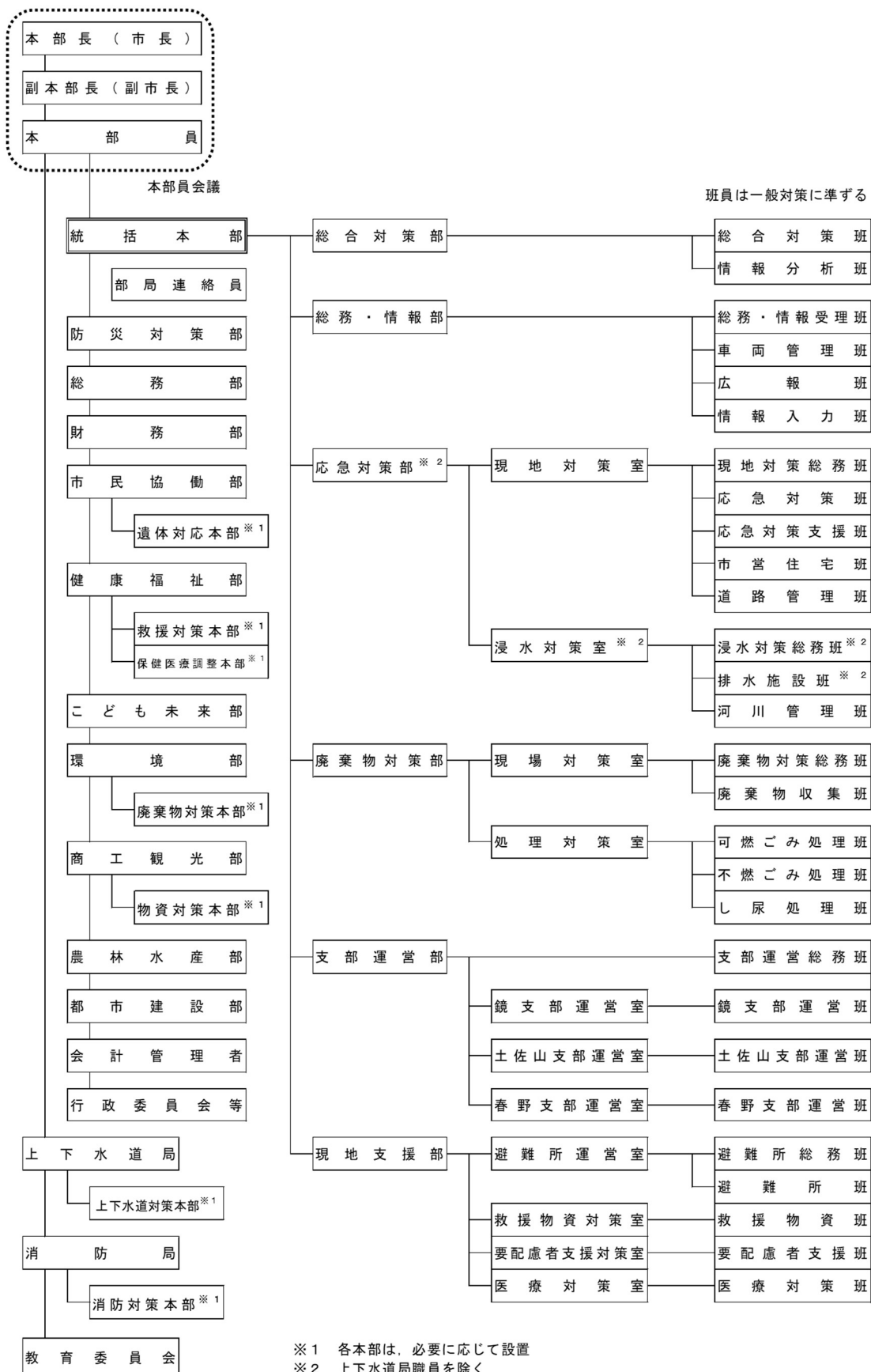
- 災害対策が長期化する場合は、交替職員を配置するなど職員の健康管理に留意します。
- 人員が不足する場合は、「高知市受援計画」に基づく他自治体への応援職員の派遣要請や、会計年度任用職員の緊急雇用を行うことなどによって補います。
- メンタルや公務災害補償に関する相談に応じるなど災害対策従事職員のフォローを行います。

(実施主体) 防災対策部, 総務部, 各部局

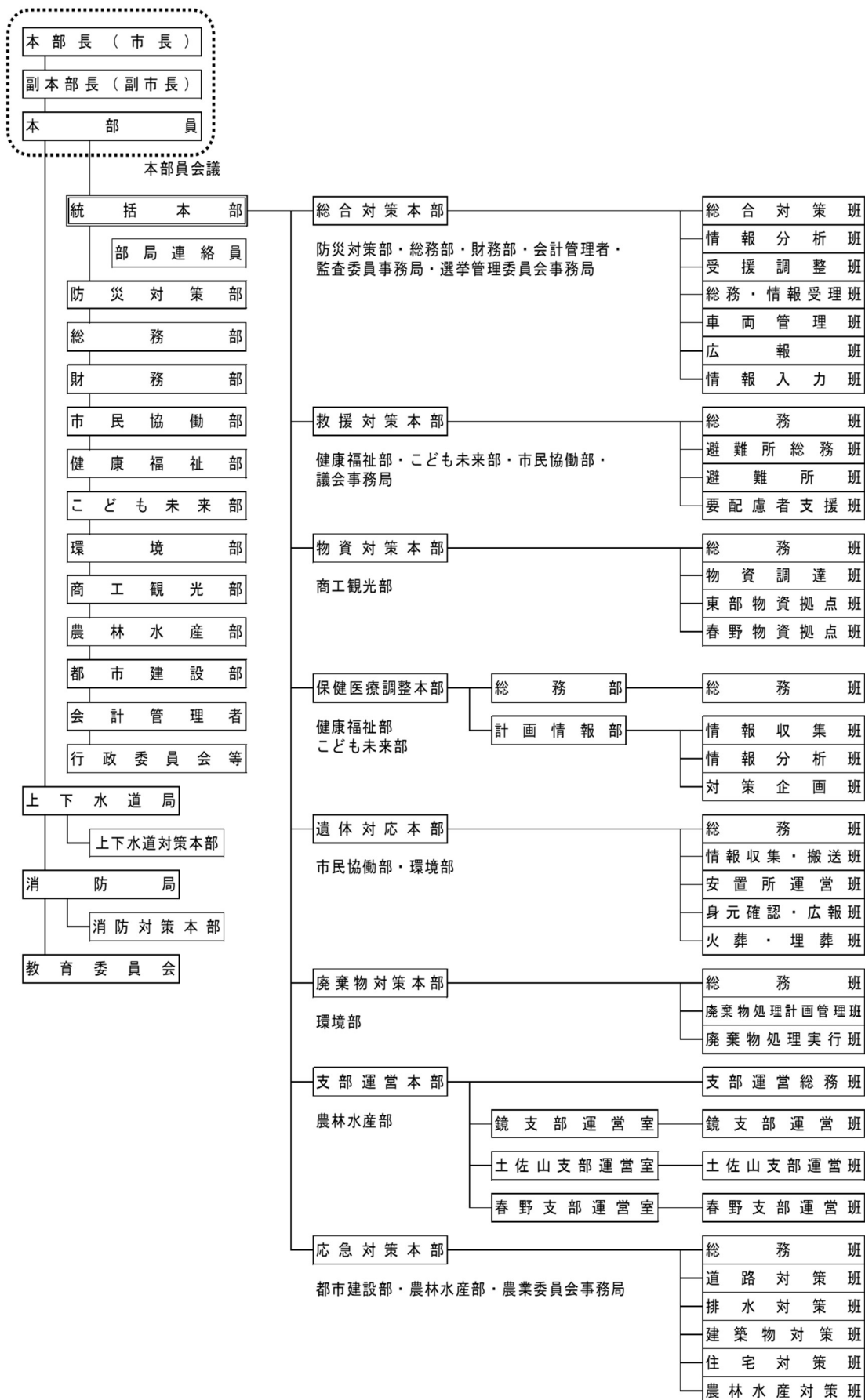
【資料1】災害対策本部設置基準表

区 分	配 備 基 準	動 員 体 制		
		内 容	体 制	
準備配備体制 (注意体制)	<input type="checkbox"/> 高知市で震度「4」の地震を観測した場合 <input type="checkbox"/> 高知県に「津波注意報」が発表された場合 <input type="checkbox"/> 「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」が発表された場合	<input type="checkbox"/> 災害情報の収集及び伝達体制 <input type="checkbox"/> 災害対策本部体制に移行できる体制	<input type="checkbox"/> 防災対策部 <input type="checkbox"/> 上下水道局 <input type="checkbox"/> 消防局	
	<input type="checkbox"/> 「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」が発表された場合	<input type="checkbox"/> 情報連絡活動及び注意体制 <input type="checkbox"/> 災害対策本部体制に移行できる体制	<input type="checkbox"/> 防災対策部 <input type="checkbox"/> 上下水道局 <input type="checkbox"/> 消防局 <input type="checkbox"/> 救援対策本部 <input type="checkbox"/> 支部運営本部	
災害対策本部	第1次配備体制 (警戒体制)	<input type="checkbox"/> 高知市で震度「5弱」の地震を観測した場合 <input type="checkbox"/> 高知県に「津波警報」が発表された場合 <input type="checkbox"/> 「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」が発表された場合	<input type="checkbox"/> 情報連絡活動及び市域の巡視警戒 <input type="checkbox"/> 第2次配備体制に移行できる体制	<input type="checkbox"/> 本部員会議 <input type="checkbox"/> 統括本部 部局連絡員 各部・各班 <input type="checkbox"/> 上下水道局 <input type="checkbox"/> 消防対策本部 <input type="checkbox"/> 教育委員会
	第2次配備体制 (非常体制)	<input type="checkbox"/> 高知市で震度「5強」の地震を観測した場合 <input type="checkbox"/> 高知県に「大津波警報」が発表された場合	<input type="checkbox"/> 災害に対する警戒・応急活動体制 <input type="checkbox"/> 第3次配備体制に移行できる体制	<input type="checkbox"/> 本部員会議 <input type="checkbox"/> 統括本部 部局連絡員 各部・各班 <input type="checkbox"/> 上下水道対策本部 <input type="checkbox"/> 消防対策本部 <input type="checkbox"/> 教育委員会
	第3次配備体制 (緊急非常体制)	<input type="checkbox"/> 高知市で震度「6弱」以上の地震を観測した場合	<input type="checkbox"/> 全職員による応急活動体制	<input type="checkbox"/> 全職員
※ 第1次配備体制・第2次配備体制では、班長以上の災害対策本部要員は必ず参集するものとする。 ※ 第3次配備体制以外は、各本部・各部局で必要と認められる人員を配置するものとする。 ※ 遠地津波等で時間に余裕がある場合は、河川水路課、耕地課等の水門及び樋門を所管する部署も動員配備するものとする。				

【資料2】災害対策本部組織図〔災害初動期（発災直後～3日程度）〕

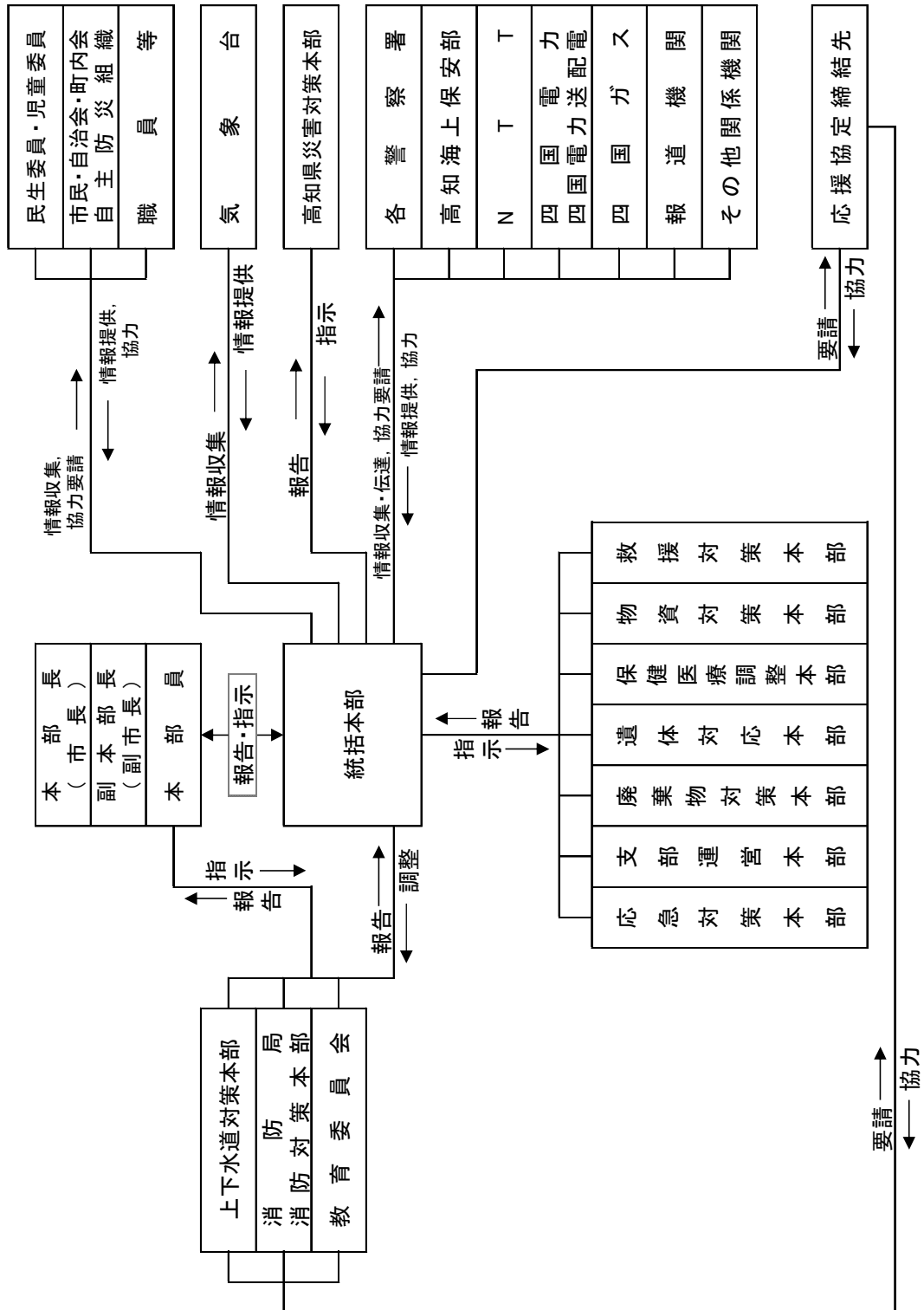


災害対策本部組織図〔災害展開期以降〕



【資料3】 災害対策本部指揮系統図

〔災害初動期（発災直後～3日程度）〕については一般対策編76ページ
 〔災害展開期以降〕



【資料4】班別応急対策業務分担表

本部等	担当業務内容
本部員会議	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害対策（水防）本部の設置，解散及び配備体制の決定に関する事 ▶ 災害対策（水防）本部の統括及び調整に関する事 ▶ 避難情報に関する事 ▶ 自衛隊災害派遣要請の要求に関する事 ▶ その他重要な事項の決定に関する事
統括本部	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害対策（水防）本部の設置，解散及び配備体制の決定に関する事 ▶ 災害対策（水防）本部の統括及び調整に関する事 ▶ 避難情報に関する事 ▶ 自衛隊派遣の要請に関する事 ▶ その他重要な事項の決定に関する事
部局連絡員	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 各部局との連絡及び本部情報の伝達に関する事 ▶ 各部局における災害応急対策の実施情報の把握及び調整に関する事
総合対策部	
総合対策班	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 本部員会議の事務に関する事 ▶ 気象及び災害情報の収集及び整理に関する事 ▶ 災害情報の発信，防災関連システムの運用等に関する事 ▶ 自衛隊や地方公共団体等への応援要請に関する事 ▶ その他災害対策（水防）本部の運営及び事務に関する事
情報分析班	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市民からの通報情報等の整理，分析及び対応状況の確認に関する事 ▶ 総合状況図の作成，維持管理に関する事
総務・情報部	
総務・情報受理班	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 電話による各種情報の受理に関する事 ▶ 受理情報のデータ入力に関する事 ▶ 総務・情報部各班の活動支援に関する事 ▶ 防災行政無線の通信に関する事 ▶ 電話交換の操作に関する事
車両管理班	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 応急活動用車両の確保，管理等の配車に関する事
広報班	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害広報全般に関する事 ▶ 報道機関との連絡調整に関する事
情報入力班	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害情報等のデータ入力等に関する事
応急対策部	
現地対策室	
現地対策総務班	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 各班との連絡及び調整に関する事 ▶ 各班の運用に関する事 ▶ 災害対策本部内各部との情報共有，連絡調整に関する事 ▶ クロノロジー（活動記録）に関する事
応急対策班・ 応急対策支援班	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 危険箇所の巡視警戒に関する事 ▶ 予防，応急措置等の活動に関する事 ▶ 崖地等の被害調査及び緊急措置に関する事 ▶ 倒木に対する緊急措置に関する事
市営住宅班	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市営住宅の管理等に関する事
道路管理班	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市道の管理等に関する事
浸水対策室	
浸水対策総務班	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 各班との連絡及び調整に関する事 ▶ 各班の運用に関する事 ▶ 災害対策本部内各部との情報共有，連絡調整に関する事

本部等		担当業務内容
		▶ クロノロジー（活動記録）に関すること
	排水施設班	▶ 排水施設等の管理、運営等、排水措置の実施に関すること ▶ スクリーンのじんかい処理に関すること
	重要スクリーン班	▶ 重要スクリーンのじんかい処理に関すること
	河川管理班	▶ 河川及び水路の管理全般に関すること
	ポンプ設備管理班	▶ ポンプ設備等の管理に関すること
廃棄物対策部		
現場対策室		
	廃棄物対策総務班	▶ 各班との連絡調整及び活動支援に関すること ▶ 電話による各種の情報の受理に関すること ▶ 有害物質の発生源探求に関すること ▶ 水質汚濁及びその他公害に係る調査及び防止対策に関すること ▶ し尿の収集に関すること
	廃棄物収集班	▶ 災害廃棄物の収集に関すること
処理対策室		
	可燃ごみ処理班	▶ 清掃工場の管理に関すること ▶ 災害可燃ごみの非常処理に関すること
	不燃ごみ処理班	▶ 三里最終処分場の管理に関すること ▶ 災害不燃ごみの非常処理に関すること
	し尿処理班	▶ 東部環境センターの管理に関すること ▶ し尿の非常処理に関すること
支部運営部		
	支部運営総務班	▶ 各室との連絡及び調整に関すること ▶ 各室の運用に関すること ▶ 災害対策本部内各部との情報共有、連絡調整に関すること ▶ 支部運営部各室の支援に関すること ▶ クロノロジー（活動記録）に関すること
	鏡支部運営室・土佐山支部運営室・春野支部運営室	▶ 各支部の開設及び閉鎖に関すること ▶ 管内の応急活動全般に関すること ▶ 管内の情報収集、整理及び記録に関すること ▶ 管内における避難情報の周知、避難所開設運営等に関すること ▶ その他管内の災害一般事務に関すること
現地支援部		
	避難所運営室・避難所総務班	▶ 各避難所班の災害対応等の統括に関すること
	避難所運営室・避難所班	▶ 避難所の開設及び管理運営に関すること ▶ 避難所の閉鎖に関すること
	要配慮者支援対策室	▶ 要配慮者の支援に関すること
	救援物資対策室	▶ 食料及び生活必需物資の確保及び供給に関すること
	医療対策室	▶ 医療救護活動に関すること ▶ 保健医療調整本部の運営管理全般に関すること ▶ 救護病院等の医療機関で必要な医薬品、衛生材料等の調整に関すること

【資料5】部局別応急対策業務分担表

総務部

- ・ 本部長（市長）の秘書及び災害見舞視察者に関すること
- ・ 電話交換の操作に関すること
- ・ 情報処理システム等関連機器の復旧に関すること
- ・ 災害に関する各種情報の広報活動に関すること
- ・ 報道機関との連絡調整に関すること
- ・ 外国人の支援に関すること
- ・ 職員の給食体制に関すること
- ・ 他の公共団体職員の応援要請に関すること
- ・ 人員体制の確保に関すること
- ・ 職員の健康管理に関すること
- ・ 災害相談に関すること
- ・ 所管施設及び設備の保全及び応急対策に関すること
- ・ 市有文化財の応急対策に関すること
- ・ 文化財の被害状況調査に関すること

防災対策部

- ・ 本部長（市長）の命令及び指示に関すること
- ・ 本部員会議に関すること
- ・ 統括本部の運営管理全般に関すること
- ・ 救助救出に関すること
- ・ 各部局との総合調整に関すること
- ・ 職員の動員及び配備に関すること
- ・ 各種情報の収集及び整理に関すること
- ・ 電話による各種情報の受理に関すること
- ・ 無線通信に関すること
- ・ 広域避難に関すること
- ・ 災害情報等のデータ入力等に関すること
- ・ 被害報告の総括記録及び災害統計に関すること
- ・ 防災協定締結都市との連絡に関すること

財務部

- ・ 応急活動用車両の確保、管理等の配車に関すること
- ・ 市有財産（普通財産）の被害状況の情報収集に関すること
- ・ 市有財産（普通財産）の緊急使用に関すること
- ・ 家屋等被害状況調査に関すること

- ・ 災害に伴う税の減免等に関する事
- ・ 災害に伴う税の納期延長に関する事
- ・ 被災者台帳作成に関する事
- ・ 災害に伴う予算編成及び財政計画に関する事

市民協働部

- ・ 遺体対応本部の運営管理全般に関する事
- ・ 避難所の開設及び管理運営に関する事
- ・ 非常炊き出し及び救援物資等の配分に関する事
- ・ 罹災による遺体の収容及び火葬に関する事
- ・ 罹災者の安否の情報提供に関する事
- ・ 市民活動及びボランティアに関する事
- ・ 代替交通手段の確保に関する事
- ・ 災害による消費生活関連相談及び物価監視に関する事

健康福祉部

- ・ 救援対策本部の運営管理全般に関する事
- ・ 避難所の開設及び運営管理に関する事
- ・ 非常炊き出し及び救援物資等の配分に関する事
- ・ 社会福祉施設等の被害調査及び支援に関する事
- ・ 医療情報等の提供に関する事
- ・ 罹災者の相談援護に関する事
- ・ 被災者台帳作成及び罹災証明等に関する事
- ・ 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付に関する事
- ・ 保健医療調整本部の運営管理全般に関する事
- ・ 保健医療対策関係機関との連絡に関する事
- ・ 患者情報の収集及び管理に関する事
- ・ 災害時の防疫及び公衆衛生等保健衛生活動に関する事
- ・ 感染症患者の対応に関する事
- ・ 保健医療活動チームに関する事
- ・ 被災動物に関する事
- ・ 衛生検査に関する事
- ・ 衛生害虫の駆除に関する事
- ・ 要配慮者対策に関する事

こども未来部

- ・ 救援対策本部に関する事
- ・ 園児及び児童の避難及び安否確認に関する事

- ・ 社会福祉施設等の被害調査及び支援に関すること
- ・ 臨時保育園の開設に関すること
- ・ 災害時の防疫及び公衆衛生等保健衛生活動に関すること

環境部

- ・ 廃棄物対策本部の運営管理全般に関すること
- ・ ごみの非常処理に関すること
- ・ し尿の非常処理に関すること
- ・ 仮埋葬地の確保に関すること
- ・ 災害事故時の応急防止措置の指導に関すること
- ・ 有害物質の発生源探求に関すること
- ・ 水質汚濁及びその他公害に係る調査並びに防止対策に関すること
- ・ 清掃応援要請及び各種応援団体の掌握に関すること

商工観光部

- ・ 物資対策本部の運営管理全般に関すること
- ・ 救援物資等の供給に関すること
- ・ 商工業施設及び生産品に対する被害調査に関すること
- ・ 罹災商工業者等に係る罹災証明に関すること
- ・ 罹災商工業者に対する応急金融に関すること
- ・ 観光施設の被害調査及び応急復旧に関すること
- ・ 競輪来場者の避難に関すること

農林水産部

- ・ 支部運営本部の運営管理全般に関すること
- ・ 農業、林業及び漁業関連施設及び設備の復旧に関すること
- ・ 農林水産物の被害状況調査に関すること
- ・ 農地及び農業用施設の被害状況調査に関すること
- ・ 家畜及び家きんの被害調査及び処理に関すること
- ・ 罹災農林水産業者等に係る罹災証明に関すること
- ・ 罹災農林水産業者に対する応急金融に関すること
- ・ 卸売市場の従業員及び来場者並びに周辺地区住民の避難対応に関すること
- ・ 卸売市場の保全及び応急復旧に関すること
- ・ 災害救助用米穀の調達に関すること

都市建設部

- ・ 交通規制に関すること
- ・ 障害物の除去対象者の把握に関すること

- ・ 緊急輸送道路の啓開に関する事
- ・ 道路、橋りょう、トンネル等に関する事
- ・ 仮設道路の建設に関する事
- ・ 道路復旧計画に関する事
- ・ 山崩れ、がけ崩れ等の応急対策に関する事
- ・ 都市の復興に向けた法手続き等に関する事
- ・ 土地（被災宅地）及び建築物（被災建築物）の応急危険度判定に関する事
- ・ 建築物の対応に関する事
- ・ 市有施設の応急危険度判定及び修繕に関する事
- ・ 市有施設の電気及び機械設備の維持修繕に関する事
- ・ 市営住宅の応急修理に関する事
- ・ 応急仮設住宅等への入居に関する事
- ・ 災害救助法に基づく住宅応急修理に関する事
- ・ 河川、水路その他の保全及び応急対策に関する事
- ・ 所管水門、樋門及び排水機の保全及び応急復旧に関する事
- ・ 市街地の排水対策に関する事
- ・ 公園施設の被害調査及び緊急措置に関する事
- ・ 動物舎の被災確認及び補修並びに協定に基づく他園への応援要請に関する事

会計管理者

- ・ 災害関係経費の収支に関する事
- ・ 義援金の受領に関する事
- ・ 義援金配分委員会に関する事

議会事務局

- ・ 議員活動の報告に関する事
- ・ 救援対策本部に関する事
- ・ 高知市議会災害対策会議に関する事

上下水道局

- ・ 上下水道対策本部の運営管理全般に関する事
- ・ 水道施設の保全及び応急復旧に関する事
- ・ 応急給水に関する事
- ・ 下水道施設の保全及び応急復旧に関する事
- ・ 下水道施設の復旧計画の策定に関する事

消防局

- ・ 消防対策本部の運営管理全般に関する事

- ・ 緊急消防援助隊の受援に関する事
- ・ 消火、救助及び救急活動全般に関する事

教育委員会

- ・ 児童、生徒及び教職員の避難及び安否確認に関する事
- ・ 所管施設及び設備の保全及び応急対策に関する事
- ・ 学校施設及び設備の被害状況調査に関する事
- ・ 臨時校舎の開設に関する事
- ・ 避難所の開設及び管理運営に関する事
- ・ 非常炊き出しに関する事
- ・ 災害時における教材器具の調達に関する事
- ・ 災害対策のための教員確保に関する事
- ・ P T A 等教育関係及び関係団体への協力要請及び連絡調整に関する事
- ・ 児童生徒の心のケアに関する事
- ・ 被災者への本による心のケアに関する事
- ・ 学校給食の再開に関する事

監査委員事務局

- ・ 統括本部に関する事

選挙管理委員会事務局

- ・ 統括本部に関する事

農業委員会事務局

- ・ 応急対策本部に関する事

第2節 災害派遣要請

第1 基本方針

本部長（市長）は、被害情報などに基づき市民の生命又は財産の保護のために自衛隊の災害派遣が必要であると判断したときは、県知事に対して要請を求めるものとします。

前述の要請ができないときは、本部長（市長）は、災害派遣を直接自衛隊に要請するものとし、その後、速やかにその旨を県知事に通知するものとします。

第2 方策

1 公助

(1) 災害派遣要請の内容

○ 自衛隊の災害派遣要請の内容は、次のうち緊急措置の応援を必要とするものとします。

- ・ 人命救助や緊急物資等の輸送
- ・ 主要道路、堤防及び護岸の応急復旧
- ・ 応急措置のための医療、防疫、給水及び通信支援

○ 本部長（市長）は、自衛隊の災害派遣要請が必要と判断するときは、速やかに本部員会議に諮り必要事項を決定して、直ちに災害派遣要請要求書を県知事に提出するものとします。県へ要求ができないときは、災害の状況を自衛隊に通知し、速やかにその旨を県知事に通知します。

（必要事項）

- ・ 災害の状況及び派遣を要請する事由
- ・ 派遣を希望とする期間
- ・ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ・ その他参考となる事項

(実施主体) 防災対策部

(2) 災害派遣部隊の受入れ（自主派遣の場合も同様）

○ 知事又は自衛隊から災害派遣の通知を受けたときは、速やかに派遣部隊の宿泊施設（場所）及び車両資機材等の保管場所の確保並びにその他受入れに必要な措置を行います。

○ 派遣部隊及び県との連絡のための連絡責任者を指名します。

○ 派遣部隊に対する協力体制、所要人員、資機材の確保等について計画し、部隊の到着と同時に作業ができるよう準備を行います。

- 派遣部隊が到着したときは、目的地に誘導するとともに、派遣部隊の責任者と作業計画等について協議調整し、必要な措置をとります。
- 派遣部隊の装備及び携行品（食料、燃料、衛生材料、消耗品等）以外に必要な物品の経費は、市において負担します。
- その他細部の経費の負担等については、あらかじめ協議するものとします。

(実施主体) 防災対策部

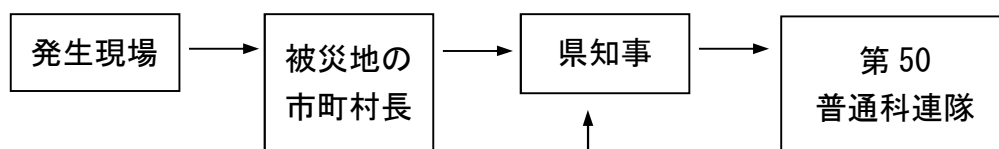
(3) 災害派遣部隊の撤収

- 本部長（市長）は災害派遣の目的が達成され、その必要がなくなった場合は、県知事に対して速やかに撤収要請を行います。
- 撤収要請を行うときは、災害派遣撤収依頼書によるものとします。

(実施主体) 防災対策部

【災害派遣に伴う事務手続要領】

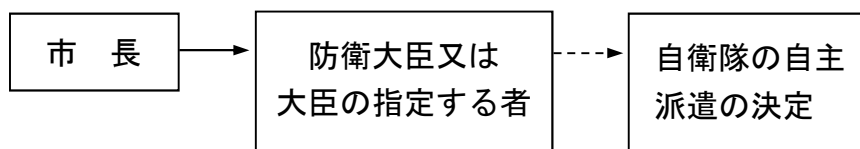
・ 通常の場合



・ 緊急人命救助

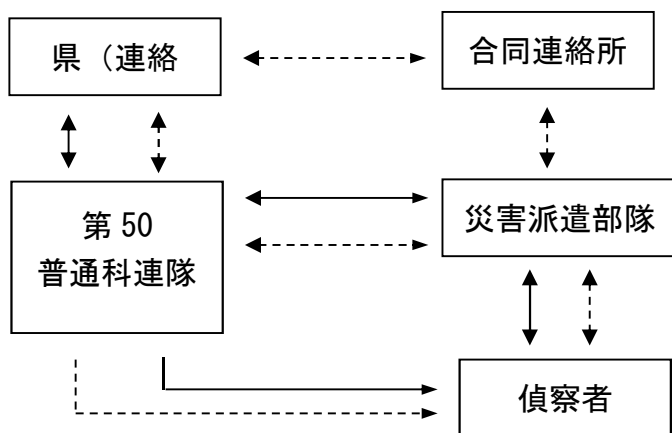


・ 知事に対して災害派遣要請ができない場合



(注) 実線は災害が予想される場合、点線は発生後

・災害派遣時における自衛隊の通信組織



(注) 実線は災害が予想される場合，点線は発生後

第3節 応援要請等

第1 基本方針

南海トラフ地震発生時など、市単独では災害応急対策又は災害復旧活動が十分実施できない場合には、国・県・他市町村に応援要請をするとともに、内閣総理大臣又は県知事に対し、職員派遣についてあつせんを求めるものとします。

合わせて、協定等に基づいた民間事業者等に対しても、応援要請します。

第2 方策

1 公助

(1) 応援要請

- 国・県・他市町村等の応援要請については、「高知市受援計画」に定めた基本方針、体制及び手順に基づき実施します。
- ① 発災後、全部局は、職員の安否確認を行い、見込みを含めた職員参集状況を把握し、BCPに基づいた非常時優先業務を実施する。
- ② 発災後3日目までに、全部局は、非常時優先業務の見直しや部局内の人員調整を実施し、非常時優先業務実施に必要な体制確保に努める。
- ③ 人員不足が明らかな部局は、受援業務を選定し、受援調整班に応援要請するとともに、なお引き続き、②のとおり、体制確保に努める。
- ④ 受援調整班は、各部局からの要請があった場合、庁内で人員調整を実施するとともに、人員配分に係る優先基準に基づき、県等に対して、応援要請を行う。
- ⑤ 受援調整班は、県等から職員派遣決定の連絡があった場合において、なお人員が不足する場合には、人員配分に係る優先基準に基づき、各部局に人員を配分する。
- ⑥ 市は、応援職員に対し、執務環境の整備や飲食物の提供、宿泊場所のあつせん、日々の労務管理など、受入れに当たって、最大限の配慮をする。

(実施主体) 防災対策部, 総務部, 各部局

(2) 従事協力命令

- 災害応急対策の実施のために人員が不足し、緊急に確保の必要が生じた場合は、災対法第65条の規定に基づき、市民等に労務の提供を求めます。

(実施主体) 防災対策部, 各部局

(3) 日本赤十字社高知県支部防災ボランティア，奉仕団等の協力

- 日本赤十字社高知県支部防災ボランティア，奉仕団や他のボランティア団体等から労務の提供の申入れがあったときには，効率的な労務の提供が受けられるように調整に努めます。

(実施主体) 市民協働部，健康福祉部

第4節 災害情報等の収集伝達

第1 基本方針

地震・津波に関する情報，被害情報，防災関係機関等の実施する応急対策活動等あらゆる情報の迅速な収集，伝達及び共有化を図り，応急対策活動を円滑に実施します。

第2 方策

1 自助・共助

(1) 災害情報及び被害状況の収集伝達

- 市などが固定系防災行政無線，広報車，緊急速報メール等から発信する災害情報や避難情報を自ら収集し，可能な範囲で近隣住民等への伝達に努めます。
- 自宅周辺などで災害が発生した場合は，直ちに市に被害状況などを報告するよう努めます。

(実施主体) 市民，地域団体等

2 公助

(1) 災害情報の収集手順

- 災害情報は，状況に応じて次のとおり段階的に収集します。

行動順位	活動内容	収集する情報の内容
情報収集行動 第1	地震・津波情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ・津波警報等，津波情報 ・地震情報
情報収集行動 第2	被害規模の早期把握のための活動	<ul style="list-style-type: none"> ・概括的被害情報 ・ライフラインの被害情報 ・医療機関の状況
情報収集行動 第3	人的，物的被害等，被害規模に関する情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ・人的被害（安否情報含む） ・住家被害 ・公共施設等の被害 ・救急・救助活動の状況 ・医療活動の状況 ・応急給水の状況 ・避難所の状況
情報収集行動 第4	一般被害情報等の収集	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法に基づく，確定に向けた被害情報

(実施主体) 防災対策部，各部局

(2) 地震・津波情報の収集及び分析

- 気象台及びその他防災関係機関が発表する予警報等については、災害対策本部が設置されているときは本部が、その他の場合は防災対策部若しくは消防局が受領し、内容に応じた適切な措置をとるものとします。
- 大津波警報を受領した場合又は発表を知り得た場合は、直ちに市民等への周知を図ります。
- 県警察、高知海上保安部等関係機関との連携や危険度判定結果等により、二次災害の危険情報を収集します。

(実施主体) 防災対策部, 各部局

(3) 災害情報の伝達

- 固定系防災行政無線、広報車、Ｌアラート（災害情報共有システム）等を利用し、自主的な避難行動を促すよう市民等に対して情報伝達します。
- 多くの観光客が訪れる桂浜公園では、固定系防災行政無線、緊急速報メール等と併せ指定管理者等との連携の下、来園者に情報を速やかに伝達します。
- 船舶、漁船、港湾における就労者、漁業従事者、釣人等に対する情報の伝達方法は次のとおりとします。
 - ・市は大津波警報の伝達を受けた場合、速やかに市民等に周知する措置をとります。また、高知海上保安部、県及び市は津波警報・注意報の伝達を受けた場合、速やかに関係機関、船舶等に伝達を行うとともに、一般市民に周知するために広報を行うよう努めます。
 - ・高知海上保安部、県及び市は情報伝達に当たり、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、船舶、漁船等の固定、港外退避等のとるべき措置を併せて示すことに配慮します。
 - ・高知海上保安部は、在泊船舶に対し、船艇等を巡回させ、訪船指導のほか拡声器、電光掲示板等により周知します。
 - ・高知海上保安部は、航行船舶に対し、航行警報又は安全通報等により周知します。
- 必要に応じて、勤務時間中は庁内放送や行政事務支援システムなどを用い、関係部署及び出先機関へ伝達します。

(実施主体) 総務部, 防災対策部, 商工観光部

(4) 被害情報の収集及び分析

- 被害情報については、統括本部や支部運営本部等で収集を行うとともに、通信ネットワークや自主防災組織等のネットワーク、アマチュア無線の活用などによる民間協力体制等様々なルートを活用し収集します。
- 被害情報を収集する上で、ヘリコプター等による情報収集が必要な場合は、県等に対し出動を要請します。
- 被害調査は、各マニュアル等に基づき状況に応じて順次実施します。
- 収集した被害情報等は、円滑な応急対策活動を実施するために市総合防災情報システムなどを活用し分析及び整理を行います。
- 収集した被害情報等を基に、復旧のための用地選定などを行います。

(実施主体) 防災対策部, 市民協働部, 各部局

(5) 被害情報の伝達

- 収集した被害情報等は、県に随時報告するとともに、報道機関や様々な情報ルートを通じ迅速に市域全体に伝達します。

(実施主体) 総務部, 防災対策部, 市民協働部, 各部局

(6) 安否情報の回答

- 被災者の安否情報について照合があった時は、消防庁所管の安否確認システム等を活用し被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しながら回答するものとします。

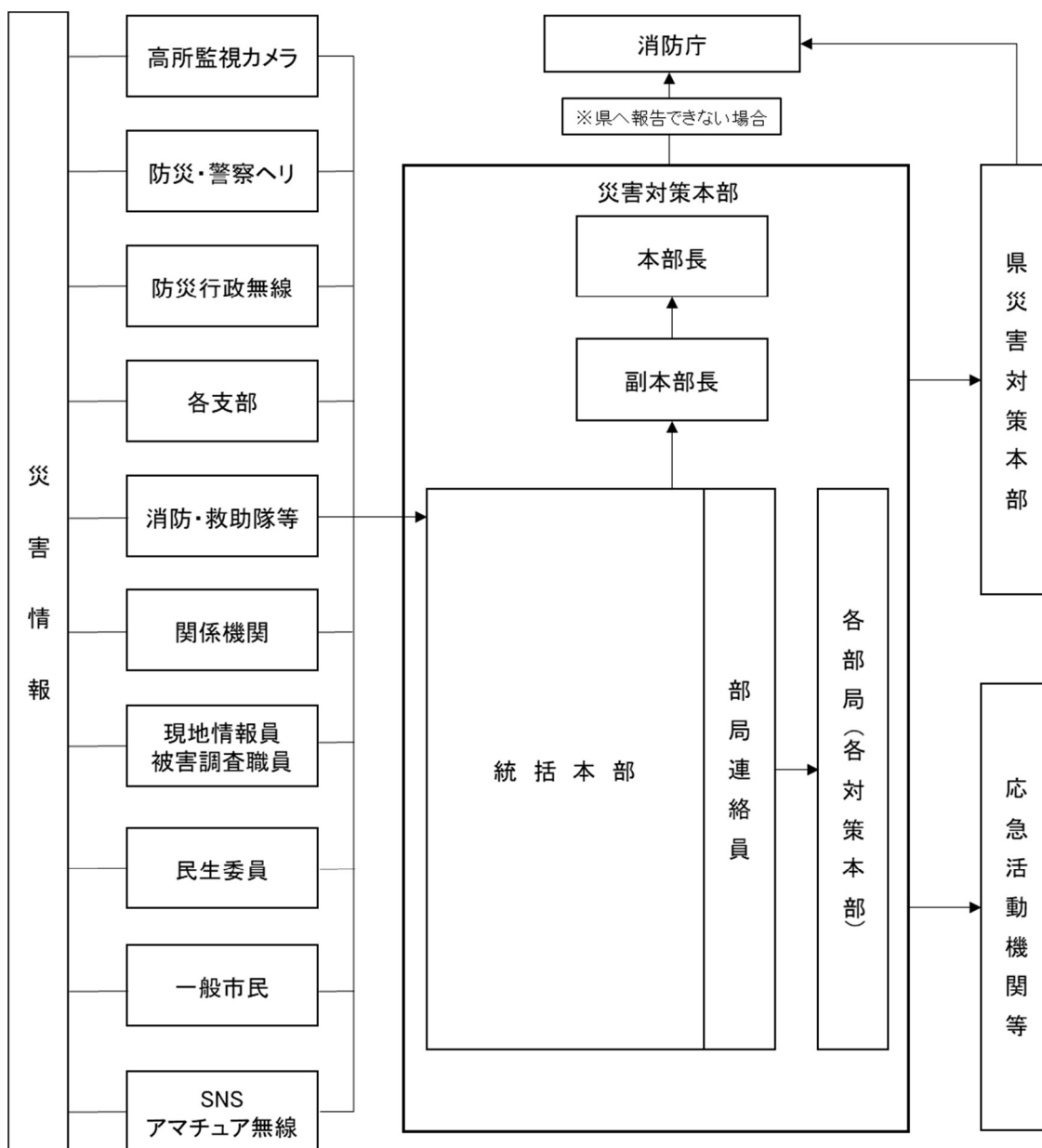
(実施主体) 防災対策部

(7) 通信設備の確保

- 大規模災害時の通信は通信ネットワークを基本とし、通信関係機関との連携の下、災害時優先電話の確保や衛星通信の活用など通信設備を確保します。
- 有線電話等が途絶した場合は、防災行政無線やMCA無線、衛星携帯電話等を活用します。
※【資料編】「移動系・固定系防災行政無線一覧表」を参照
- 有線通信が不通又は自己の無線が使用不能な場合は、県非常通信協議会の協力を得て非常通信を確保します。

(実施主体) 防災対策部, 総務部, 各部局

【資料6】情報の収集及び伝達系統



第5節 長期浸水対策

第1 基本方針

長期浸水についての的確な応急対策を講じることにより、被災者の救助及び迅速な復旧を達成します。

第2 方策

1 自助・共助

(1) 長期浸水に備える

- 本市で発生しうる地震・津波の特性を知り、その災害に備えるための知識を習得するために防災に関する講演会・講習会等に参加するよう努めます。
- 長期浸水により、一定期間、津波避難ビル等に取り残される場合もあることを想定し、備蓄を進めるとともに、できるだけ食料等を入れた非常持ち出し袋を携行して避難できるよう準備に努めます。
- 病院等の医療機関は、救助や物資支援等が一定期間は届かないことを想定し、BCPの策定や燃料及び医薬品等の備蓄に努めます。

(実施主体) 市民, 民間事業者, 地域団体等

2 公助

(1) 初期対応

- 長期浸水区域内に取り残された重傷者等に対し、迅速かつ的確な救助・救出対策を講じます。
- 迅速な止水及び排水対策を講じることにより、1日も早い浸水の解消を図ります。

(実施主体) 各部局

(2) 止水及び排水対策

- 浸水域外の主要道路やこれに接続する道路(堤防道路等)を活用して緊急輸送や災害復旧を実施し、浸水の解消した区域から道路啓開を進めます。
- 防災関係機関等と連携し、大型土のう等を活用した止水対策を講じます。
- 排水機場の活用による排水を基本としますが、排水機場が被災した場合は、排水ポンプ車や仮設ポンプ車などを主体とした排水対策を実施します。

(実施主体) 防災対策部, 農林水産部, 都市建設部, 上下水道局, 国, 県

(3) 住民避難及び救助・救出対策

- 長期浸水区域内の避難ビル等に取り残された被災者について、「高知市救助救出計画」及び「高知市消防長期浸水行動計画」に基づきヘリコプターやボートを活用し救助・救出を行い、浸水区域外の避難所等へ搬送します。
- 救助・救出が長期化する場合は、必要な物資を避難ビル等へ搬送します。
- 長期浸水区域内の避難ビル等に取り残された被災者等の救助・救出に当たっては、救助用サインやスマートフォンを活用した通信網（高知市津波SOSアプリ）による情報収集を実施します。

(実施主体) 防災対策部, 消防局, 国, 県

(4) 燃料対策

- 初動期には、あらかじめ備蓄した燃料を使用します。
- 協定に基づき、高知県石油業協同組合に対し防災関連施設や災害復旧に従事する車両等への優先供給を要請します。

(実施主体) 各部局, 国, 県

(5) 医療救護対策

- 保健医療調整本部は、医療ニーズの高い患者を受け入れるための医療機関情報などを把握し、必要に応じて県保健医療調整本部などにヘリコプター等での搬送を要請します。
- 関係機関等と連携し、医療従事者や医薬品を浸水区域内の病院等へ移送します。

(実施主体) 健康福祉部, こども未来部, 県

(6) 保健衛生対策

- 浸水区域内の状況を的確に把握し、ニーズにあった専門家の派遣を要請するなど、コーディネートできる体制を構築します。
- 化学薬品等を所有する施設の被災状況を迅速に把握し、危険情報の発信、化学薬品の回収又は処理についての支援をします。
- 災害時に提供される食品の安全確保のために衛生指導を実施します。
- 消毒等防疫活動を関係機関及び団体と共に実施します。

(実施主体) 健康福祉部, こども未来部, 県

(7) 災害廃棄物対策

- 浸水区域外における災害廃棄物の仮置場を確保します。
- 浸水区域内においては、排水が完了した段階で仮置場を確保します。
- 災害廃棄物の収集は浸水区域外から開始し、浸水区域内においては排水が完了した地区から順に実施します。

(実施主体) 防災対策部, 環境部, 県

第6節 二次災害の防止対策

第1 基本方針

迅速な応急危険度判定により、余震等による土砂災害や建築物の倒壊など二次災害の防止対策を実施します。

第2 方策

1 公助

(1) 応急危険度判定の実施

- 県との連携体制の下、土地の被災宅地危険度判定を速やかに実施し、被災宅地等の危険度を把握します。
- 建築士会等との連携体制の下、被災建築物の応急危険度判定を速やかに実施し、危険度を把握します。

(実施主体) 都市建設部

(2) 二次災害防止対策

- 土地については、二次災害を軽減及び防止するために危険度判定の結果を宅地に表示するなど、必要な措置を行います。
- がけ崩れ防止対策等の応急対策を順次実施します。
- 建築物については、二次災害を軽減及び防止するために危険度判定の結果を建物に表示するなど、必要な措置を行います。

(実施主体) 都市建設部

(3) 公共建築物の二次災害防止対策

- 公共建築物については、判定結果による優先順位の下、二次災害防止のために応急対策を順次実施します。

(実施主体) 都市建設部, 各部局

第7節 農林水産業対策

第1 基本方針

災害による農地，農業用施設，農作物，家畜，家きん，林産物及び水産業に対する被害を軽減するために必要な応急措置を実施します。

第2 方策

1 公助

(1) 農業用施設及び農作物に対する応急措置

- 土地改良区等農業団体の協力を得て，冠水した農地の排水作業，排水機場等排水施設の保全，ため池の警戒及び応急措置，用排水路の取水樋門の操作等の応急措置を行います。
- 迅速な復旧に向けて，移動用ポンプや応急対策用資機材の確保等に努めます。
- 農業団体の協力を得て速やかに被害状況を把握し，実態に即した作物別の技術対策をたて，広報活動等を行います。
- 種苗及び資材のあっせん，融資等の処置を検討します。

(実施主体) 農林水産部

(2) 家畜，家きん等に対する応急措置

- 農業及び畜産関係諸団体の協力の下，被災地の家畜及び家きんの処置及び飼養管理について現地指導を行います。
- 防疫及び飼料対策本部を設置し，飼料の確保，患畜被害調査，防疫指導，汚染地域の消毒等を行います。
- 緊急を要する飼料等については，状況により県に対して放出又はあっせんを依頼します。

(実施主体) 農林水産部

(3) 林業に対する措置

- 関係機関と連携して，森林所有者及び苗木生産者に対し風倒木及び被災苗木の処理並びに病虫害の防除に関する技術指導や資金援助を行うとともに，山林種苗の供給等について県に協力を要請します。
- 県と共に林道，治山施設等の安全管理，防災措置及び被害箇所の早期復旧を行います。

(実施主体) 農林水産部

(4) 水産施設に対する応急措置

- 春野漁港施設や防潮堤が被災した場合は，迅速な復旧に向けた対策を検討し，対応します。

(実施主体) 農林水産部

第8節 中山間地域における孤立対策

第1 基本方針

アクセス道路等の寸断により地域が孤立した場合、速やかにその状況等を把握し、的確な応急対策活動を実施します。

第2 方策

1 公助

(1) 被災状況の把握

- 地震発生後、支部運営本部を設置し、応急対策活動を円滑に実施します。
- アクセス道路の寸断により孤立地域が発生した場合、その地域の代表者等に連絡をとり、地域内における負傷者の有無や被災状況等を把握します。

(実施主体) 防災対策部, 農林水産部, 都市建設部

(2) 負傷者等の救助・救出の要請

- 緊急に搬送すべき負傷者や重病者がいる場合は、災害対策本部を通じて県などに対しヘリコプター等による救助を要請します。

(実施主体) 防災対策部, 農林水産部

(3) アクセス道路の確保

- 国や県をはじめ一般社団法人高知県建設業協会等との連携により、アクセス道路の復旧を図ります。

(実施主体) 農林水産部, 都市建設部

(4) 孤立地域への生活物資等の搬送

- 孤立が長期化する場合は、ヘリコプター等を活用した孤立地域への生活必需物資等の搬送を県などに要請します。

(実施主体) 防災対策部, 農林水産部

第9節 流出油災害応急対策

第1 基本方針

貯蔵施設や配管等の設備に亀裂及び破損が生じ、油類が流出する事故が発生した場合、防災関係機関等との連携により、引火予防をはじめ初期消火及び延焼拡大防止とともに、拡散防止や回収等を実施し、流出油による被害の軽減を図ります。

第2 方策

1 公助

(1) 応急体制の整備

- 油流出事故等により、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、収集した情報等に基づき適切な体制をとるものとします。

(実施主体) 防災対策部, 消防局, 関係機関

(2) 沿岸警戒

- 流出油等による災害が沿岸地域に波及するおそれがある場合、関係機関は、必要に応じ当該地域における現場警戒に当たります。
- 消防局は火気の使用規制等諸般にわたる自衛措置の指示勧告を実施し、県警察は交通規制を実施します。

(実施主体) 消防局, 県警察, 関係機関

(3) 海上警戒

- 危険物が流出したときは、応急措置義務者（原因者）が応急措置を行い付近にある者や船舶に対し注意喚起を行うほか、高知海上保安部は、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、船舶の進入禁止措置、避難勧告等を行います。
- 関係機関は、所属船舶をもって高知海上保安部の行う海上警戒に協力するものとします。

(実施主体) 消防局, 高知海上保安部, 関係機関

(4) 防除活動

- 防除活動は、防除措置義務者（原因者）が主体となって行うほか、関係機関が連携し次の防除作業を実施します。
 - ・ 避難誘導
 - ・ 救助及び救護作業
 - ・ 消火作業
 - ・ 流出油の処理作業
- 県排出油等防除協議会へ被害状況等の情報伝達を行います。

(実施主体) 消防局, 関係機関

(5) 資機材等の調達

- 保有資機材のみで迅速な応急活動ができない場合、関係機関で協議し調達します。

(実施主体) 消防局, 関係機関

第10節 災害広報

第1 基本方針

報道機関等との連携により、市民等への災害情報、生活関連情報などの確かな広報活動を実施します。

第2 方策

1 自助・共助

(1) 災害及び被害状況の情報提供

- 避難所等において、災害対策本部等から提供される情報を避難者に的確に提供できるようそれらを整理するとともに、速やかに掲示するよう努めます。
- 要配慮者への情報伝達については、誰もが分かりやすい言葉や表現をもって伝達するとともに、障害の状況に応じて必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意します。

(実施主体) 市民, 地域団体等

2 公助

(1) 報道機関への情報提供

- 災害関連情報を取りまとめ、適宜報道機関に提供します。特に、市民等への周知徹底に必要な情報については、速やかな報道を依頼します。

(提供情報)

- ・ 災害対策本部の設置及び解散
- ・ 避難情報の発令状況
- ・ 余震情報
- ・ 二次災害の危険性
- ・ 被害状況
- ・ 交通情報
- ・ ライフライン情報
- ・ 医療情報
- ・ 避難所情報
- ・ 廃棄物情報
- ・ 救援等物資情報
- ・ その他必要情報

- Lアラート(災害情報共有システム)等を活用して、情報配信の簡素化及び一括化に努めます。

- 記者会見については、必要に応じて随時実施します。

- 緊急を要する情報については「災害時における放送要請に関する協定」に基づき各報道機関に報道を要請します。

(実施主体) 防災対策部, 総務部

(2) 市民等への広報活動

- 災害発生前については、予想される災害の規模や動向などを検討し、被害の防止等に必要な注意事項などを広く発信します。
- 災害発生後については、「(1) 報道機関への提供情報」の内容に準ずるものとします。
- 広報活動は、報道機関、地域団体等の協力のほか、ホームページ、広報紙、コミュニティFM、SNSなど様々な手段によって行います。

(実施主体) 防災対策部, 総務部

(3) 避難者への広報活動

- 避難所等の災害情報及び生活関連情報を常に伝達できるよう、状況に合わせた体制や設備の整備を図りながら広報活動を行います。
- 要配慮者、在宅での避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者のほか広域避難者にも配慮した情報伝達を行います。
- 複数の手段で情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めます。

(実施主体) 防災対策部, 総務部, 市民協働部, 健康福祉部, こども未来部

(4) 災害記録の作成

- 報道機関等の協力を得ながら、被害状況をはじめ応急対策の実施状況、市民生活などの映像記録等を収集し、災害記録を作成します。

(実施主体) 防災対策部, 総務部

第11節 自主防災組織等の活動

第1 基本方針

災害発生直後の初動期において、自主防災組織等は、応急対策活動や災害情報等の収集伝達、避難所運営等について互いに連携及び協力して対応に当たります。

第2 方策

1 自助・共助

(1) 災害情報等の収集伝達

- 災害発生直後の死傷者や建物、道路等の被害状況等の情報を収集し、市などへの伝達に努めます。

(実施主体) 民間事業者, 地域団体等

(2) 災害応急活動の連携

- 災害発生初動期において、防災及び医療関係機関の派遣する救助隊等と連携して初期消火、地域住民等の避難誘導、負傷者の救助・救護等に努めます。

(実施主体) 民間事業者, 地域団体等

(3) 避難所運営

- 避難所において、自主防災組織を中心に運営組織を設置し、市職員、教職員、施設管理者等と連携して避難者がお互いに秩序ある避難生活が営まれるよう避難所を運営します。

(実施主体) 地域団体等

(4) 給食、給水、救援物資等の配分

- 避難所生活を円滑に行うために市が実施する給食、給水、救援物資等の配分活動に協力します。

(実施主体) 民間事業者, 地域団体等

(5) 事業所の自主防災活動

- 災害発生初動期において、従業員等の安全確保及び地域住民等に対する支援を行うよう努めます。
- 周辺地域において、がけ崩れや家屋の倒壊等により負傷者が発生したときは、自主防災組織等と協力して救出活動に努めます。
- 爆発物や有害物質など危険物を取り扱う事業者は、施設の点検及び応急措置を行い、爆発等の危険がある場合は、速やかに防災関係機関に連絡をするとともに、近隣住民に周知します。

(実施主体) 民間事業者

第12節 避難の指示及び避難誘導

第1 基本方針

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、生命又は身体を災害から守り、被害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、高齢者等避難、避難指示（以下、「避難情報」といいます。）を発令するとともに、地域住民等を安全な緊急避難場所に誘導します。

第2 方策

1 自助・共助

(1) 適切な避難

- 避難情報が発令された場合は速やかに避難するとともに、発令前であっても自ら判断して避難できるよう情報収集に努めます。
- 地域においては、自主防災組織を中心として状況に応じた避難誘導を実施します。
- 避難支援等関係者は、自らの安全を確保した上で、避難行動要支援者の支援や安否確認を行います。

(実施主体) 市民, 民間事業者, 地域団体等

2 公助

(1) 避難情報の発令及び解除

- 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、生命又は身体を災害から守り、その他被害の拡大を防止するために必要があると認めるときは、本部長（市長）は災対法第60条に基づき、地域の居住者及び滞在者その他の者に対して、避難情報の発令を行います。
- 避難の指示は、次表に掲げる実施者において関係法令に基づき行うことができます。

実施者	災害の種類	根拠法
市長 知事	災害全般	災対法第60条
警察官	災害全般	災対法第61条 警察官職務執行法第4条
海上保安官	災害全般	災対法第61条
自衛官	災害全般	自衛隊法第94条

- 本部長（市長）は、避難情報の発令を行った場合は、速やかにその旨を知事に報告します。

- 災害発生のおそれがある場合、避難情報の発令を解除した場合も同様に、速やかにその旨を知事に報告します。
- 避難情報の発令は、「避難情報の判断・伝達マニュアル」を基に、現地状況、過去のデータ等を含めて災害対策本部で総合的に判断します。
- 災害が発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことにより、かえって市民の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができます。
- 屋内での待避等の安全確保措置を指示した場合においても、速やかにその旨を知事に報告します。
- 必要に応じて、指定行政機関の長や指定地方行政機関の長及び県知事に対し、避難情報発令の判断に関する事項について、助言を求めることができます。

(実施主体) 防災対策部

(2) 警戒区域の設定及び解除

- 本部長（市長）は、災害が発生し又は発生のおそれがあり、市民の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、災対法 63 条の規定により警戒区域を設定します。
- 水防法第 21 条の規定により必要がある場合は、水防団長及び水防団員は警戒区域を設定し、その区域への立ち入り禁止及び制限並びにその区域からの退去を命じることができます。

(実施主体) 防災対策部, 消防局

(3) 避難情報の伝達

- 避難情報の伝達事項は次の内容を明示します。ただし、避難情報の内容を明示するいとまがないときは、この限りではありません。
 - ・ 避難情報発令の理由
 - ・ 発令対象地区
 - ・ 緊急避難場所
 - ・ 避難における注意事項
 - ・ 警戒レベル
- 要配慮者については、早い段階での避難開始が必要なため、事前避難の判断ができるよう災害情報や災害対応状況及び緊急避難場所の開設状況を伝達します。
- 要配慮者に直接情報を伝達することが困難な場合、関係機関に協力を求めます。

- 市民等の積極的な避難行動につながるよう、危険の切迫性に応じて伝達文の内容を工夫します。

(実施主体) 防災対策部, 健康福祉部, こども未来部, 消防局, 教育委員会

(4) 避難誘導

- 必要に応じて警察官の応援を求めるなど関係機関の協力の下、避難誘導を実施します。
- 市職員や施設管理者は、施設利用者や近隣住民に対し避難誘導マニュアル等あらかじめ定めた行動マニュアルに沿って、安全かつ的確に避難誘導を行います。
- 避難行動要支援者の避難支援については、「災害時における要配慮者支援対応マニュアル」に基づき実施します。
- 避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要な場合に限り、本人の同意の有無に関わらず避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に対し提供します。
- 陸上交通及び海上交通機関における避難については、防災関係機関等と連携し避難誘導を実施します。

(実施主体) 各部局

第13節 要配慮者への支援

第1 基本方針

要配慮者（高齢者，障害者，外国人，乳幼児等）は，災害発生後に自ら迅速かつ的確な行動がとりにくいため，地域住民や自主防災組織，社会福祉施設等の協力を得ながら避難支援を実施します。

第2 方策

1 自助・共助

(1) 要配慮者への支援

- 避難支援等関係者は，避難情報が発令された場合，行政と連携しながら避難行動要支援者の避難を支援するよう努めます。
- 要配慮者の居場所や安否確認に努め，把握した情報を市に提供します。
(実施主体) 民間事業者，地域団体等

2 公助

(1) 情報の提供等

- 避難情報を発令する場合は，固定系防災行政無線や広報車，携帯端末の緊急速報メール等を活用し広く周知します。
- 情報については，誰もが分かりやすい言葉や表現をもって伝達するとともに，障害の状況に応じて必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意します。
- 報道機関等に対し，次の事項を要請するものとします。
 - ・視覚に障害がある人のためにラジオでの情報提供
 - ・聴覚に障害がある人のために文字放送や字幕付き放送による情報提供
 - ・日本語を理解していない外国人に対する外国語による情報提供

(実施主体) 防災対策部，総務部

(2) 避難支援

- 避難行動要支援者の避難支援等については、「高知市災害時要援護者支援対応マニュアル」に基づき実施します。
- 避難支援等関係者等の協力を得ながら避難行動要支援者の避難支援等を行います。
- 避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要な場合に関し、本人の同意の有無に関わらず避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に対し提供します。
- 災対法第49条の12及び第49条の16の規定に基づき、名簿情報及び個別避難計画情報の提供に際して情報漏えいを防止し、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために市が講ずる措置に関して、平常時から個別避難計画情報を保有しない者に対して災害時に緊急に個別避難計画情報を提供する場合は、当該個別避難計画情報の活用後における廃棄・返却等を求めます。
- 災対法第50条第2項の規定に基づき、避難支援等関係者等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であることから、地域の実情や災害の状況に応じて、事前に策定された安全確保ルールや計画などに従うよう求めるなど、避難支援等関係者が避難支援等を行う際に安全を確保できるよう十分に配慮します。

(実施主体) 防災対策部, 健康福祉部, 消防局

(3) 避難所生活等における対策

- 避難生活支援については、「災害時における要援護者支援対応マニュアル」に基づき、自主防災組織や社会福祉施設、ボランティアセンター等の協力を得て適切な福祉サービスの提供に努めます。
- 外国人に対しては、語学ボランティア等の協力を得て情報提供を行うとともに、各国大使館等への情報の取り次ぎを行います。
- 社会福祉施設等が被害を受け機能を失った場合は、代替施設等を使用しその機能の確保に努めます。
- 避難所での生活環境に当たっては要配慮者に十分配慮するとともに、健康状態を把握し、福祉施設職員や高知県が養成している福祉専門職員の災害派遣福祉チーム(DWAT)等の受援体制の整備に努めます。
- 応急仮設住宅等への入居に当たっては、高齢者や障害者を優先しますが、仮設住宅生活が長期化することも想定し、高齢者や障害者が同じコミュニティに集中しないよう配慮します。
- 在宅での生活が可能と判断された要配慮者に対しては、その生活実態を的確に把握し、在宅福祉サービス等を適宜提供します。

(実施主体) 総務部, 健康福祉部, こども未来部, 都市建設部

第14節 教育関係対策

第1 基本方針

災害発生時には、的確な判断により、園児、児童、生徒及び教職員（以下「生徒等」といいます。）の安全を確保するとともに、学校、保育所及び文化施設（以下「学校施設等」といいます。）の応急対策や応急教育の実施等必要な対策を行います。

第2 方策

1 公助

(1) 生徒等の措置

- 災害時対応マニュアル等に基づき、生徒等を安全かつ迅速に避難させた後に、安否確認と保護者等への連絡及び引渡しを実施します。
- 休日、夜間等の場合についても、災害時対応マニュアルに基づき生徒等の安否確認を実施します。
- スクールカウンセラーを中心に、被災後の生徒等の心のケアを行います。

(実施主体) こども未来部, 教育委員会, 各学校

(2) 学校施設等の応急対策

- 学校施設等の危険度判定調査を速やかに実施するとともに、被害状況調査及び応急修理を実施し、避難者や生徒等の安全を確保します。

(実施主体) 総務部, こども未来部, 都市建設部, 教育委員会

(3) 教育及び保育対策

- 学校施設等が被災した場合は、速やかに代替施設の確保を行います。
- 学校施設等の被害の程度により、二部授業又は余剰教室若しくは最寄りの公共施設を利用するなどの方法によって授業や保育を実施します。
- 臨時休校の措置をとった場合は、振替授業等により授業時間を確保します。
- 学校教育の早期再開のために指定避難所の閉鎖や統合を避難者や地域団体等と協議の上、実施します。
- 被災した生徒等が教科書その他学用品等を喪失及び毀損した場合、毀損状況を把握し、教科書、学用品等を確保し、災害救助法の基準に基づき給与します。
- 県教育委員会等と連携し、他校の教職員の臨時配置及び臨時雇用により人員の確保を行います。

(実施主体) こども未来部, 教育委員会, 防災対策部

(4) 生徒等への給食の確保対策

- 給食施設及び設備の被害状況に応じ、速やかに応急修理等を実施するとともに、学校給食会等関係機関と調整し生徒等への給食の再開に努めます。
- 指定避難所の開設等により被災者用の炊き出しを実施している場合は、学校給食と被災者用給食との調整を行います。

(実施主体) こども未来部, 教育委員会

(5) 文化財対策

- 文化財が被災した場合、所有者又は管理者は、速やかに市に被災状況を報告し適切な措置を行います。
- 市は国・県指定の文化財が滅失及び毀損した場合は、毀損状況を把握し、文化庁及び県に連絡します。

(実施主体) 総務部

第15節 緊急輸送活動

第1 基本方針

緊急輸送活動の実施に当たっては、次の活動に必要な人員、資機材等の輸送を優先するため、防災関係機関等と連携し、速やかに緊急輸送体制を確保します。

(第一段階)

- ・ 救助救急活動
- ・ 消防水防活動
- ・ 国及び地方公共団体の応急活動
- ・ ライフライン事業者の応急復旧活動
- ・ 緊急輸送施設の応急復旧及び交通規制活動

(第二段階)

- ・ 第一段階の継続
- ・ 給食給水活動
- ・ 負傷者等の被災地外への輸送活動
- ・ 輸送施設の応急復旧活動

(第三段階)

- ・ 第二段階の継続
- ・ 復旧活動
- ・ 救援物資等の輸送活動

第2 方策

1 公助

(1) 緊急輸送ルートの確保

- 道路や橋りょうの危険度判定や被害調査に基づく優先順位の下、国や県、一般社団法人高知県建設業協会等との連携による道路の啓開や応急工事を実施します。また、南海トラフ地震発生に伴う道路啓開は高知県道路啓開計画に基づき実施するものとし、応急復旧等を迅速に行うため、高知県高知土木事務所と連携し、啓開ルートの優先順位の調整等を行います。
- 高速自動車道の被害状況を西日本高速道路株式会社や関係機関から入手し、防災関係機関等との連携により緊急輸送ルートを確認します。
- 緊急輸送に際しては、県の消防防災ヘリコプターや自衛隊ヘリコプターの出動要請とともに、使用可能な臨時ヘリポートを速やかに確保します。

- 海上輸送については、国土交通省四国地方整備局、四国運輸局高知運輸支局、高知海上保安部及び港湾管理者への要請等を通じ、港湾施設及び船舶を確保することとし、必要に応じ次の措置を講ずるものとします。
 - ・四国地方整備局及び港湾管理者は、港内航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合は、障害物除去等に努めるものとします。
 - ・高知海上保安部は、船舶交通の輻輳（ふくそう）が予想される海域において、必要に応じ船舶交通の整理を行います。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努めるものとします。
 - ・高知海上保安部は、海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じるおそれがあるときは、必要に応じ船舶交通を制限又は禁止するものとします。
 - ・高知海上保安部は、海難船舶、漂流物、又はその他の物件により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、速やかに航行警報等必要な処置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去及びその他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告するものとします。

(実施主体) 防災対策部, 農林水産部, 都市建設部, 国, 県

(2) 交通規制の実施

- 交通渋滞等により円滑な緊急輸送を阻害している状況にあるときは、緊急の度合いに応じて車両別通行規制を行います。
- 規制により通行を制限された車両に対しては、迂回路線の設定又は時間的解除等による通行を検討します。

(実施主体) 都市建設部

(3) 放置車両対策の実施

- 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両が発生し、緊急通行車両の通行を確保するために緊急の必要があるときは、災害対策基本法第76条の6に基づく道路区間指定を行い、運転者等に対し、車両等の移動を命令します。
- 道路管理者は、車両等の移動の命令を行う区間を指定したときは、報道機関等を通じて速やかに指定区域内に周知します。
- 運転者等がない場合等においては、道路管理者自らが、車両等の移動を行います。その際、やむを得ない範囲で車両等の破損、他人の土地を一時使用及び障害物を除去することができるものとします。

- 道路管理者は、車両等の移動に際し、車両等の破損、他人の土地の一時使用及び障害物の除去を行った場合には、損失の補償を行います。

(実施主体) 都市建設部

(4) 緊急輸送車両の確保

- 公用車の効率的な運用や運送事業所等との連携及び県への要請により緊急輸送車両を確保します。
- 協定に基づき、県石油業協同組合に対し防災関連施設や災害復旧に従事する車両等への優先供給を要請します。
- 緊急輸送車両の使用のために県及び公安委員会に申し出て確認標章及び証明書の交付を受けます。

(実施主体) 財務部

(5) 応急資機材等の確保

- 応援協定等に基づき、県内外から広く応急用資機材等を調達します。
- 輸送拠点に調達された応急用資機材等は、緊急輸送車両により市内の被災地に輸送します。

(実施主体) 財務部, 都市建設部

第16節 交通確保対策

第1 基本方針

災害時において、道路の損壊及び陥没並びにその他の事由により交通上危険であると認め、又は復旧工事のためやむを得ないときは、道路管理者は交通規制を行うものとします。

第2 方策

1 公助

(1) 被災地付近の交通規制

- 道路管理者は、被災地及びその付近の現地状況を調査するとともに、警察署長に連絡し交通制限、迂回等の応急対策を講じます。
- 災害対策本部と県警察本部は、協議の上、交通規制を確定します。
(実施主体) 防災対策部, 農林水産部, 都市建設部, 国, 県, 県警察

(2) 緊急輸送路確保のための交通規制

- 交通渋滞等により円滑な緊急輸送を阻害している状況にあるときは、緊急の度合いに応じて車両別通行規制を行います。
- 規制により通行を制限したときは、迂回路線の設定又は時間的解除等による通行を検討します。
(実施主体) 農林水産部, 都市建設部, 国, 県, 県警察

(3) 交通規制の周知

- 規制により通行を制限したときは、適当な分岐点及び迂回路線に指導標識板を設置するとともに、広報車による広報や報道機関を通じて速やかに市民等に周知徹底を図ります。
(実施主体) 農林水産部, 都市建設部

(4) 代替交通手段の確保

- 鉄道・軌道の公共交通機関が通常運行できなくなった場合は、公共交通事業者との協定に基づき代替交通手段を確保します。
- 市内で避難所が不足する場合は、公共交通事業者と協同し被災者の市外・県外への広域避難を支援します。
(実施主体) 市民協働部

(5) 道路占用工作物の保全措置

- 道路占用工作物等（電力，通信，ガス，水道，下水道その他）に被害があった旨の情報を受けたときは，関係機関又は所有者にその安全措置を命じ道路の保全を図るものとします。

(実施主体) 農林水産部，都市建設部

第17節 市所管施設等の応急対策

第1 基本方針

市民生活に多大な影響を及ぼす市所管施設等については、緊急点検、巡視等を行い、迅速な応急対策を実施し、早期の機能復元及び確保を図ります。

また、道路や河川等において障害物が発生し、その機能を阻害したときは、障害物の除去に向けて必要な措置を講じます。

第2 方策

1 公助

(1) 市所管施設の応急対策

- 指定避難所となっている施設を中心に、市所管施設及び設備の被害状況調査を行います。
- 被災状況や影響度、重要性等を勘案した優先順位の下、関係機関との応援協定や連携体制などにより、順次応急工事等対策を実施します。
- 本庁舎や第二庁舎等業務機能が集中する施設が被災した場合は、代替施設を早期に確保するよう努めます。

(実施主体) 都市建設部, 各部局

(2) 情報処理システムの確保

- 早期に必要な情報処理システムから順次点検及び応急対策を実施し、速やかな復旧に努めます。

(実施主体) 総務部, 各部局

(3) 道路、河川等にある障害物の除去

- 道路交通を緊急に確保するためにその道路管理者は早期に障害物の除去を行います。
- 河川の流水を確保するためにその河川管理者は、防災関係機関等と連携を図りながら障害物の除去に努めます。
- その他の施設の障害物の除去は、その施設の所有者又は管理者が行うものとします。

(実施主体) 農林水産部, 都市建設部, 国, 県

(4) 道路施設被害の応急復旧

- 救助活動及び応急対策活動を安全かつ円滑に実施するためにあらかじめ指定している緊急輸送ルート of 被害状況を把握し、応急復旧方針を決定します。
- 効率的な防災活動を実施するために第1次緊急輸送道路を最も早期に復旧し、第1次緊急輸送道路が早期復旧困難な場合は第2次緊急輸送道路を復旧することによって輸送ルートを確認します。
- 一般社団法人高知県建設業協会等との応援協定に基づき必要な人員、資機材等の確保に努めます。
- 道路管理者及び関係機関は、被害のあった道路施設について下記のような対策を講じ、その道路機能の確保に努めます。
 - ① 道路、橋りょう等構造物の危険度調査の実施
道路管理者は、管理する道路や橋りょう等の構造物についての危険度調査を行います。
 - ② 道路、橋りょう等の応急工事
道路の決壊、流出及び埋没、橋りょうの倒壊、トンネルの一部決壊及び埋没等の被害のうち、わずかな被害で応急対策により早急に交通の確保が得られるときは、補強等必要な措置を講じ早期復旧を目指します。
 - ③ 迂回道路等の確保
応急対策が比較的長期間を要する場合は、被害箇所の応急対策と同時に迂回用道路等の確保に努めます。
 - ④ 関係機関との連携
幹線道路等交通量の集中が見込まれる道路については、道路管理者は県警察本部等各関係機関との協力による広域的な道路規制を行います。
- 県警察等関係機関と連携し、不通箇所、迂回路、復旧見込み等道路交通情報を広報するとともに、市民等からの問合せに対応します。

(実施主体) 農林水産部, 都市建設部, 国, 県

第18節 避難所の開設及び運営

第1 基本方針

災害によって自宅が全壊した場合や、水や電気等が使用できない場合に、被災者が一定期間生活を送る場所として指定避難所を開設します。

第2 方策

1 自助・共助

(1) 避難所運営

- 地域団体等は各自の役割を十分理解し、主体的に避難所運営を行うとともに、運営を行うための体制整備に努めます。
- 避難所の運営は、市作成の「避難所運営マニュアル」に基づき適切に実施します。

(実施主体) 地域団体等

2 公助

(1) 避難所の開設

- 災害規模、被災状況等を勘案し、「避難所運営マニュアル」に基づき指定避難所を適宜開設するとともに、利用可能な媒体の活用により市民等に対して開設を周知するものとします。
- 福祉避難所についても、被災状況等に応じて適宜開設します。

(実施主体) 市民協働部, 健康福祉部, 農林水産部, 教育委員会, 各部局

(2) 避難所の運営管理

- 指定避難所の運営は、地域団体、施設管理者、教職員等との協力体制の下、「避難所運営マニュアル」に基づき適切に実施します。
- 防災行政無線の活用など情報収集伝達体制を整え、災害対策本部等との連携体制を確保します。
- 必要に応じて、被災者に対し炊き出しや食料の供給を行います。
- 被災者健康管理のために保健師等による保健活動を実施します。
- 避難生活環境を良好な状態に保つために避難所の衛生状態の確保やプライバシーの保護、必要物資の確保等に努めます。
- 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮します。
- 女性専用の物干し場、更衣室及び授乳室の設置や、生理用品及び女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めます。

- 飼い主による家庭動物との同行避難ができるよう家庭動物のためのスペースや隔離用のテント及び飼育用のケージの確保に努めます。
- 集団的な避難生活に適応できない要配慮者のために避難所内に要配慮者スペースを設置するとともに、状況によっては、福祉避難所等への移動を調整します。
- 災害の規模、被災者の避難や収容状況、避難を要する期間等を考慮し、必要に応じて、民間賃貸住宅、旅館、ホテル等への移動を避難者に促します。

**(実施主体) 防災対策部, 市民協働部, 健康福祉部, こども未来部,
農林水産部, 教育委員会, 各部局**

(3) 福祉避難所の運営管理

- 要配慮者など避難所での生活が困難な市民等については、その状況に応じ福祉避難所、社会福祉施設等に適宜移送します。
- 各福祉避難所運営マニュアルに基づき、施設管理者や支援者、自主防災組織等と協働で運営を行います。

(実施主体) 健康福祉部

第19節 救援物資等の供給

第1 基本方針

食料や生活必需物資（以下「救援物資等」といいます。）を確保できない被災者に対して、民間事業者や地域団体等の協力を得ながら救援物資等の供給を速やかに実施するとともに、物価の安定に努めます。

第2 方策

1 自助・共助

(1) 配分等への協力

- 救援物資の配分や炊き出しの実施等に当たっては多くの人手を要することから、市職員をはじめ民間事業者や地域団体等が連携し円滑に実施できるよう努めます。
- 災害発生直後は水が不足するため、洗たく、トイレ排水などの生活用水については災害用協力井戸等の水を活用します。

(実施主体) 市民, 民間事業者, 地域団体等

2 公助

(1) 物資対策本部の運営

- 物資対策本部長は、救援物資等の必要品目及び必要量の把握、防災関係機関との総合調整、活動方針の決定等「高知市物資配送計画」に基づき物資対策本部の運営を実施します。

(実施主体) 商工観光部

(2) 救援物資等の確保

- 物資が事前備蓄で不足するときは、流通業界や県等へ支援要請を行い、必要品目及び必要量の確保に努めます。
- 被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資確保に努めます。
- 救援物資等を確保する際は、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮します。

(実施主体) 商工観光部

(3) 災害救助用米穀の確保

- 災害救助法が適用された場合において、炊き出し等を実施する際の米穀を関係機関から調達します。

(実施主体) 農林水産部

(4) 救援物資等の受入れ及び配送

- 国, 県, 他市町村, 協定先の民間事業者等から供給される救援物資等は, 物資配送拠点で受け入れて, 物流事業者等の協力を得て指定避難所へ速やかに配送します。
- 物資配送拠点から供給する救援物資等は, 配送先の指定避難所において円滑に受け入れて, 避難者等へ配分します。

(実施主体) 市民協働部, 健康福祉部, 農林水産部, 商工観光部

(5) 救援物資等の配分

- 救援物資等の供給は指定避難所で行うことを原則とし, 様々な媒体を活用し広く市民等に周知します。
- 災害状況によっては, 「高知市物資配送計画」に基づき, 救援物資等の配送先となる指定避難所を絞り込みます。その場合は, あらかじめ様々な媒体を活用し広く市民等に周知します。
- 救援物資等の配分に当たっては, 多くの人手を要することから, 民間事業者や地域団体等との連携の下, 円滑に実施します。
- 配分する際は, 要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮します。
- 学校の給食施設については, 関係機関や関係業者との連携体制の下, 応急措置を講じ, 早期炊き出しを実施します。

**(実施主体) 防災対策部, 市民協働部, 健康福祉部, こども未来部,
教育委員会**

(6) 災害による消費生活関連相談及び物価の監視

- 便乗値上げ等が行われないよう物価の監視を行い, 適正価格の維持に努めます。
- 災害の混乱に乗じた悪質商法等の発生による契約トラブル等についての相談に対応します。

(実施主体) 市民協働部

第20節 災害救助法等の適用

第1 基本方針

災害救助法（昭和22年法律第118号）による応急救助やその他の関連法令による生活再建支援等を迅速かつ的確に行うために日頃から研修を受けるなど習熟を図るとともに、自然災害の発生により、一定規模以上の被害が生じ、被災者が現に応急救助を必要とするときは、被災者の保護と社会秩序の維持を図るために災害救助法の適用申請を行います。

第2 方策

1 公助

(1) 災害救助法の適用申請

- 被災状況が災害救助法適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、迅速かつ正確に被害状況を把握し、知事に対し災害救助法の適用申請を行います。

(実施主体) 防災対策部

(2) 災害救助法に基づく救助の実施

- 災害救助法が適用されたときは、知事からの委任又は補助事務として同法の規定に基づき次の救助を実施します。
 - ① 避難所及び応急仮設住宅の供与
 - ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 - ④ 医療及び助産
 - ⑤ 被災者の救出
 - ⑥ 被災した住宅の応急修理
 - ⑦ 生業に必要な資金、器具及び資料の給与又は貸与
 - ⑧ 学用品の給与
 - ⑨ 埋葬
 - ⑩ 遺体の捜索及び処理
 - ⑪ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- 救助の実施に当たっては、救助完了までの間、実施状況を日ごとに記録するとともに、県に報告します。

(実施主体) 各部局

第21節 消火，救急及び救助活動

第1 基本方針

広域に及ぶ家屋の倒壊や同時多発火災等から市民等の生命を守るために火災の早期鎮圧及び延焼防止を図るとともに，迅速な救急・救助活動を実施します。

第2 方策

1 自助・共助

(1) 消火及び救助活動の実施

- 自らの安全を確保した上で，近隣住民等と協力し，消火，救急及び救助活動等を実施するように努めます。

(実施主体) 市民，民間事業者，地域団体等

2 公助

(1) 消防対策本部の運営

- 消防対策本部を設置したとき，消防対策本部長は，災害対策本部等との連携の下，被害状況の把握，防災関係機関との総合調整，活動方針の決定等「高知市消防対策本部運営要綱」に基づき消防対策本部の運営を実施します。

※【資料編】「消防対策本部体制」を参照

(実施主体) 消防局

(2) 初動活動

- 「高知市消防局及び消防団動員配備要綱」に基づく段階的な参集方法により活動体制を確保します。
- 消防無線等の通信手段を活用し，消防局内及び他団体との通信体制を確保します。
- 消防署所をはじめ車両，資機材等の被害状況に応じた応急措置を実施し，活動手段を確保します。

(実施主体) 消防局

(3) 応援要請

- 被害状況等により市長が必要と判断したときは，緊急消防援助隊等の応援要請を行うとともに，「高知市緊急消防援助隊受援計画」に基づき受入れ体制を整えます。

(実施主体) 消防局

(4) 応急活動

- 「高知市消防局大規模自然災害対策基本計画（地震・津波編）」に基づき、同時多発火災や危険物施設等における被害拡大防止など状況に応じた消火活動等をはじめ、保健医療調整本部等と連携した救護活動、消防団あるいは自主防災組織などと連携した消火、救急及び救助活動等応急活動を実施します。
- 応急活動を実施する市民等に簡易救助資機材の貸出しを行うなど、地域での救急及び救助活動を支援します。

(実施主体) 消防局

(5) 行方不明者等の搜索

- 要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行います。
- 搜索活動は、地域団体のほか防災関係機関等の協力の下、実施します。

(実施主体) 防災対策部, 消防局, 県警察, 高知海上保安部

(6) 職員の応急措置

- 市所管施設の利用者等が被災した場合、職員及び施設管理者は、自らの安全を確保した上で、人命の安全確保を基本に消火・救助活動を行うとともに、必要な応急措置を実施します。

(実施主体) 各部局

第22節 保健医療調整本部の設置及び運営

第1 基本方針

災害の発生により多数の傷病者が発生した場合、一人でも多くの人を救命するために医療機関及び医療関係団体と連携し医療救護活動を実施します。

第2 方策

1 自助・共助

(1) 医療救護活動の実施

- 災害時の医療救護活動は、自らの安全を確保した上で、地域住民等と協力し実施するように努めます。
- 重傷者を発見した場合は可能な範囲で応急処置を行い、近くの救護病院等へ搬送するよう努めます。

(実施主体) 市民, 民間事業者, 地域団体等

2 公助

(1) 保健医療調整本部の設置及び運営

- 「高知市災害時医療救護計画」に基づき保健医療調整本部を設置します。
- 保健医療調整本部は市保健所に設置し、保健医療調整本部長は保健所長とします。
- 保健医療調整本部の組織は、保健医療調整本部長、保健医療調整副本部長、対策統括責任者のもとに、総務部と計画情報部を置き、各分野のコーディネーターと連携をとって活動を展開します。
 - ① 高知市の災害拠点病院及び救護病院の医療救護活動
高知市の災害拠点病院及び救護病院は、保健医療調整本部長からの本部設置報告、あるいは病院の管理者の指示により、医療救護活動を開始します。
 - ② 情報の収集及び提供
医療救護活動を円滑に行うために各班の役割に基づき、災害拠点病院、救護病院、医療関係団体、避難所等と必要な情報の収集及び提供を行います。
 - ③ 受援体制の整備
市内全域の医療救護活動の情報を収集し、県内外からの医療救護チーム等の要請及び受入れ調整を行い、配置計画を策定します。
 - ④ 避難所における医療ニーズ調査
避難所の環境調査を行うとともに、避難者の傷病や健康状態について把握します。

⑤ その他の医療機関の医療救護活動

県や市の指定した医療救護施設以外の医療機関についても、可能な限り医療救護体制をとります。

(実施主体) 健康福祉部, こども未来部

(2) 医薬品及び医療用資機材の供給

- 救護病院等の医療機関で行う医療救護活動に必要な医薬品及び医療用資機材を供給するために県薬剤師会高知市支部, 薬局, 医薬品販売業者等と連携を図り, 速やかな供給体制の確保に努めることとします。
- 救護病院等の医療機関で不足する医薬品及び医療用資機材については, 県保健医療調整本部に調達及びあっせんを要請します。

(実施主体) 健康福祉部

【資料7】保健医療調整本部担当別役割

保健医療調整本部	本部長	・本部全般	
	副部長	・広報，マスコミ等の窓口担当 ・安全確保及び確認	
	対策統括責任者	・計画情報部が企画・立案した対策をもとに，災害医療コーディネーター等の意見を聞き対策を決定 ・本部長の意思決定が必要なときは，意見を具申 ・外部支援チームへのオリエンテーション ・対策会議の運営	
	総務部		・本部のロジスティックス機能全般 (必要な資機材調達・労務管理等)
		総務班	・職員の労務管理 ・庁舎設備の維持管理 ・活動に必要な人員，物資の確保 ・交通手段の確保及び提供 ・経費等の管理 ・外部支援チーム受入れ業務
	計画情報部		・収集，分析された情報をもとに対策を立案
		情報収集班	・情報通信手段の確保と維持 ・EMIS 管理，クロノロジー作成 ・庁内外からの情報の収集によるニーズとリソースの把握
		情報分析班	・情報収集班が収集した情報を分析・評価し見える化 ・外部支援チームの活動の見える化
		対策企画班	・情報分析班の分析結果等をもとに対策を企画・立案 ・県保健医療調整本部，市災害対策本部，医療関係団体等に情報を伝達し必要な支援を要請 ・外部支援チームの活用の検討 ・対策会議の運営
	災害医療コーディネーター	・県保健医療調整本部の災害医療コーディネーターと協議しながら各種医療チームの受入れと派遣先を総合調整	
災害薬事コーディネーター	・県保健医療調整本部の災害薬事コーディネーターと連携し，医薬品等の確保と供給，薬剤師の受入れを調整		

第23節 災害時公衆衛生活動

第1 基本方針

感染症等の発生防止をはじめ被災者の健康管理，衛生の確保，愛護動物及び家畜対策，有害物質対策など市民の健康維持と安全確保を図るために保健衛生対策・生活環境衛生対策を実施します。

第2 方策

1 自助・共助

(1) 予防対策の実施

- 感染症予防のためにうがいや手洗い，マスクの着用等に努めます。
- 炊き出しなど食品の調理や配膳を行う際は，手指消毒や十分な加熱調理により，感染症の予防に努めます。

(実施主体) 市民，地域団体等

2 公助

(1) 保健衛生対策

① 感染症予防活動

- 消毒剤等による対応や感染予防のための知識の普及啓発を実施します。
- 被災地域の衛生状態を把握し，消毒活動の実施計画を作成するとともに，協定に基づき資機材，薬品等を調達し消毒を実施します。
- 感染症発生の状況把握を行うとともに，必要に応じ医療機関と連携し予防接種や指導等予防措置を実施します。
- 感染症等が発生したときは，医療機関との連携の下，入院措置や自宅治療等の適切な措置を実施します。

② 保健衛生活動

指定避難所を中心に，被災者の健康管理，栄養・食生活支援，歯科保健対策，心のケア対策等の保健衛生活動を実施します。

③ 食品衛生活動

被災地区での食中毒等を防止するために食品衛生の監視及び衛生指導を実施します。

(実施主体) 健康福祉部，こども未来部

(2) 生活環境衛生対策

① 愛護動物，家畜等対策の実施

- 獣医師会への応援要請及び民間団体等に協力依頼し，愛護動物等負傷動物の治療，保護等を実施します。

- 家庭動物と同行した市民が、家庭動物と一緒に避難生活ができるように支援します。
- 被災動物及び被災者が飼えなくなった動物を(仮称)被災動物救護所で保護及び管理します。
- 県や関係機関と連携し、死亡家畜や家きんの処理対策及び防疫対策を実施します。
- わんぱーくこうちアニマルランドの動物舎が損壊等により飼育不能となった場合は、協定に基づき他施設に一時預かりを依頼します。

② 有害物質対策の実施

関係機関等との連携により、有害物質に関する情報を把握し危険度判定等監視及び防除活動を行うとともに、市民等への広報を実施します。

**(実施主体) 総務部, 健康福祉部, 農林水産部, 都市建設部, 環境部,
消防局**

第24節 遺体の処理等

第1 基本方針

災害により死者が多数発生した場合は、関係機関と連携した遺体の収容、安置所の開設等必要な応急対策を実施します。

第2 方策

1 公助

(1) 遺体の処理

- 死亡原因が不明な遺体の検視(検案)及び死体検案書作成に協力します。
- 遺体の処理については、「遺体安置所等運用管理マニュアル」に基づき実施します。
- 遺体の身元識別及び遺族等による確認ができないときは、遺体に関する洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を行い、納棺後遺体安置所に一時保管します。

(実施主体) 市民協働部, 県警察

(2) 遺体安置所の運用管理

- 多数の死者が発生し遺体の収容及び安置が必要なときは、事前に定めた遺体安置所を開設し運用管理します。
- ひつぎ、ドライアイスなど一時保管に必要な資材等が不足した場合は、応援協定等により調達します。
- 「高知県広域火葬計画」に基づき、相談窓口を設置し、災害以外の事由による火葬の申込みについても受け付けます。

(実施主体) 市民協働部, 県警察

(3) 遺体の搬送

- 相談窓口で受け付けた火葬件数を斎場に報告し、火葬の処理状況を勘案し、遺体搬送計画を策定します。
- 遺体安置所から斎場までの搬送は、協定等に基づき民間事業者に依頼します。
- 遺体の搬送は、引取者が判明している遺体を優先し、身元及び親族等が不明などで引取者が判明していない遺体は、可能な限り遺体安置所で安置します。

(実施主体) 市民協働部

(4) 遺体の火葬

- 遺体の火葬は、火葬業務体制マニュアルに基づき実施します。
- 遺体は、原則として埋火葬許可証に基づき火葬します。
- 許可証の発行が困難な場合は、厚生労働省の指示に基づき、特例許可証、死亡診断書、遺体検案書等により火葬します。
- 斎場の使用が困難な場合又は火葬能力を超える場合には、「高知県広域火葬計画」等に基づき広域火葬の実施を県に依頼します。
- 遺体の火葬や身元判明までの期間が、遺体安置所での一時(短期)保管より長くかかる場合には、冷蔵、冷凍等の方法による遺体の中期保管を行い、遺体が多数で火葬を待ついとまが無い場合などは、応急に仮埋葬を行います。
- 身元不明者等引取者の判明しない遺骨、遺留品等は、事前に定めた一時保管場所で保管します。

(実施主体) 市民協働部, 環境部

第25節 被災者保護対策

第1 基本方針

被災者の動揺や不安を和らげ、生活環境を早期に改善するために関係機関と協力し相談業務や応急対策を実施します。

また、災害による被害の程度に応じた適切な支援の実施を図るために被災者台帳の整備や罹災証明書の交付を行います。

第2 方策

1 公助

(1) 災害市民相談所の設置及び運営

- 総合的な相談窓口の開設場所や期間などを決定し、被災者等に周知します。
- 相談窓口は、関係部局をはじめ建築士会や弁護士会などの団体との幅広い連携体制により運営します。

(実施主体) 総務部, 各部局

(2) 障害物の除去及び処理

- 災害によって土砂、流木等の障害物が住居又はその周辺に運ばれ、日常生活に障害を及ぼしているものの応急的な除去は、おおむね次に掲げるとおりとします。なお、障害物の除去については、日常生活を営み得る必要最小限度の範囲内とします。
 - ① 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあること
 - ② 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれているため、これを除去する以外に居住の方法が無いこと
 - ③ 自らの資力では障害物を除去することができないこと
 - ④ 住居が半壊又は床上浸水したものであること
- 除去した障害物の集積場所は、公用地であって交通及び市民生活に支障のない場所を原則とします。
- 災害の規模が大きいときは、民有地についても所有者と協議の上、一時集積場所とします。
- 除去した障害物については、可能な限り再利用及び再資源化し、再利用できない災害廃棄物は焼却等中間処理を行い最終処分します。
- 必要に応じて応援協定を締結している関係機関の協力を得て行います。

(実施主体) 環境部, 都市建設部

(3) 被災者支援体制の整備

- 個々の被災者の被害状況や支援の実施状況、支援に当たっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を「被災者支援システム」等により作成し、関係各課においてその情報を共有及び活用します。
- 被災者と行政双方の負担軽減を図り、迅速かつ効率的な被災者支援を実施するため、マイナポータルを活用した各種被災者支援の手続のオンライン化を進めます。
- 被災者から申請があった時は、「高知市住家及び非住家被害認定マニュアル」に基づき、遅滞なく住家の被害その他市が定める種類の被害の状況を調査し、被害の程度を証明する罹災証明書を交付します。
- 商工業者及び農業者の事業用資産の被害調査を行い、事業者が融資を受けるために必要な罹災証明書を発行します。

(実施主体) 防災対策部, 財務部, 健康福祉部, 商工観光部, 農林水産部

第26節 住宅等応急対策

第1 基本方針

災害により住宅に居住できなくなった被災者に対し、速やかに応急仮設住宅等を供給することにより、居住の安定を図ります。

第2 方策

1 公助

(1) 住宅被災者への対応

- 災害により住宅に居住できなくなり、自らの資力で住宅を得ることができない被災者に対し、応急仮設住宅等の供給を実施します。
- 公益社団法人高知県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会高知県本部と連携し、安価な手数料等での民間住宅のあっせんを行います。

(実施主体) 都市建設部, 県

(2) 応急仮設住宅の確保

- 関係機関との協定に基づき、応急仮設住宅建設に必要な人員や資機材等を確保します。
- 資機材が不足するときは、市営住宅等公営住宅の活用と併せ、県にあっせん又は調達を要請します。
- あらかじめ把握しておいた公有地や民有地の中から、被災状況により設置場所を選定し、応急仮設住宅を建設します。

(実施主体) 都市建設部, 県

(3) 入居者の募集及び選定

- 応急仮設住宅の入居者の募集及び選定については、事前に定めた募集方法、選定基準及び選定体制により速やかに実施します。
- 入居者の選定に当たっては、高齢者や障害者などの要配慮者に十分配慮します。

(実施主体) 健康福祉部, 都市建設部

(4) 応急仮設住宅の運営管理

- 建設した応急仮設住宅については、適切な維持管理を行います。
- 応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤立死や引きこもりなどを防止するための心のケア並びに入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮します。
- 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮します。

(実施主体) 健康福祉部, こども未来部, 都市建設部, 県

(5) 住宅の応急修理

- 応急修理の対象は、災害により住宅が損壊し、当面の日常生活を営むことができない状態にあり、かつ自らの資力で応急修理を実施できない者に対し、日常生活を維持するに必要な部分について行うものとします。
- 修理費用は、一戸当り別に定める価額以内とします。
- 住宅の応急修理の実施責任者は市となりますが、災害救助法が適用されたときは、県及びその権限を委任された市となります。

(実施主体) 都市建設部

(6) 建築物の対応

- 住宅等建築物の再建に係る相談に応じます。

(実施主体) 都市建設部

第27節 水道施設の応急対策

第1 基本方針

飲料水等が確保できない市民等に対し、迅速な応急体制の確立の下、応急給水を実施し飲料水等を確保します。

第2 方策

1 公助

(1) 上下水道対策本部の運営

- 上下水道対策本部長は「高知市上下水道局災害時活動マニュアル」に基づき防災関係機関との総合調整、活動方針の決定等上下水道対策本部の運営を実施します。

(実施主体) 上下水道局

(2) 応急体制の確立

- 水道施設をはじめライフライン施設などの被害調査や各種データ等に基づき、的確な応急計画を策定します。
- 迅速な応急活動を実施するために被害状況等に応じ、県内外の関係機関及び団体等との応援協定などに基づき、資機材や人員の確保等応急体制を補強します。
- 応援協定等に基づく資機材等の確保に際しては、ストックヤードや活動拠点への誘導等受入れ体制を整えます。

(実施主体) 上下水道局

(3) 応急給水の実施

- 事前備蓄や応援協定による資機材等により、優先的な水道施設及び設備の応急対策工事等を実施するとともに、給水活動体制を確保します。
- 応急給水の実施に当たっては
 - ・ 応急給水拠点をはじめ耐震性非常用貯水槽及び配水池による拠点給水
 - ・ 給水車による搬送給水
 - ・ 応急給水栓による臨時給水を基本とし、応援事業者等との連携の下、浸水区域外にある指定避難所や災害医療機関等、特定施設への給水を確保します。また、長期浸水地域や中山間地域等の孤立避難者への給水については、県などと連携して給水を行います。
- 給水場所、給水時間等については、報道機関や広報車等様々な媒体を活用し、周知徹底を図ります。

(実施主体) 総務部, 上下水道局

第28節 下水道施設の応急対策

第1 基本方針

下水道施設の迅速な応急対策を実施し、雨水や汚水処理機能の回復に努めます。

第2 方策

1 公助

(1) 被災状況調査

- 災害対策本部体制による被災状況調査を行います。
- 民間事業者との事前の連携体制や、関係各課の連携体制により被災施設の状況調査を行います。

(実施主体) 上下水道局

(2) 下水道施設の応急対策

- 被災した下水道施設について、施設の重要度や被災状況調査結果を加味して順位付けをし、応急対策を実施します。
- 民間事業者との事前の連携体制により、被災施設の応急対策工事を実施します。
- 工事の際は輸送関係機関及びライフライン関係機関との事前協議を行います。

(実施主体) 上下水道局

(3) 下水道施設の復旧計画

- 関係各課で協議を行い、施設の重要度や被災状況調査結果に基づき復旧計画を策定します。

(実施主体) 上下水道局

(4) 災害復旧用資機材の搬送

- 災害復旧用資機材については、事前に選定した資機材置場に被災状況を加味して搬送します。

(実施主体) 上下水道局

第29節 災害廃棄物等収集処理

第1 基本方針

被災地域の生活基盤の早期回復と生活環境の保全を図るために災害廃棄物等（がれき、生活系ごみ、避難所ごみ、し尿、汚泥、津波堆積物等）の収集運搬、処分等必要な対策を実施します。

第2 方策

1 自助・共助

(1) 災害廃棄物の不法投棄等の防止

- 災害廃棄物等については不適正排出や不法投棄を防止し、指定した場所に分別して排出するなど計画に基づく処理活動に協力します。

(実施主体) 市民, 民間事業者

2 公助

(1) 廃棄物対策本部の運営

- 廃棄物対策本部長は環境部長が当たり、環境部長が不在の場合は環境部副部長が代行します。
- 廃棄物対策本部長は、災害廃棄物等に関する状況把握、防災関係機関との総合調整、活動方針の決定等「災害廃棄物処理計画」に基づき廃棄物対策本部の運営を実施します。

(実施主体) 環境部

(2) 災害廃棄物処理活動

- 倒壊家屋等被災状況の情報を収集把握し、災害廃棄物の発生量を推計し、事前に策定した「災害廃棄物処理計画」に基づき実行計画を策定します。
- 災害廃棄物を処理するに必要となる仮置場及び処理施設を確保するとともに、被害が特に甚大であった場合は、県と共に広域処理等に向けた対応を迅速に行います。
- 発生量、仮置場及び処理施設の確保状況等を基に、応援協定等に基づき関係機関に協力を要請します。
- 倒壊家屋等の災害廃棄物は、危険物や道路通行上の支障をきたすものを優先的に収集し、一次仮置場に集積します。
- 一次仮置場に集積した災害廃棄物は分別の後、二次仮置場に運搬、破砕及び選別の上、再資源化、焼却等適正に処理します。

(実施主体) 環境部

(3) ごみ処理活動

- 収集運搬ルート、ごみ処理施設等の被災状況及び指定避難所などの開設状況を把握し、速やかに災害時ごみ収集計画を策定します。
- ごみ処理施設については、「震災時特別点検表」に基づき、施設の被害状況を調査し、速やかに受入れに必要な準備を整えるとともに、運転再開に必要な資機材等を応援協定等などにより調達し早期の運転再開を図ります。
- 被災後のごみ処理施設の損傷等により、ごみの処理量が制限される場合は、衛生確保のために腐敗性の高いごみの収集を優先する必要があることから、市民に排出方法について広報し周知徹底を図ります。
- ごみの収集及び運搬は、直営及び委託並びに許可業者により行うものとし、平時の収集体制を基本に被害状況に応じた体制づくりを図ります。
- 収集体制の人員、車両、資機材等不足する場合は、応援協定等に基づき関係機関に要請します。
- 被災後の道路交通の遮断等により通常の収集運搬ルートの確保が困難となった場合には、必要に応じて臨時のごみステーションを設置します。この場合、衛生確保のために生活ごみの収集を優先する必要があることから、市民に排出方法について広報し周知徹底を図ります。

(実施主体) 総務部, 環境部

(4) し尿処理活動

- 収集運搬ルート、し尿処理施設等の被災状況を把握し、速やかに災害時し尿収集計画を策定します。
- し尿処理施設については、「震災時特別点検表」に基づき、施設の被害状況を調査し、速やかに受入れに必要な準備を整えるとともに、運転再開に必要な資機材等を応援協定などにより調達し早期の運転再開を図ります。
- し尿の収集及び運搬は、高知市環境事業公社等許可業者により行うものとし、通常の収集方法を基本に体制づくりを図ります。
- 収集体制の人員、車両、資機材等が不足する場合は、応援協定等に基づき関係機関に要請します。
- 指定避難所におけるし尿の処理については、収容人員、被災状況等を把握し、水洗トイレが使用不能な場合にあっては備蓄する携帯トイレ等に処理します。
- 指定避難所など被災状況により仮設トイレの必要が生じたときは、応援協定等に基づき関係機関に仮設トイレの設置を要請します。
- 水洗トイレが使用可能になった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図ります。

(実施主体) 環境部

(5) 団地下水道の処理活動

- 民間事業者との事前の連携体制や関係各課の連携体制により、被災施設の状況調査を行います。
- 関係各課で協議を行い、復旧方法を決定します。
- 運転再開に必要な資機材等を応援協定などにより調達し、早期運転再開を図ります。

(実施主体) 環境部

第30節 災害警備

第1 基本方針

地震・津波災害警備活動は、住民の生命及び身体の保護並びに地域の安全確保を第一義とします。

このため、平素から県警察本部、市町村、防災関係機関等と緊密な連携の下、地震・津波災害警備諸対策を推進し、地震・津波災害等が発生した場合は直ちに警備体制を確立して地震・津波災害警備活動を実施します。

第2 方策

1 公助

(1) 任務と活動

○ 災害発生後、早期に警備体制を確立し、防災関係機関等との緊密な連携の下、下記の活動を実施します。

- ・ 地震・津波災害関連情報の収集及び伝達
- ・ 被災実態の早期把握
- ・ 避難誘導及び二次災害の防止措置
- ・ 負傷者等の救助・救出及び行方不明者の搜索
- ・ 緊急交通路の確保等交通上の措置
- ・ 死者の検視及び身元不明遺体の身元調査
- ・ 被災地域における社会秩序の維持
- ・ 市民等の安全確保と不安解消のための広報
- ・ 防災関係機関等の行う災害復旧及び復興対策への協力
- ・ その他必要な警察措置

(実施主体) 県警察

(2) 災害警備本部の設置基準及び種別

○ 次の設置基準により、災害警備本部等を設置するものとします。

(実施主体) 県警察

設置基準	種別
1 県内で震度6弱以上の地震が観測されたとき 2 県内沿岸に大津波警報が発表されたとき 3 臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき	非常災害警備本部
1 県内で震度5強の地震が観測されたとき 2 県内沿岸に津波警報が発表されたとき 3 臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき	災害警備本部
1 県内で震度4又は5弱の地震が観測されたとき 2 臨時情報(調査中)が発表されたとき	災害警備連絡室

※【資料編】「署災害警備本部体制」を参照

(3) 社会秩序の維持活動

- 被災地及びその周辺におけるパトロールの強化並びに避難所等の定期的な巡回を行います。
- 悪徳商法、窃盗等被災地で発生しがちな犯罪の取締りを重点的に行います。

(実施主体) 県警察

第31節 電力施設の応急対策

第1 基本方針

災害が発生した場合、関係機関と協力し、公共保安の確保に必要なものから電気供給設備の早期復旧に努めます。

第2 方策

1 公助

(1) 災害対策組織の設置

- 災害が発生し、又は災害の発生が予想されるときは、災害対策活動を円滑かつ適切に遂行するために災害対策組織を設置します。

(実施主体) 四国電力株式会社, 四国電力送配電株式会社

(2) 要員及び資機材対策

- 電気供給設備の被災状況等に応じ要員及び資機材を効果的に投入し、早期復旧に努めます。
- 要員及び資機材が不足する場合は、関係事業者等に応援要請を行います。

(実施主体) 四国電力株式会社, 四国電力送配電株式会社

(3) 保安対策

- 送電を継続することが危険と認められる場合、又は防災関係機関から要請があった場合には、当該地域の保安停電を行います。
- 保安停電は、被害の状況及び地域住民の影響を十分に考慮し、停電範囲の縮小及び時間の短縮に努めます。

(実施主体) 四国電力株式会社, 四国電力送配電株式会社

(4) 広報の実施

- 防災関係機関、報道機関、インターネット等を通じて、電気供給設備の被災概況、停電状況等について、適切迅速な情報提供を行います。

(実施主体) 四国電力株式会社, 四国電力送配電株式会社

第32節 ガス施設の応急対策

第1 基本方針

地震が発生した場合、四国ガス株式会社は「非常災害対策規程」に基づき、また、一般社団法人高知県LPガス協会は「災害対策マニュアル」に基づき災害対策本部を設置し、社内協会各部門の連絡協力の下、災害応急対策を実施します。

第2 方策

1 公助

(1) 災害対策本部の設置

○ 四国ガス株式会社

- ・高知支店の供給エリア内での地震による災害発生又は災害の発生が予想されるときは、高知支店内に災害対策本部を設置します。
- ・四国ガスの供給エリア内で災害が発生したときは、その規模により本社に広域本部を設置します。

※【資料編】「四国ガス株式会社 非常災害対策体制」を参照

○ 一般社団法人高知県LPガス協会

- ・「協会災害対策マニュアル」に基づき、高知市を統括する高知ブロック災害対策委員（以下「災害対策委員」といいます。）は、高知ブロック（以下「ブロック」といいます。）内に現地災害対策本部を設置します。

※【資料編】「一般社団法人高知県LPガス協会高知ブロック 防災体制」を参照

(実施主体) 四国ガス株式会社、一般社団法人高知県LPガス協会

(2) 応急対策要員の確保

○ 四国ガス株式会社

- ・「非常災害対策規程」に基づき要員の確保に努め、不足する場合は、本店、他支店等へ応援を要請します。

○ 一般社団法人高知県LPガス協会

- ・「協会災害対策マニュアル」に基づき要員の確保に努め、不足する場合は、協会災害対策本部に応援を要請します。

(実施主体) 四国ガス株式会社、一般社団法人高知県LPガス協会

(3) 情報の収集及び伝達

- 四国ガス株式会社
 - ・市内供給エリア各所に設置されたガバナ遠隔監視システム(都市ガスの供給状況、地震情報等を常時監視)より得られた情報は、ファックス等にて本店に伝達します。
 - ・災害対策本部は、ガス施設及び需要家施設の被害状況を調査するとともに、その状況と応急対策実施状況等を専用無線等により防災関係機関に対して伝達します。
 - ・必要に応じて、高知支店より連絡要員を防災関係機関へ派遣します。
- 一般社団法人高知県LPガス協会
 - ・「協会災害対策マニュアル」に基づき、災害対策委員は各地区長に現地対策本部の設置を通報します。
 - ・地区長は災害対策委員に地区内の被害状況を報告し、災害対策委員は協会災害対策本部長に報告します。
 - ・関係機関との連絡調整は、協会災害対策本部が行います。

(実施主体) 四国ガス株式会社, 一般社団法人高知県LPガス協会

(4) 復旧資機材の確保

- 四国ガス株式会社
 - ・保有する応急措置用資材を優先使用し、不足する場合は本店等から緊急転用措置を要請します。
- 一般社団法人高知県LPガス協会
 - ・「協会災害対策マニュアル」に基づき資機材を確保します。

(実施主体) 四国ガス株式会社, 一般社団法人高知県LPガス協会

(5) 災害広報

- 四国ガス株式会社
 - ・災害時における混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるために必要に応じて需要家に対しテレビ、ラジオ等の報道機関及び広報車により、ガス施設の災害及び安全装置に関する各種の情報を広報します。
- 一般社団法人高知県LPガス協会
 - ・災害対策委員は、二次災害の発生防止について協会災害対策本部の行う消費者への広報に協力するとともに、関係機関の行う広報活動に協力します。

(実施主体) 四国ガス株式会社, 一般社団法人高知県LPガス協会

(6) 危険防止対策

- 四国ガス株式会社
 - ・二次災害のおそれがある場合には、工場、供給所及び事前に確立されているブロック等により、ガスの供給を停止する等の適切な危険防止措置を講じます。
- 一般社団法人高知県LPガス協会
 - ・危険箇所からの容器回収や、避難所、防災拠点、病院等の応急点検を優先して実施します。

(実施主体) 四国ガス株式会社、一般社団法人高知県LPガス協会

(7) 救済対策

- 災害対策委員は、現地対策本部を設置し被災地の救済活動を行います。
- 被害が甚大で、対応が困難な場合は、協会対策本部に支援要請を行います。
- 関係機関の要請に基づき避難所等への充てん容器、コンロなどの支援物資の供給を行います。
- 避難所での炊き出し及び給湯の支援を行います。

(実施主体) 一般社団法人高知県LPガス協会

(8) 復旧対策

- 四国ガス株式会社
 - ・災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、原則として病院、避難所、拠点となる公共施設等を優先するなど災害状況並びに各施設の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、復旧効果の高いものから行います。
 - ・社員及び協力会社による全社的な動員体制の他に、四国ガス単独で復旧を図ることが困難である場合には、日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき他のガス事業者から協力を得ます。
 - ・復旧を促進するために防災関係機関、道路管理者、交通管理者及び地域団体と緊密な連携をとり、各機関との協力体制の下、災害対策を推進します。
- 一般社団法人高知県LPガス協会
 - ・災害対策委員は、現地対策本部を設置し復旧活動を行います。
 - ・被害が甚大でブロック内の要員又は資機材での復旧が困難な場合には、協会対策本部に支援要請を行います。
 - ・復旧を促進するために防災関係機関、道路管理者、交通管理者及び地域団体と緊密な連携をとり、各機関との協力体制の下、災害対策を推進します。

(実施主体) 四国ガス株式会社、一般社団法人高知県LPガス協会

第33節 通信施設の応急対策

第1 基本方針

災害時における通信網の早期復旧のために施設の被害状況を把握し、復旧計画を作成するとともに、関係機関の協力を得て応急措置を実施します。

第2 方策

1 公助

(1) 災害対策本部の設置

- 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害応急対策及び災害復旧を推進するために高知県域災害対策本部を西日本電信電話株式会社高知支店に設置します。

※【資料編】「NTT西日本高知県域災害対策本部体制」を参照

(実施主体) 西日本電信電話株式会社等通信事業者

(2) 通信の疎通（そつう）に対する応急措置

- 通信の途絶の解消、輻輳（ふくそう）の緩和及び重要通信の確保を図ります。また、著しく通信の輻輳（ふくそう）が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供します。

(実施主体) 西日本電信電話株式会社等通信事業者

(3) 設備の復旧

- 被災した電気通信設備の復旧は、契約約款に定めるところの復旧・順位に従い、原則として西日本電信電話株式会社の標準的復旧方法により行うものとします。

(実施主体) 西日本電信電話株式会社等通信事業者

(4) 復旧に関する広報

- 復旧状況は、ホームページ、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて迅速な広報を行います。

(実施主体) 西日本電信電話株式会社等通信事業者

第34節 自発的支援の受入れ

第1 基本方針

災害ボランティアの円滑で効率的な活動支援や、県内外から寄せられた義援金や救援物資等の適切な配分を実施します。

第2 方策

1 公助

(1) 一般ボランティアの受入れ

- 各関係団体と連携した支援体制の下、ボランティア団体等を迅速に受け入れるとともに、活動拠点や必要情報の提供など被災地での救援活動が円滑に実施されるよう支援します。

(実施主体) 市民協働部

(2) 医療ボランティアの受入れ

- 医療分野のボランティアについては、日本赤十字社高知県支部と連携しながら適切な配置に努めます。

(実施主体) 健康福祉部

(3) 義援金、救援物資等の受入れ

- 報道機関との連携により、義援金や救援物資等の受入れを周知します。
- 必要とされる物資の内容、数量及び送り先を報道機関等の協力を得て発信します。
- 県内外から寄せられた救援物資は、あらかじめ定めた物資配送拠点へ集め、順次避難所等へ配送します。
- 義援金については義援金配分委員会の協議により、被災者等に適切に配分します。

(実施主体) 総務部, 商工観光部, 会計管理者

第5章 災害復旧・復興対策

第1節 事前の取組

第1 基本方針

南海トラフ地震が発生したことを想定し、被害の最小化につながるまちづくりを推進するとともに、発災後迅速に復旧・復興を進めるために手順の明確化や復旧・復興に関する基礎データの収集及び確認を災害発生前から実施します。

第2 方策

1 自助・共助

(1) 事前の取組

- 市民一人ひとりが、被災後、生活再建のためにすべきことを事前に理解しておくよう努めます。
- 災害に対して、それぞれの地域が抱える課題や脆弱性を見つけ、行政と協働でそれらの改善方法を検討します。

(実施主体) 市民, 民間事業者, 地域団体等

2 公助

(1) 防災まちづくりの推進

- 市民と協働して地域ごとの課題を検討し、それらの検討結果をまちづくりに反映していきます。
- 災害による土地形状の変化が起こった際の円滑な復旧に資するために地籍調査を推進します。
- 災害時の延焼における被害の拡大が懸念される地震時に著しく危険な密集市街地については、土地区画整理事業を実施します。
- 避難路や緊急輸送路確保のために橋りょうの耐震化や崩土の防止等必要な施設の整備を実施します。
- 災害時における汚水処理機能の早期確保及び長期浸水の早期解消を目指し、下水道施設の耐震補強あるいは管の更生など耐震対策とともに、長期浸水時にも活用できるよう防水対策を実施します。
- 水道水の供給が完全に途絶しないよう、旭及び針木浄水場や各配水池等の基幹施設をはじめ重要管路等の耐震化のほか、管路の二重化及び相互連絡管によるバックアップ機能の強化を推進します。
- 臨海部に集積する港湾、工場、物流拠点、漁港等の施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携の下、海岸保全施設等の整備、諸機能の維持及び継続、避難施設の整備その他避難対策の強化等の総合的な取組を進めます。

(実施主体) 防災対策部, 市民協働部, 都市建設部, 上下水道局, 国, 県

(2) 生活再建支援

- 義援金、生活再建支援金等の支給や災害援護資金の貸付など、被災者の生活再建支援のために必要な対策を事前に検討します。
- 生活環境の変化に対応することが困難な要配慮者に対して必要な支援を事前に検討します。

(実施主体) 健康福祉部, 会計管理者

(3) 罹災事業者支援

- 罹災した事業者（商工業者、農業者等）に対して可能な支援策等を事前に調査及び検討します。

(実施主体) 商工観光部, 農林水産部

(4) 手順の明確化及び基礎データの収集

- 応急仮設住宅及び災害公営住宅建設等の対策実施のために必要な用地など基礎データを収集し、必要に応じて調整します。
- 災害廃棄物処理を迅速かつ適正かつ効率的に行うために高知市災害廃棄物処理計画に基づく事前対策を推進します。
- 復旧・復興に関する各事業を実施する際に職員の不足が想定される部署については、必要な応援職員数や配置方法等についても事前に検討します。

(実施主体) 各部局

第2節 復興の基本方向及び復興計画

第1 基本方針

災害により被害を受けた被災者の生活及び社会経済活動を迅速に再建・復興するために市民、民間事業者、地域団体等と連携し、復興の基本方向を定め、必要に応じて復興計画の策定を行います。

第2 方策

1 自助・共助

(1) 発災後における取組

- 発災後、市と協働して復興の基本方向の決定や復興計画の策定に取り組みます。
- 災害をバネに地域社会の活力を更に高めるために行政と一体となり地域資源を活かした新たな取組を積極的に進めます。

(実施主体) 市民、民間事業者、地域団体等

2 公助

(1) 基本方向の決定

- 被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定め、必要な場合には、これに基づき復興計画を策定します。
- 復旧・復興は、市民の意向を尊重しつつ協働して計画的に行います。

(実施主体) 防災対策部、各部局、国、県

(2) 復興計画の策定

- 復興計画は、市総合計画等との調整を図りながら市の将来像を見据えるとともに、災害からの単なる復旧にとどまらず、市民の安全・安心、環境等にも配慮したものとします。
- 目指すべき将来像の下、寸断された都市基盤や経済基盤及び生活基盤の復興が相互に連携する復興計画を策定します。

① 都市の復興

ライフライン施設をはじめ交通ネットワーク、公共施設等被災施設の復興を目指し、様々な復興制度等を活用するとともに、市街地の整備に向け土地区画整理事業やその他の都市計画事業等を導入し、都市の復興を図ります。

② 経済の復興

各産業に対する金融等の支援のために国・県・市の連携を図るとともに、市の経済を支える中小企業への災害対策特別金融制度の創設等その支援を充実することにより、市民の雇用の場を確保するなど経済の復興を図ります。

③ 生活の復興

被災した市民等に対し、被災者生活再建支援金、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金、生活福祉資金等の貸付けを行うなど自立生活への支援とともに、災害復興住宅資金融資や公営住宅入居のための支援を行うことなどにより、安定した市民生活の復興を図ります。

(実施主体) 防災対策部, 各部局, 国, 県

(3) 女性及び要配慮者の参画促進

- 復旧・復興計画策定に関する組織等において、男女共同参画の観点から女性の参画を促進するとともに、障害者、高齢者等の要配慮者についても参画を促進するよう努めます。

(実施主体) 各部局

(4) 地域コミュニティの維持及び再構築

- 復興計画策定、応急仮設住宅及び災害公営住宅の入居決定などの際には、従前のコミュニティの維持及び回復や再構築について配慮します。

(実施主体) 市民協働部, 都市建設部

(5) 協力要請

- 災害復旧・復興対策の推進のために必要に応じ国・県等に対し職員の派遣及びその他の協力を求めるものとします。

(実施主体) 防災対策部, 総務部, 各部局

第3節 公共施設の災害復旧

第1 基本方針

災害により被災した公共施設の復旧は、応急措置を講じた後、必要な施設の新設、改良を行う等の事業計画を速やかに確立し、民生の安定や経済活動及び社会活動の早急な回復を図るため、迅速に実施するよう努めます。

第2 方策

1 公助

(1) 災害査定の実施

- 災害が発生した場合は迅速に各所管施設の被害状況を調査し、国による災害査定が速やかに実施されるように必要な措置を講じます。

(実施主体) 都市建設部, 各部局, 県

(2) 緊急融資の確保

- 災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担する財源を確保するために必要な措置を講じ、復旧事業の早期実施が図られるよう努めます。
- 災害復旧資金の緊急需要が生じた場合において、災害つなぎ資金の確保に努めます。

(実施主体) 財務部, 県

(3) 災害復旧活動

- 被災施設の復旧に当たっては、迅速な原状復旧を基本としつつも、可能な限り改良復旧を行います。

(実施主体) 各部局

(4) 災害復旧事業計画の策定

- 公共施設の復旧に当たっては、迅速な復旧を目標とした災害復旧事業計画を策定し、民生の安定や経済的及び社会的活動の早急な回復を図ります。
- 被災施設の重要度や被災状況を勘案し、緊急度の高い事業を定めて計画的な復旧を図ります。
- 公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とします。

事業計画	詳細
公共土木施設災害復旧事業計画	1 河川 2 海岸 3 道路 4 砂防設備 5 林地荒廃防止施設 6 地すべり防止施設 7 急傾斜地崩壊防止施設 8 その他土木施設
農林水産業施設災害復旧事業計画	1 農道 2 ため池 3 耕作地 4 その他農林業施設 5 漁港、荷揚げ施設
上・下水道災害復旧事業計画	1 上水道施設 2 下水道施設
社会福祉施設等災害復旧事業計画	1 社会福祉施設等 2 保育所
公立学校等施設災害復旧事業計画	1 幼稚園 2 小学校 3 中学校 4 その他学校施設
公営住宅災害復旧事業計画	市営住宅等
公立医療施設災害復旧事業計画	病院
その他の災害復旧事業計画	上記災害復旧以外

(実施主体) 各部局

第4節 都市の復興

第1 基本方針

ライフライン施設をはじめ交通ネットワーク、公共施設等被災施設の早期復旧を実施するとともに、市街地の再整備に向け都市計画事業や土地区画整理事業等を導入し、都市の復興を図ります。

第2 方策

1 公助

(1) ライフライン施設、交通ネットワーク等の早期復旧

- ライフライン施設や交通ネットワークについては、都市機能や地域経済及び市民生活に与える影響の重要性に鑑み、関係機関が総力を挙げて早期機能回復に取り組みます。
- ライフライン関係機関及び公共交通事業者は復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示します。
- がれきや漂流物の除去、長期浸水の解消等については、物資や資機材、人材提供などの応援協定等を活用するとともに、関係機関の役割分担を明確にし、迅速な復旧活動を実施します。
- 災害廃棄物の処理については、迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法を検討するとともに、可能な限りリサイクルに努めます。

(実施主体) 環境部, 都市建設部, 上下水道局, 国, 県, 関係機関

(2) 市街地の再整備

- 被災地域における市街地の健全な復興の支障となるような建築を防止するため、期間を限った建築物の建築の制限・禁止等を行うことについて検討します。
- 被災建築物等の状況調査を踏まえた復興地区区分の検討を行い、地区の状況に応じた復興手法を選択します。
- 被災市街地復興土地区画整理事業や防災集団移転事業等の導入を図るとともに、他の都市計画事業の活用についても検討を行い、単なる復旧にとどまらず、市民の命を守る災害に強いまちづくりを目指します。

(実施主体) 健康福祉部, こども未来部, 都市建設部, 国, 県

第5節 経済及び生活の復興

第1 基本方針

各産業に対する金融等の支援のために国・県・市の連携を図るとともに、市の経済を支える中小企業への災害対策特別金融制度の創設等その支援を充実することにより、市民の雇用の場を確保するなど経済の復興を図ります。

また、被災した市民等に対し、相談窓口の設置、義援金等の支給、職業の紹介、租税の猶予など必要な措置を講ずることにより安定した市民生活の復興を図ります。

第2 方策

1 公助

(1) 相談窓口の設置

- 総合的な相談窓口の開設場所や期間などを決定し、被災者等に周知します。
- 相談窓口は、関係部局をはじめ建築士会や弁護士会などの団体との幅広い連携体制により運営します。
- 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった県や市町村及び避難先の県や市町村と協力することにより、必要な情報や支援及びサービスを提供します。

(実施主体) 総務部, 各部局

(2) 義援金等の支給及び資金融資

- 被災した市民等に対し、義援金、被災者生活再建支援金、災害弔慰金等の支給及び災害援護資金、生活福祉資金等の貸付など自立生活への支援等を実施することにより、安定した市民生活の復興を図ります。
- 生活再建に関する支援制度を周知するために制度に関する情報をまとめた冊子等の作成に努めます。

(実施主体) 健康福祉部, 会計管理者

(3) 事業者への資金融資

- 農林漁業復興資金や中小企業復興資金等を活用し、被災した民間施設の早期復旧を図るために必要な復旧資金、資材等についてあっせん指導を行うとともに、生業資金の融資あっせん等被災者の生活確保の措置を講じて、民生の安定及び社会経済活動の早期回復に努めます。
- 中小企業への災害対策特別資金貸付等の実施についても検討します。

(実施主体) 商工観光部, 農林水産部

(4) 雇用の促進

- 災害による離職者の発生状況並びに求人及び求職の動向等の状況を把握するとともに、求人の確保や職業紹介を行い、雇用を促進します。

(実施主体) 商工観光部, 公共職業安定所

(5) 災害公営住宅の建設及び賃貸

- 災害により住宅に居住できなくなり、自らの資力で住宅を得ることができない被災者に対し災害公営住宅を建設し賃貸します。

(実施主体) 都市建設部, 県

(6) 租税の期限延長, 徴収猶予, 減免等の特別措置

- 被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法（昭和25年法律第226号）及び市税条例に基づき、期限の延長、徴収猶予、減免等それぞれの実情に応じた適切な措置を講じます。

(実施主体) 財務部, 国, 県

第6節 激甚災害の指定

第1 基本方針

市域に著しく激甚である災害が発生した場合における災害復旧事業は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」による援助、助成等を受け迅速に実施します。

第2 方策

1 公助

(1) 激甚災害の指定促進

- 大規模な災害が発生した場合は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分考慮の上、速やかに被害状況等を調査し県に報告するとともに、県と連携を図りながら指定の促進に努めます。

(実施主体) 防災対策部

(2) 激甚災害に係る特別財政援助

- 激甚災害の指定を受けたときは、適用対象事業を所管する各部署は速やかに関係調書等を作成し、県の関係部局に提出します。

(実施主体) 防災対策部

高知市南海トラフ地震防災対策推進計画
(令和5年度修正)

高知市防災会議

目次

第1章 総則	1
第1節 計画の目的等	1
第1 推進計画の目的	1
第2 防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱	1
第3 上位計画及び関連計画との整合性の確保	1
第4 計画の修正	1
第2節 推進地域等の指定及び被害状況の想定	2
第1 推進地域等の指定	2
第2 被害状況の想定	2
第3節 南海トラフ地震に係る地震防災対策及び応急対策の推進のための基本的方針	4
第1 南海トラフ地震防災対策の推進に係る基本的方針	4
第2 南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本的方針	7
第2章 関係者との連携協力の確保	10
第1節 資機材、人員等の配備手配	10
第1 災害応急対策等に必要となる資機材及び人員の配置	10
第2 広域的応援措置が必要となる資機材、人員等のめやす	10
第3 迅速な広域的応援受入れのために行う事前措置	10
第2節 物資の備蓄及び調達	12
第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助	13
第1節 津波からの防護	13
第1 堤防、水門等津波防護施設の整備等	13
第2 内水排除施設等の整備等	14
第3 津波による孤立地域救援体制の整備	14
第2節 円滑な避難の確保	16
第1 津波に関する情報の伝達等	16
第2 地域住民等の避難行動等	20
第3 避難場所や避難所の運営及び安全確保	21
第4 避難意識の普及啓発	22
第5 消防機関等のとるべき措置	23
第6 水道、電気、ガス、通信及び放送関係機関のとるべき措置	23
第7 交通関係機関のとるべき措置	24
第8 市が自ら管理又は運営する施設等に関する対策	25
第3節 迅速な救助	27
第1 消防機関等による救急・救助活動実施体制の整備	27
第2 緊急消防援助隊受援体制の整備	27
第3 自衛隊、警察、消防等実働部隊との連携体制の整備	28
第4節 長期浸水対策	29
第1 長期浸水対策の推進	29
第2 止水及び排水対策	29
第3 住民避難及び救助・救出対策	29
第4 燃料対策	29
第5 医療対策	30
第6 衛生対策	30

第7 廃棄物対策.....	30
第4章 時間差発生等における円滑な避難の確保.....	31
第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置...	31
第1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合.....	31
第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置.....	32
第1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置.....	32
第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知.....	32
第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等.....	32
第4 災害応急対策を取るべき期間等.....	33
第5 住民避難対策.....	34
第6 消防機関・警察の取るべき措置.....	34
第7 水道、電気、ガス、通信及び放送関係機関の取るべき措置.....	35
第8 交通関係機関の取るべき措置.....	36
第9 市が自ら管理又は運営する施設等に対する対策.....	36
第10 滞留旅客等に対する措置.....	36
第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置.....	37
第1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、災害対策本部等の設置等.....	37
第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知.....	37
第3 災害応急対策を取るべき期間等.....	37
第4 関係機関の取るべき措置.....	37
第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備.....	39
第1節 整備すべき施設.....	39
第2節 整備方針.....	40
第6章 防災訓練計画.....	41
第1節 各機関等が行う訓練.....	41
第1 防災関係機関が行う訓練.....	41
第2 事業所等が行う訓練.....	42
第3 地域団体等が行う訓練.....	42
第2節 訓練実施上の留意点.....	43
第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画.....	44
第1節 職員等に対する教育.....	44
第2節 地域住民等に対する教育.....	45
第1 地域住民等の防災教育.....	45
第2 児童、生徒等の防災教育.....	46
第3 企業等の防災教育.....	46
第3節 南海トラフ地震に係る教育及び広報実施上の留意点.....	47
第1 各種メディアの活用.....	47
第2 相談体制の整備.....	47
第3 観光客等への広報.....	47
第8章 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項.....	48

第1章 総則

第1節 計画の目的等

第1 推進計画の目的

この計画は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」といいます。）」第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項、関係者との連携協力の確保に関する事項等を定め、本市における南海トラフ地震防災対策の推進を図ることを目的としています。

第2 防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱

市の地域に係る地震・津波防災に関し、防災関係機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者、市民、民間事業者、地域団体等の処理すべき事務又は業務は、一般対策編第1編第3章「防災関係機関、市民等の処理すべき事務又は業務の大綱」に掲げる事務又は業務とします。

第3 上位計画及び関連計画との整合性の確保

- 1 この計画は、南海トラフ法第4条の規定に基づき、国の南海トラフ地震の地震防災対策の推進に関する基本的方針、基本的な施策に関する事項並びに施策の具体的な目標及びその達成の期間、南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本的方針、関係指定行政機関、関係指定公共機関及び関係地方公共団体等が定める「南海トラフ地震防災対策推進計画」（以下「推進計画」といいます。）並びに関係事業者等が定める「南海トラフ地震防災対策計画」（以下「対策計画」といいます。）の基本となるべき事項等を定めた、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」（中央防災会議令和2年5月。以下「推進基本計画」といいます。）が上位計画となっています。したがって、市は、南海トラフ地震に係るハード・ソフト両面にわたる総合的な対策を推進する観点から推進基本計画の定めるところを踏まえ、最大限整合性を確保するよう努めるものとします。
- 2 市は、本市域における南海トラフ地震に係るハード・ソフト両面にわたる総合的な対策を的確に推進するために南海トラフ法第5条第1項の規定に基づき、指定行政機関及び指定公共機関又は県をはじめ隣接市町等関係地方公共団体等が定める推進計画と本計画との整合性を確保するよう努めるものとします。

第4 計画の修正

推進基本計画及び推進計画は、社会環境の変化、施設整備の強化等に応じ絶えず見直しを行い、実態に即したのものとしておこななければならないとされています。したがって、本市においても推進基本計画の修正及び他の機関の推進計画の修正が行われた場合はもとより、社会環境の変化、施設整備の強化等に応じ毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正します。

第2節 推進地域等の指定及び被害状況の想定

第1 推進地域等の指定

1 推進地域の指定

南海トラフ地震として科学的に想定し得る最大クラスのものが発生した場合、県内全域が震度6弱から7の揺れとなると予想されます。

そのため、本市をはじめ県内の全市町村が南海トラフ法第3条の規定に基づき「南海トラフ地震防災対策推進地域」（以下「推進地域」といいます。）に指定されています。

2 特別強化地域の指定

内閣府が発表した「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）」によると、最大クラスの津波が発生した場合、本市における最大津波高は16m、到達時間は地震発生から最短で20分以内（高さ1mの津波の予想到達時間）と予測されています。

本市をはじめ県内の沿岸部19市町村においては、「津波により30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域」として、南海トラフ法第10条の規定に基づき「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」（以下「特別強化地域」といいます。）に指定されています。

第2 被害状況の想定

南海トラフ地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、仮に発生すれば、西日本を中心に甚大な人的・物的被害をもたらすだけでなく、国内生産及び消費活動の低迷並びに日本経済のリスクの増加を通じて、影響は我が国全体に及ぶことが想定されています。

その大きな特徴として、①極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生すること、②津波の到達時間が極めて短い地域が存在すること、③時間差をおいて複数の巨大地震が発生する可能性があること、これらのことから、④その被害は超広域かつ甚大となり、これまで想定されてきた地震とは全く様相が異なると考えられることが挙げられます。

1 極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生

震度6弱以上又は浸水深30cm以上の浸水面積が10ha以上となる市区町村は、30都府県の734市区町村と超広域にわたると想定されています。また、津波については、最大クラスのを想定した結果、津波高10m以上の巨大な津波が13都県にわたる広い範囲で襲来することが想定されます。

2 津波の到達時間が極めて短い地域が存在

最大クラスの津波では、津波高が高いため、できるだけ高い場所への避難が必要であるとともに、津波到達時間が短いため、安全な場所へ迅速に避難できるよう地域ごとにあらゆる手段を講じる必要があります。

本市においては、最短で地震発生から20分以内に1mの高さの津波が到達すると予測されます。

3 時間差を置いて複数の巨大地震が発生する可能性

南海トラフ沿いでは、1854年の安政東海地震（Mw8.6）・安政南海地震（Mw8.7）では32時間の間隔を置いて発生し、1944年の東南海地震（Mw8.1）・1946年の南海地震（Mw8.4）は約2年間の間隔を置いて発生しています。

そのため、防災関係機関、各事業所等は、先に発生した地震で大きな被害を受けた後、時間差を置いて再び大きな揺れ及び津波が生じた場合を想定し、複数の時間差発生シナリオの検討を行い、複数回にわたる被災に対応できるよう対策の検討を行う必要があります。

4 被害の範囲は超広域であり、かつ被害甚大

南海トラフ巨大地震では、地震の揺れとそれに伴う火災による建物等の被害が、これまでの記録に残る地震災害とは次元の異なる甚大な規模であり、対応を誤れば社会の破綻を招きかねません。

また、経済活動については広域化していることから、サプライチェーンの寸断、経済中枢機能低下等により、被災地域のみならず日本全体に経済面で様々な影響が出るものと想定され、復旧が遅れた場合、生産機能の海外流出を始め、我が国の国際競争力の不可逆的な低下を招くおそれがあります。

防災関係機関、各事業所等は、応急及び復旧・復興対策の実施に関する業務継続計画（BCP）策定に当たって上記のような事態を想定しておく必要があります。

第3節 南海トラフ地震に係る地震防災対策及び応急対策の推進のための基本の方針

第1 南海トラフ地震防災対策の推進に係る基本の方針

南海トラフ地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、仮に発生すれば、これまでの地震・津波対策の延長上では十分な対応が困難となる場合があることも考慮しつつ、市は、県・国等の防災関係機関、民間事業者、地域住民等、様々な主体が連携をとって計画的かつ速やかに以下のような防災対策を推進する必要があります。

1 各般にわたる甚大な被害への対応

市は、人的・物的被害双方の軽減につなげるために建築物の耐震化を推進します。この場合、建築物全体の耐震化に加え、居住空間内の「揺れへの強靭さ」という観点での対策も推進していきます。

揺れに伴う火災に対しても、火災が多数発生した場合の消火活動の困難さを考慮し、「火災を発生させない」及び「火災が発生しても延焼を拡大させない」ことを目的とする事前の対策を推進します。また、経済活動の継続を確保する観点からも、工場や事業所等における揺れや火災への対策を進めます。

また、ライフラインやインフラの事業者に対し、あらゆる応急対策の前提として、ライフラインやインフラの被災量を減らし、早期復旧を図るための対策を推進するよう促します。

2 津波からの人命の確保

市は、施設管理者による海岸保全施設等の整備及び維持とともに、地域住民等の避難を軸に、情報伝達体制、避難場所、避難施設及び避難経路の整備や防災教育、避難訓練、避難行動要支援者の支援等の総合的な対策を推進します。

また、防災関係機関等は、施設管理者による重要施設の耐浪化や見直し、土地利用の変更等の長い時間を必要とする対策を含めて、地域での最良の方策を検討します。

3 超広域にわたる被害への対応

防災関係機関等は、災害応急対策を行うに当たり、人的・物的資源が国、地方及び民間を通じて不足すること、発災直後には被害情報が不足することを前提に、優先順位を付けて対応します。また、日本全体としての都道府県間の支援が機能的に行われるよう、被害が比較的少ない都府県及び関係市町村は自力で災害対応を行い、併せて、被害の甚大な地域への支援を行うこともありうるケースとして検討します。

さらに、大量に発生する避難者に対応するために広域的な避難者の一時受入れ先の事前確保など、各種対策を講じるとともに、中心市街地地域や孤立集落といった様相の異なる地域ごとの被災形態や対応策の検討、被災地域では自活のために最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の備えなどへの理解を進めることにも取り組みます。

4 国内外の経済に及ぼす甚大な影響の回避

市は、復旧・復興を早め、経済への二次的波及を減じるためにライフライン事業者やインフラ事業者と連携し、道路ネットワークや水上輸送ネットワーク等の交通ネットワークの強化又はライフライン施設若しくはインフラ施設の早期復旧を図ります。

また、地域経済の復旧・復興を行う観点からも日本全体への経済面での影響を減じるために市内の民間事業者等に対し、事業継続計画（BCP）の策定、国内外のサプライチェーンの複数化、流通拠点の複数化、重要なデータやシステムの分散管理及び企業間や業種を超えた連携についても検討しつつ推進するよう促します。

5 外力レベルに応じた対策

最大クラスの地震が発生した場合、震度6弱から震度7の強い揺れが広範囲に及ぶことが想定されていることから、各施設管理者は、施設分野ごとの耐震基準を基に耐震化等の対策を着実に進めます。なお、施設分野によっては、長周期地震動や液状化等に対して新たな対応を検討するよう促します。

津波対策については、市は、県・国等防災関係機関、民間事業者及び関係団体と連携し、最大クラスの津波を対象として「命を守る」ことを目標とし、住民避難を軸に、情報伝達、避難場所、避難施設、避難路、土地利用等のハード対策とソフト対策を総動員し、それらを組み合わせた総合的な対策を推進します。

なお、海岸管理者等は、海岸保全施設等を整備する際、津波が越流しても後背地の被害の軽減を図ることができるよう、その効果が粘り強く発揮される構造とします。

その他、市は、災害応急対策について、オールハザードアプローチの考え方に立ち、様々なタイプの地震・津波を想定して、甚大な被災に対しても被害を最小に抑える対応ができるよう備えを強化します。

経済的な被害への対策について、防災関係機関、民間事業者等は、南海トラフ巨大地震が発生した場合でも、被害の拡大を少しでも抑えることができるよう、各々が対応できることを見極め、備えます。

なお、対策の検討及び実施に当たっては、その費用や効果、実現性等を勘案します。

6 戦略的な取組の強化

市は、南海トラフ地震による被害の最小化を図るために防災関係機関、民間事業者及び関係団体と連携し、以下のとおり戦略的な取組を強化します。

- (1) 津波対策においてハード対策に依存せず、人命を守るための避難を中心としたソフト対策を推進するなど、ハード・ソフト両面にわたるバランスのとれた施策を推進します。
- (2) 防災及び減災目標を達成するために国の府省間の連携、産官学民の連携、国と地方公共団体との連携、地方公共団体との広域連携、地域住民、自主防災組織、民間事業者との連携等のように、あらゆる力を結集し、社会全体で自助、共助及び公助により防災対策に取り組みます。
- (3) 防災対策が有効に実施されるためには、住民一人一人が主体的に行動することが重要です。今後、地域防災の主体を担うこととなる小・中学校の児童及び生徒が災害や防災及び減災に関する基本的な知識を系統的に学び、災害に関する情報を理解し判断できる能力を身につけるとともに、

防災訓練の習熟によって、生涯にわたって災害から命を守り、生きることの大切さを育む文化を醸成します。

- (4) 防災担当部局の職員について、地震や津波等の災害の知識、人命を守るための対策、関係者や関係機関との調整等に関して、国を始めとした様々な機関が実施する研修や人材ネットワークの構築等を通じて資質向上を図り、人材育成を強化します。
- (5) 所管する施設の整備に当たっては、個々の施設のみでなく、災害時に発生する事象、施設の機能、国・県、ライフライン事業者等相互の施設の関連性等を認識した上で整備を進めるとともに、発災時の施設運用、情報伝達体制の整備、避難計画の策定、復旧のための事前検討及び調査等のソフト対策は、施設の現状、将来計画、発災時に得られる情報等を前提として実施します。

7 訓練等を通じた対策手法の高度化

市は、防災体制を実効性のあるものとし、地域全体の災害対応力を高めるために行政、民間事業者、地域団体等が一体となって実践的に行う防災訓練により、組織体制の機能や連携の確認を行います。また、その結果をPDCAサイクル（計画Plan－実行Do－評価Check－改善・改良Action）により防災計画に反映させ、更なる高度化を図ります。

また、津波からの避難について、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を住民一人一人に定着させるほか、津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むなど、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練を行います。

8 科学的知見の蓄積と活用

市は、以下のような、防災関係機関、研究機関等による南海トラフ地震防災対策への科学的知見の蓄積と活用の動向について、絶えず留意しその成果の活用に努めます。

- (1) 地震、津波等に関する理学分野、施設設計やまちづくり及び災害時の状況把握手法等に関する工学分野並びに過去に発生した地震や津波の被害の様相の整理及び伝承、震災時の人間行動や情報伝達、社会経済的な波及、経済復興や地域住民の生活復興等に関する社会科学分野といった様々な分野の調査研究について、連携を図りながら、防災対策を高度化する観点から推進する仕組みの検討
- (2) 緊急地震速報について、迅速性とその精度の向上を図るほか、津波に関する情報については、関係機関で観測データの共有化及び情報伝達の信頼性向上を図るとともに、津波高、津波到達時間、継続時間等の予測の精度向上についての検討
- (3) 安価で効果的な住宅の耐震化技術、液状化対策、造成宅地の地盤強化対策、建築物等の不燃化技術、被災時の通電やガス漏れによる出火防止技術、被害シミュレーション等の災害応急対応に資する技術等の被害軽減対策のための研究、蓄電池や燃料電池等の停電に強い技術の開発及び普及並びに早期復旧技術の開発の推進

第2 南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本的方針

南海トラフ地震による被害は極めて広域的かつ甚大になると想定されると同時に、人的・物的資源が不足すること、発災直後の被害情報が著しく不足すること、大量の避難者が発生すること、津波が時間差で繰り返し襲来するおそれがあること、東海・東南海・南海地震が単独又は連動して発生する可能性があること等に十分留意することが必要です。

また、南海トラフ地震が発生した場合、国、地方公共団体等の各防災関係機関が被害の全容の把握を待つことなく直ちに行動を開始し、災害応急対策活動を円滑かつ迅速に実施することにより、被害を最小化することが何よりも重要です。

このため、国、地方公共団体、地域住民等は、防災基本計画の災害応急対策に係る部分に基づくほか、以下のとおり災害応急対策を推進してきます。

1 迅速な被害情報の把握

各防災関係機関は、超広域にわたる被災状況の正確な把握のための行動を直ちに開始できるよう、それぞれの役割や調査手順をあらかじめ定め、画像情報や位置情報を含めた情報収集に当たるとともに、各種システムを活用しつつ、その情報を共有します。この際、発災直後は、特に災害応急対策上重要なインフラの被災状況、津波被害で多く発生する孤立者及び孤立集落の状況等をヘリコプター等により迅速に把握するよう努めます。

また、通信の途絶、地方公共団体等行政機関の被災等により、被害の全体像を速やかに把握することは困難な可能性が高いことから、報道情報やSNSを含む民間からの情報等も活用し、情報空白域の特定を含む網羅的な情報把握に努めていきます。

2 津波からの避難への対応

津波は時間差で繰り返し到達する危険性があります。こうした危険性を正確に住民等に認識させるために市は、関係機関と連携して津波情報の伝達及び避難指示等の発令を適切に行います。その際、消防機関等は、自らの安全確保の範囲内で負傷者等の救助を行います。また、市は、県・国（道路管理者）及び県警察と連携し、津波による浸水が想定される地域への人や車両の立入りを制限します。

3 救助・救急及び緊急輸送のための交通の確保

市は、救助・救急対策及び緊急輸送のための交通の確保に関して、関係機関と連携し、以下のとおり対策を推進していきます。

- (1) 国の各省庁による被災地への自衛隊災害派遣部隊、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、海上保安庁の部隊及び災害派遣医療チーム（DMAT）の受入れ
- (2) 国、県、県建設業協会等との連携による緊急輸送ルート確保のための啓開、排水及び交通規制
- (3) 災害応急対策に支障となる航空機の飛行制限の措置や、現場レベルでの実動部隊間の調整及び情報共有を図る措置

以上の対策を円滑に行うためにあらかじめ、全国からの救助・救急等に当たる部隊を被災地域に迅速に展開することを目的とする緊急輸送ルートを設定し、具体計画に定めるとともに、緊急輸送ルートを確保するための道路、港湾、航路、空港等の総合的な啓開や緊急排水に関する行動計画を定めておくものとします。

また、関係機関についても、被害想定を踏まえ、できる限り具体的な行動計画の作成とその訓練を行います。

4 津波火災対策

市は、国、県等の支援協力を得て、津波により発生する大規模火災について、初期消火、部隊等の現場への到達、消防水利の確保、放水活動等が通常の火災よりも困難であることを踏まえ、ヘリコプター等を活用した応援部隊等の人員及び資機材の搬送、空中消火等を図ります。

5 膨大な傷病者等への医療活動

医療施設が被災し、機能が低下する中で、大量の傷病者が発生し、入院患者への対応も必要となります。対象患者の広域医療搬送のための輸送手段にも限界があることから、市は、国・県その他の関係機関と連携して、災対法第86条の3の規定に基づく臨時の医療施設の開設や、民間事業者を活用した負傷者等の緊急輸送を含め、被災地内における医療体制の確立を最優先に医療活動に取り組みます。また、広域医療搬送に当たっては、自衛隊航空機のみならず、防災関係機関が所有する航空機、民間航空機等も最大限活用して、迅速な対応に努めます。

6 膨大な避難者等への対応

市は、指定避難所への避難者だけでなく、在宅避難者も含め被災者が膨大な数に上ることを念頭に置いて、飲料水、食料等の物資の円滑な供給及び的確な情報の提供に努めます。

また、指定避難所のみでは収容スペースが不足する場合には、国・県との連携による空き家及び空室の有効活用並びに民間事業者が所有するホテル、旅館、賃貸住宅、船舶等について民間事業者の協力を得つつ、避難者の受け入れ先としての活用を促進するとともに、他の地域への広域一時滞在の調整及び応急仮設住宅の早期提供に努めます。

なお、様々なニーズに配慮した避難所運営を行うとともに、被災者の健康管理や心のケアのために保健医療活動チーム、災害派遣福祉チーム（DWA T）、災害派遣精神科医療チーム（DPA T）、日赤こころのケアチーム等の派遣要請についても考慮し、被災者対応に当たります。

7 適切な情報提供

市は、被災者ニーズを十分把握し、被害の状況や二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインの復旧状況等、被災者に役立つ情報を、報道機関等と連携し、定期的に公表するよう努めます。

8 施設、設備等の二次災害対策

国・県・市又は施設等の管理者は、所管する施設等に関し、余震や降雨による二次災害防止のために地盤の緩みや施設の損傷、河道閉塞等の発生の有無等の緊急点検及び調査並びにそれを踏まえ

た応急措置を行うとともに、住民の安全確保のために被災建築物応急危険度判定等を迅速に行います。

また、危険物施設及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、大規模地震発生後、爆発等の二次災害防止のために施設の点検を緊急的に行い、異常が見られる場合は関係法令に従って速やかに対処するものとし、市はその動向の随時把握に努めます。

9 ライフライン及びインフラの復旧対策

ライフライン事業者やインフラの事業者は、発災後において広域的な連携活動を早期に確立し、全国から要員や資機材の確保を行うとともに、防災関係機関等と連携して、人命に直接関わる重要施設に関するライフラインやインフラの早期復旧に努めます。この際、国・県・市は、ライフラインの早期復旧のための輸送手段、ルート情報、航空写真、画像情報等の的確な提供を行います。

10 広域応援体制の確立

市及び県は、超広域かつ甚大な被害の発生が想定されるため、国による支援だけでなく、市町村及び都道府県間での人的・物的支援や広域一時滞在の仕組みなど、広域的な応援を円滑に実施できる体制をできる限り具体化するものとします。

国は、超広域にわたる被災地域において市町村及び都府県と一体となった災害応急対策を実施するために地域ブロックごとに現地対策本部の設置、都府県等への連絡要員（リエゾン）の派遣等を通じて連絡体制を強化するとともに、被害拡大防止のための専門家の派遣、情報通信機材、災害対策用機械の派遣等を含め、政府一体となった被災市町村及び都府県支援体制を構築するものとし、市はその動向の随時把握に留意します。

第2章 関係者との連携協力の確保

第1節 資機材，人員等の配備手配

第1 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

防災関係機関は，地震が発生した場合において，本地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するためにあらかじめ必要な資機材の点検，整備，配備等の計画を作成するものとします。

第2 広域的応援措置が必要となる資機材，人員等のめやす

被災時における物資等の調達手配及び人員の配備のうち，緊急時応急対策を実施するために広域的措置が必要なものについては，以下のとおりとします。

1 必要となる人員のめやす

- (1) 倒壊建物，土砂災害等による生き埋め現場における救助・救出活動要員
- (2) 火災発生時における消火活動要員
- (3) 医師，看護師，薬剤師等救命医療活動実施のために必要な要員
- (4) 歯科医師，葬祭業者等遺体処理対策実施のための要員
- (5) 被災建築物応急危険度判定及び宅地等危険度判定実施のための要員
- (6) 要配慮者支援のための要員
- (7) 保健師，栄養士，カウンセラー等保健衛生対策実施のための要員

2 必要となる物資，資機材等のめやす

- (1) 倒壊建物，土砂災害等による生き埋め現場における救助・救出活動用重機類その他資機材
- (2) 火災発生時における消火活動のために必要となる資機材，薬剤等
- (3) 医薬品，医療用資機材及び輸血製剤
- (4) 遺体処理対策実施のための資機材
- (5) 介助用品，車椅子等要配慮者支援のための資機材
- (6) 保健衛生対策実施のための資機材
- (7) 応急活動用車両用ガソリン等燃料
- (8) 衛星携帯電話等応急活動用通信機材

第3 迅速な広域的応援受入れのために行う事前措置

市単独では対応しきれないことが予想される大規模災害が発生した場合に備え，四国・中国・近畿圏内及びその他遠地都市間における相互応援協定の締結を以下のとおり推進します。

なお，協定締結に当たっては，県，国等各計画主体相互の競合に十分留意するとともに，相互の連携協力体制についてあらかじめ計画を策定するなど十分調整するものとします。

1 相互応援協定の締結推進

市は、近隣の都市に加えて、同時に被害を受ける可能性が低い自治体との相互応援協定の締結を推進します。なお、相互応援協定締結について、主要な項目は以下のとおりとします。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療及び防疫並びに施設の応急復旧等及び災害からの復興に必要な資機材や物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助、応急復旧及び災害からの復興に必要な職員の派遣
- (5) 避難施設等の提供

2 受援計画の策定

市は、応援要請の流れや拠点及び宿泊地の確保等を定めた「高知市災害受援計画」の策定を行います。

第2節 物資の備蓄及び調達

市は、南海トラフ地震被害想定等を基に、自らの地域で必要となる物資の備蓄及び調達を以下のとおり、計画的に進めます。

なお、物資の備蓄及び調達に当たっては、関係指定行政機関及び県の定める分担、協力に関する方針に基づくものとします。

1 備蓄及び調達計画の基本方針と目標

- (1) 発災直後は、輸送手段の障害等により、他地域からの物資の調達が困難となることが想定され、輸送ルート等が確立するまでの3日間に必要とされる「生命の維持と最低限度の生活の維持」に必要な物資について、県、市民、民間事業者、地域団体等と連携し、備蓄の推進に努めます。
- (2) 生活必需物資等については、発災後の道路状況や輸送体制等を勘案した場合、小中学校などの指定避難所に分散備蓄することが効率的であることから、小中学校などの防災倉庫や教室の活用等により備蓄スペースを確保するよう努めます。
- (3) 指定避難所に備蓄スペースを確保できない場合には、地域に備蓄用倉庫を建設し、集中備蓄することを検討します。
- (4) 生活必需物資等の備蓄に当たっては、国・県の備蓄に関するガイドライン等を基に、品目及び必要量を再検討するとともに、備蓄計画を策定し計画的に備蓄します。
- (5) 市内の事業者における流通在庫を随時調査し、流通備蓄の把握に努めるとともに、あらかじめ県内外流通業者等と生活必需物資等の供給協定を締結します。

2 発災後における物資の確保及び調達

- (1) 市は発災後、被災者の救護に必要な物資及び資機材を確保し、調達を図るために次の措置をとるものとします。
 - ア 流通在庫の引渡し等の要請
 - イ 県に対し県及び他市町村が備蓄している物資等の供給要請
 - ウ その他必要な措置
- (2) 物資の確保に当たっては、以下の事項に特に留意します。
 - ア 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえること
 - イ 要配慮者など様々な避難者のニーズに対応した物資を確保すること
 - ウ 夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めること

第3章 津波からの防護，円滑な避難の確保及び迅速な救助

第1節 津波からの防護

第1 堤防，水門等津波防護施設の整備等

1 整備等の方針

堤防，水門等津波防護施設の整備等については，以下の方針に基づき行います。

- (1) 河川，海岸，港湾及び漁港の管理者は，津波被害のおそれのある地域において，開口部の水門等の自動化及び遠隔操作化並びに堤防の耐震化及び嵩上げ等の補強等を推進します。
- (2) 河川，海岸，港湾及び漁港の管理者は，津波発生時の迅速な対応が可能となるよう，堤防，水門等の定期的な点検や門扉等閉鎖体制の確立等，施設管理の徹底を行うこととします。また，門扉等閉鎖手順を定めるに当たっては，閉鎖者の安全管理に配慮し，津波発生時に十分な避難時間が確保できないと判断された水門及び樋門については，大津波警報及び津波警報が発表された場合，閉鎖作業を行わず速やかに避難することとします。

2 整備等の計画

区分	整備等の内容
河川管理者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 河川堤防等の耐震化を推進し，液状化による沈下を軽減して浸水を抑制するとともに，堤防道路としての活用を図ります。 ○ 主要5水門については，影響度を考慮し「高知港津波・高潮防災ステーション事業」の整備を県と共に推進します。 ○ 津波発生時の迅速な対応が可能となるよう，施設管理を徹底し，定期的な施設の点検や門扉等閉鎖体制の確立を図ります。
海岸管理者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 沿岸部における防波堤，防潮堤等の整備など，海岸保全施設等の強化を図ります。 ○ 津波により引き起こされる船舶の流動等漂流物による被害防止のために関係機関と連携を図り，次の措置を講じます。 <ul style="list-style-type: none"> ・船舶係留の徹底及び強化 ・漂流物防止柵の設置
港湾管理者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 波浪による災害を防止するために防波堤等を整備します。 ○ 津波により引き起こされる船舶の流動等漂流物による被害防止のために関係機関と連携を図り，次の措置を講じます。 <ul style="list-style-type: none"> ・船舶係留の徹底及び強化 ・漂流物防止柵の設置
漁港管理者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 波浪による災害を防止するために防波堤等を整備します。 ○ 津波により引き起こされる船舶の流動等漂流物による被害防止のために関係機関と連携を図り，次の措置を講じます。 <ul style="list-style-type: none"> ・船舶係留の徹底及び強化 ・漁業関連施設の耐浪性強化 ・漂流物防止柵の設置

3 水門等閉鎖体制の整備

水門等の閉鎖に関する体制等については、以下の方針に基づき行います。

- (1) 水門等の施設管理者は、日頃から試運転や整備点検を実施するとともに、操作に支障となる障害物の有無を確認するよう努めます。
- (2) 市は、津波が発生し、又は発生のおそれがある場合に、水門等を安全かつ迅速及び的確に操作できるよう操作マニュアルを作成し、あらかじめ施設管理者や操作担当者等に周知します。
- (3) 地震発生時の水門等の操作については、操作担当者等自身の安全を確保できない場合は行わないものとします。

第2 内水排除施設等の整備等

1 整備等の方針

内水排除施設等については、発災に備えて、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備及び点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとします。

2 整備等の計画

区分	整備等の内容
低地排水ポンプ場	<ul style="list-style-type: none">○ 排水機場を耐震及び防水化し、長期浸水時にも活用可能なものとします。○ 停電や断水に備え、非常用自家発電機の整備並びに燃料及び冷却水の確保に万全を期します。○ 発災に備えて、施設の管理上必要な操作について、南海トラフ地震の襲来を想定したマニュアルを作成します。
下水道、側溝その他の施設	<ul style="list-style-type: none">○ 下水道施設については、耐震調査等に基づき、優先順位を定め、建物や幹線管渠等の耐震対策を順次実施します。○ 下水道施設については、管理業者及び管理人と発災時の活動等連携体制を確立します。○ 下水道施設を耐水化し、長期浸水時にも活用可能なものとします。

第3 津波による孤立地域救援体制の整備

1 整備等の方針

津波により住家等の孤立が懸念される地域における救援体制の整備等については、以下の方針に基づき行います。

- (1) 陸上輸送及び海上輸送いずれも困難な事態を想定し、ヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の整備を推進します。
- (2) 救援物資、救援人員、被災地からの避難者等の緊急輸送が海上輸送となることを考慮し、拠点となる港湾で、耐震性を強化した港湾施設を整備します。

2 整備等の計画

区分	整備等の内容
ヘリポート, ヘリコプター臨時発着場等の整備等	<ul style="list-style-type: none">○ 公共空地をヘリコプター臨時発着場として使用するために必要な環境整備を行います。○ 津波避難ビル等に孤立した避難者の救助活動に必要な体制を整備します。

第2節 円滑な避難の確保

第1 津波に関する情報の伝達等

1 避難情報の発令基準

地域住民に対する避難情報の発令基準は、原則として次のとおりとします。

なお、下記避難対象地域における避難場所、避難経路その他詳細な事項については、「地区別津波避難計画」に定めるところによります。

(1) 高知県に大津波警報が発表された場合は、下記の小学校区を対象とし、避難指示を発令します。

- | | | |
|-----------|-------------|-----------|
| ① 浦戸小学校区 | ⑪ 潮江小学校区 | ⑳ 一宮小学校区 |
| ② 長浜小学校区 | ⑫ 潮江東小学校区 | ㉑ 一宮東小学校区 |
| ③ 横浜小学校区 | ⑬ 昭和小学校区 | ㉒ 泉野小学校区 |
| ④ 三里小学校区 | ⑭ はりまや橋小学校区 | ㉓ 秦小学校区 |
| ⑤ 十津小学校区 | ⑮ 第六小学校区 | ㉔ 一ツ橋小学校区 |
| ⑥ 五台山小学校区 | ⑯ 第四小学校区 | ㉕ 初月小学校区 |
| ⑦ 介良小学校区 | ⑰ 江陽小学校区 | ㉖ 春野東小学校区 |
| ⑧ 高須小学校区 | ⑱ 江ノ口小学校区 | ㉗ 春野西小学校区 |
| ⑨ 大津小学校区 | ⑲ 小高坂小学校区 | |
| ⑩ 潮江南小学校区 | ⑲ 布師田小学校区 | |

(2) 高知県に津波警報が発表された場合は、下記の小学校区を中心に避難指示を発令します。

- | | | |
|----------|-----------|-----------|
| ① 浦戸小学校区 | ④ 三里小学校区 | ⑦ 春野西小学校区 |
| ② 長浜小学校区 | ⑤ 十津小学校区 | |
| ③ 横浜小学校区 | ⑥ 春野東小学校区 | |

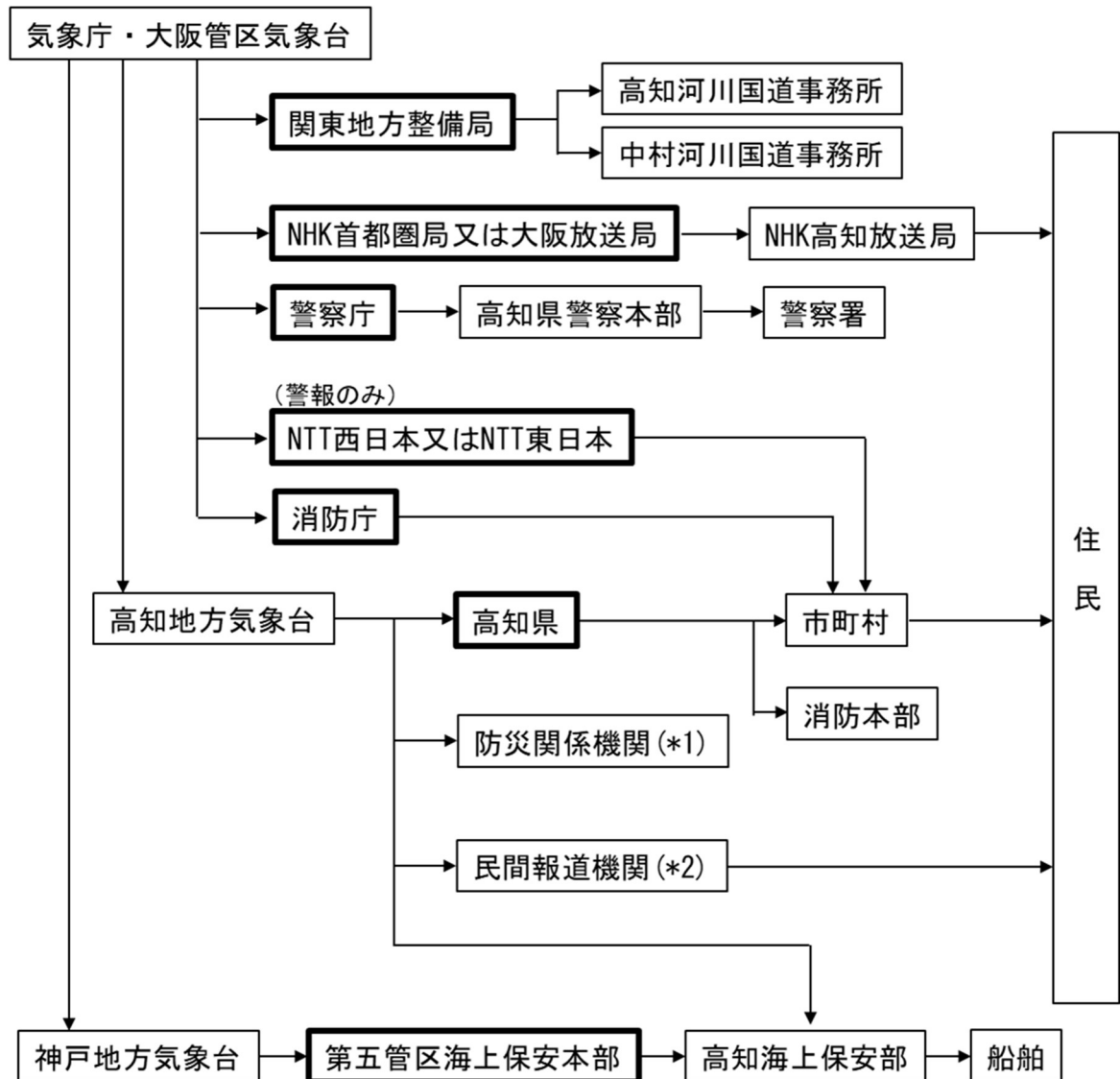
(3) 高知県に津波注意報が発表された場合は、下記の小学校区の漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等に対し避難指示を発令します。

- | | | |
|----------|-----------|-----------|
| ① 浦戸小学校区 | ④ 三里小学校区 | ⑦ 春野西小学校区 |
| ② 長浜小学校区 | ⑤ 十津小学校区 | |
| ③ 横浜小学校区 | ⑥ 春野東小学校区 | |

避難指示の解除については、当該地域の津波警報等が全て解除された段階を基本として解除します。

2 伝達経路

気象台が発表する地震・津波に関する情報の伝達は、次により行います。



・太枠の機関は気象業務法に基づく法定伝達機関

・高知河川国道事務所，中村河川国道事務所，NHK高知放送局，自衛隊，高知県警察本部へは高知地方気象台よりバックアップ回線を接続

* 1 防災関係機関：国土交通省高知港湾・空港整備事務所，四国電力送配電（株）高知系統制御所，高知新聞社，高知県無線漁業協同組合・室戸漁業無線局に限る

* 2 民間報道機関：FM 高知，RKC 高知放送，KUTV テレビ高知，高知さんさんテレビに限る

3 市民等への伝達

市における市民等への情報伝達については、以下のとおり行います。

- (1) 固定系防災行政無線、緊急速報メール、Ｌアラート（災害情報共有システム）等を利用し、避難行動を促すよう市民等に対して情報伝達します。
- (2) 多くの観光客が訪れる桂浜公園では、固定系防災行政無線、緊急速報メール等と併せ、観光業者等との連携の下、情報を速やかに伝達します。
- (3) 船舶、漁船、港湾における就労者、漁業従事者、釣人等に対する情報の伝達方法は次のとおりとします。

ア 高知海上保安部、県及び市は津波警報・注意報の伝達を受けた場合、速やかに関係機関、船舶等に伝達を行うとともに、一般市民に周知するために広報を行います。

イ 高知海上保安部、県及び市は情報伝達に当たり、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、船舶、漁船等の固定、港外退避等のとるべき措置を併せて示すことに配慮します。

ウ 高知海上保安部は、在泊船舶に対し、船艇等を巡回させ、訪船指導のほか、拡声器、たれ幕等により周知します。

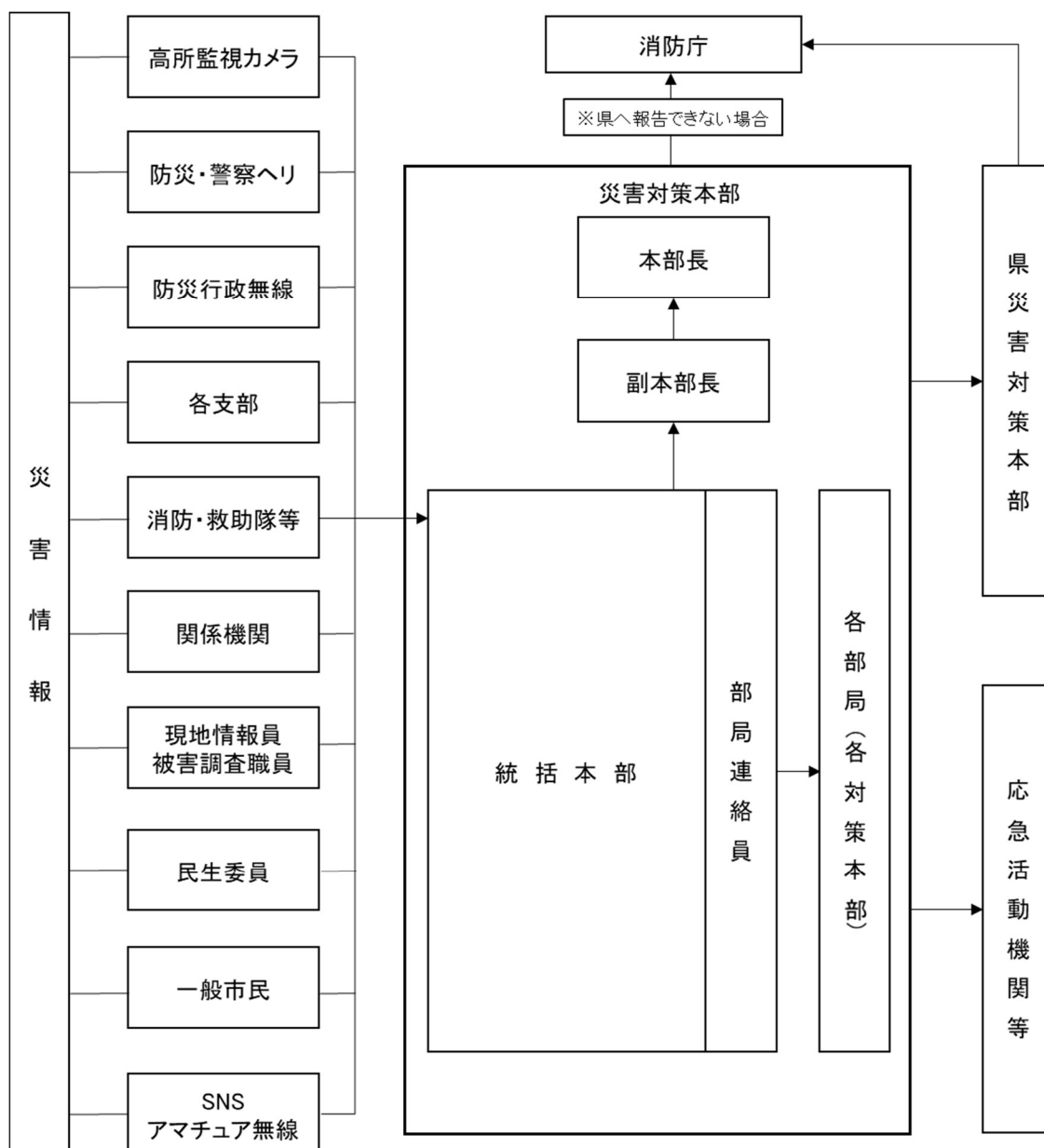
エ 高知海上保安部は、航行船舶に対し、航行警報又は安全通報等により周知します。

- (4) 必要に応じて、勤務時間中は庁内放送や行政事務支援システムなどを用い、庁内関係部署及び出先機関へ伝達します。

4 被害状況等災害情報の収集及び伝達

被害状況を迅速及び確実に把握するための情報収集の経路及び方法は、以下のとおりとします。

＜情報の収集及び伝達系統＞



5 防災行政無線等の整備

市における防災行政無線等の整備方針については以下のとおりとします。

- (1) それぞれの地域の特性に応じて、防災行政無線（同報系）や緊急速報メール等複数の情報伝達手段を組み合わせることにより、より多くの住民に確実に情報を伝達します。
- (2) 防災行政無線については、カバー率の一層の向上を図るとともに、デジタル化等の高度化、避難所となる各種公共施設への通信機の配備、非常電源の容量確保などを進めます。

第2 地域住民等の避難行動等

1 津波避難対策の基本方針

津波避難対象地域における津波避難対策については、以下の方針に基づき行います。

- (1) 避難対象地域別の避難場所、避難経路その他具体的な避難実施に関しては、避難訓練などを通じて検証を行い、必要に応じて見直していくものとします。
- (2) 高台への避難に相当な時間を要する地域に当たっては、堅牢な高層建物の中・高層階を避難場所として利用するいわゆる指定津波避難ビル等の活用を推進します。
- (3) 長期浸水区域外における指定避難所の確保を推進します。
- (4) 本推進計画への記載とは別に、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域、避難対象地域、避難場所、避難行動経路等を記載した「地区別津波避難計画」を地域住民と協働して策定します。
- (5) 避難対象地域内の住民等は、避難場所、避難経路、避難方法、家族との連絡方法等を平常時から確認するなど、津波が襲来した場合の備えに万全を期するよう努めるものとし、市は、その周知及び啓発を推進します。

特に、長期浸水が想定される区域内の住民等は、長期浸水の範囲や影響を正しく理解し、緊急避難場所等の確認を行います。また、長期浸水区域内では、緊急避難場所での滞在が1週間以上になることを想定し、個人や地域団体等で緊急避難場所に食料や水を備蓄するよう努めるものとします。

- (6) 避難対象地域内の住民等は、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、弱い揺れであっても長い時間揺れを感じたとき、揺れを感じなくても津波警報が発表されたときは、急いで安全な場所に避難することを原則とします。
- (7) 関係機関、消防団、自主防災組織等との連携により、避難行動要支援者の避難支援等を行うとともに、外国人、出張者、旅行者等の避難誘導等の適切な対応を行います。この場合において、支援等を行う者の避難に要する時間その他の安全な避難の確保に配慮します。

2 要配慮者への避難支援

要配慮者の避難支援等の実施体制は、以下のとおりとします。

- (1) 地域等单位に、在宅の高齢者、障害者等の避難に当たり、支援を要する避難行動要支援者の人数及び介護者の有無等の把握に努めます。
- (2) 市は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有するものとします。
- (3) 地震が発生した場合の緊急避難場所までの避難に当たっては、本人の同居家族や避難行動要支援者を支援することの同意が事前に得られた「避難支援等関係者」が支援を行うものとします。
- (4) 地域団体及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難の勧告又は指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画に従い、地域住民、入場者、従業員等の避難誘導のために必要な措置をとるものとします。

- (5) 避難誘導に当たっては、誰もが分かりやすい言葉や表現をもって伝達するとともに、IT技術等を活用し外国人や旅行者等を適切に誘導します。
- (6) 外国人に対しては、県国際交流協会や語学ボランティア等の協力を得て情報提供を行うとともに、各国大使館等への情報の取り次ぎを行います。

第3 避難場所及び避難所の運営及び安全確保

1 避難後の生活支援（救護）の内容

避難所において、避難者に対し、市が行う生活支援の内容は、以下のとおりとします。

≪ 避難所での生活支援の主な内容 ≫

項目	内容
安全及び生活場所の提供	① 安全な施設への受入れ
	② 食料、飲料水、毛布、生活必需品等の提供
	③ 一定期間の生活の場の提供
保健、医療及び衛生支援	④ 傷病の治療、健康相談等の保健医療サービスの提供
	⑤ トイレ、防疫対策等、衛生的な生活環境の維持
情報支援	⑥ 災害情報、安否確認等の提供
	⑦ 復興支援情報等の提供
コミュニティ支援	⑧ 避難者が互いに助け合い、励まし合う体制やコミュニティの維持及び形成への支援
避難者のケア	⑨ 専門家による心のケア、生活支援相談等

2 避難所の運営及び安全確保のために準備すべき事項

避難所の運営及び安全確保のために市が準備すべき事項は、以下のとおりとします。

なお、発災時における児童、生徒等の安全確保及び指定避難所としての機能を確保するために学校施設の耐震診断及び耐震補強工事を推進します。また、併せて天井脱落防止対策等の非構造部材の耐震対策を推進します。

(1) 「避難所開設・運営マニュアル」の整備等

ア 指定避難所の迅速な開設及び適切な運営管理を実施するために「避難所開設・運営マニュアル」を策定します。

イ 大規模災害時の避難所運営においては、市が配備する人員だけでは不足することが想定されることから、施設管理者、自主防災組織等と協力し運営できる体制をあらかじめ確立します。

ウ マニュアルでは、多様な避難者の視点に立ち、特に要配慮者の特性や被災時の男女のニーズの違い等に配慮した避難所の運営管理方法について記載します。

エ ペットについては、原則として室内への持ち込みは禁止としますが、専用のスペースを確保する等の対応をマニュアルの中に整備します。

オ マニュアルに基づく避難所開設及び運営訓練を定期的実施します。

(2) 避難所の運営及び安全確保のための設備等の整備等

ア 防災関係機関や指定避難所等を結ぶ防災行政無線等の整備をはじめ、消防、水道、清掃等

の部局内専用無線などの通信ネットワークの充実に努めます。

イ 指定避難所として位置づけされている所管施設については、避難スペースや情報収集機器の確保等、避難所として有効に活用するための整備を行います。

ウ 指定避難所については、耐災害性の確保に努めるとともに、福祉避難所が不足した場合に備え、バリアフリー化や障害者対応設備の設置などに努めます。

エ 被災者への炊き出しの実施に備え、給食施設の活用を検討するとともに、資機材等の整備を行います。

オ 各学校への緊急地震速報受信機の整備を図ります。

カ 長期浸水区域内の緊急避難場所では、滞在が1週間以上になることを想定し、個人や地域団体等で緊急避難場所に食料や水を備蓄するよう促進します。

(3) 応急危険度判定の優先的実施体制の整備等

施設の開設に当たっては、避難所担当職員又は施設管理者等が施設の安全点検を行うが、市は、必要な場合の応急危険度判定の優先的実施体制及び各避難所との連絡体制を整備します。

3 その他必要な事項

(1) 市は、避難場所等から自宅に戻ろうとする市民や在宅で避難する市民等の安全確保のために津波警報等の情報の提供について配慮するものとします。

(2) 避難した市民等は、自主防災組織等の単位ごとに互いに協力しつつ、避難所の運営に協力するものとします。

第4 避難意識の普及啓発

市は、地域住民等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、以下のとおり、津波からの避難意識の普及啓発に努めます。

1 緊急避難場所の周知

(1) 市広報「あかるいまち」への掲載

(2) 市ホームページへの掲載

(3) 緊急避難場所等を記した「津波避難マップ」の活用

(4) 緊急避難場所、避難路等の案内標識及び誘導標識の整備（津波避難ビル等における津波避難標識の設置）

2 津波ハザードマップの作成、周知及び見直し

市は、津波ハザードマップを作成し、津波浸水深予測範囲などについて周知徹底を図っていますが、必要に応じて見直しを行います。

3 講習会等の開催

市は、「揺れたら逃げる」の浸透を図るために津波避難対象地域を中心として、講習会等の開催を随時行います。

4 児童及び生徒を通じた防災への取組の推進

児童及び生徒を通じ、学校、家庭及び地域が一体となった防災への取組を推進します。

第5 消防機関等のとるべき措置

消防局及び消防団は、津波からの円滑な避難の確保等のために次の事項を重点として必要な事前措置を講じます。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

第6 水道、電気、ガス、通信及び放送関係機関のとるべき措置

1 水道

水道事業の管理者等は、津波からの円滑な避難を確保するために水道管の破損等による二次災害を軽減させるため、次の事項を重点として必要な事前措置を講じます。

- (1) 管路の耐震化
- (2) 災害時活動マニュアルの整備及びそれに基づく各種訓練の実施

2 電気

電力事業者は、津波からの円滑な避難を確保するために次の事項を重点として必要な事前措置を講じます。

- (1) 電気火災や感電の防止等災害発生時の電気安全の確保についての広報
- (2) 災害の未然防止と早期復旧を図るための防災体制の整備
- (3) 病院、防災拠点等重要施設の復旧についての計画策定

3 ガス

ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するために次の事項を重点として必要な事前措置を講じます。

- (1) 一般家庭、企業（事業所）等に対する、地震発生時取るべき安全措置の重要性についての普及及び啓発
- (2) 地域団体等と連携した避難所のガス器具等の使用訓練
- (3) 感震遮断機能を備えたマイコンメーターの各家庭への設置

4 通信

電気通信事業者は、津波警報等の確実な伝達のために必要な通信を確保するため、次の事項を重点として必要な事前措置を講じます。

- (1) 主要な伝送路の多ルート化
- (2) 被災状況を迅速かつ正確に把握する体制及びシステムの整備
- (3) 災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及

5 放送

放送は、地域住民等への情報の正確かつ迅速な伝達のために不可欠なものです。このため、各放送事業者は、次の措置を講ずるよう努めます。

- (1) 津波警報等の正確かつ迅速な報道
- (2) 被害に関する情報、津波情報等、防災関係機関や地域住民等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供
- (3) 聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用
- (4) 発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置

第7 交通関係機関のとりべき措置

1 道路

- (1) 県警察は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間及び避難経路として使用されることが想定される区間について交通規制の内容を定め、事前の周知措置を講ずるものとします。なお、必要に応じ隣接する県警察との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保するものとします。
- (2) 国、県、市等道路管理者は、被災地及びその付近の現地状況を調査するとともに、警察署長に連絡し交通制限、迂回等の応急対策を講じます。
- (3) 規制により通行を制限したときは、適当な分岐点及び迂回路線に指導標識板を設置するとともに、広報車による広報や報道機関を通じて速やかに市民等に周知徹底を図ります。

2 海上

高知海上保安部及び港湾管理者は、気象台から津波警報等が発表された場合は、必要に応じて漁船、水産施設等の関係者へ連絡するとともに、応急措置を講じます。

- (1) 予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ時間的に余裕のある場合は、次のとりべき措置を実施します。
 - ① 停泊中の大型及び中型船舶は港外に避難させます。
 - ② 避難できない船舶については、係留ロープの補強など係留強化対策を実施します。
 - ③ 港外の大型及び中型船舶に対して、入港の差し控えを求めます。
- (2) 津波が到達するまでに時間がないと予想される場合は、次のとりべき措置を実施します。
 - ① 船は放置して避難させます。
 - ② 港外の大型及び中型船舶に対して、入港の差し控えを求めます。

3 鉄道

鉄道事業者等は、地震発生時には、運行規制等を実施するとともに、安全確認を行うものとします。

第8 市が自ら管理又は運営する施設等に関する対策

1 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 市は、災害対策本部又はその支部が置かれる庁舎等については、その機能を果たすために地震発生に際しては、速やかに以下の措置を講ずるものとします。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部又は支部開設に必要な資機材、緊急車両等の確保

エ 水や食料等の確保

オ テレビ、ラジオ、コンピュータ等の情報を入手するための機器の確保

(2) 市は、災害対策本部を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとします。

(3) 避難場所又は応急救護所の開設予定施設となる施設については、その機能を果たすために地震発生に際しては、施設管理者等は、(1)及び2.(2)に準ずる措置を講ずるとともに、避難場所又は応急救護所開設に必要な資機材の搬入及び配備に協力します。

(4) 工事中の建築物及びその他の工作物又は施設については、津波襲来のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のために津波からの避難に要する時間に配慮するものとします。

2 その他の市の施設

市が管理するその他の庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、わんぱーくこうちアニマルランド、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりとします。

なお、施設ごとの具体的な措置内容は、施設ごとに別に定めるが、従業員の安全確保のために津波からの避難に要する時間に配慮するものとします。

また、工事中の建築物及びその他の工作物又は施設については、津波襲来のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のために津波からの避難に要する時間に配慮するものとします。

(1) 各施設に共通する措置

ア 津波警報等の入場者等への伝達

イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 施設の防災点検並びに設備、備品等の転倒及び落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 消防用設備の点検及び整備

カ 非常用発電装置の整備及び防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別施設に関する措置

ア わんぱくこうちアニマルランドにあつては、猛獣等の逃走防止措置等津波避難への支障発生防止のために必要な措置

イ 学校、図書館、研修所等に保護を必要とする生徒等がいるときは、これらの者に対する保護の措置

ウ 社会福祉施設にあつては、重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

第3節 迅速な救助

第1 消防機関等による救急・救助活動実施体制の整備

1 救急・救助体制の整備

市（消防局）においては、災害時に重複するおそれのある救急救助要請に対応するために、消防対策本部の機能強化を図ります。また、救急救命士の養成や地域でのバイスタンダー（救急現場に居合わせた市民）の育成を強化し、救急・救助体制の充実強化を図ります。

2 救急・救助資機材等の整備

- (1) 救急資機材の備蓄を推進するとともに、医療機関等との連携の下、救急・救助活動が実施できるような体制の整備を図ります。
- (2) 家屋倒壊等からの救出活動を迅速かつ効率的に行うために参集職団員、地域住民等が使用できる簡易救助資機材を各署所、分団等へ整備を図ります。
- (3) 浸水地域での救助等、活動手段の確保として各署所、分団等へ配置した救命ボート活用の充実強化に取り組みます。

3 救急医療情報通信体制の整備

被害状況等、災害時の情報収集の中核となる通信指令システムの更新による機能確保と、消防救急デジタル無線による情報収集体制の強化を図るとともに、高知県救急医療・広域災害情報システム「こうち医療ネット」の活用により救急医療機関との連携強化を図ります。

4 消防団の救急・救助活動能力の向上

市（消防局）は、消防団に関し、加入促進による人員の確保並びに車両及び資機材の充実を図るとともに、救急・救助活動を効率的に実施するための教育指導及び訓練を推進し、活動能力の向上に努めます。

なお、消防団を地域防災力の中核と位置づけ、平常時からの地域コミュニティの再生を図り、自力脱出困難者救出用の資機材等の自主防災組織への配備等により自主防災組織の育成及び充実を併せて図るものとします。

第2 緊急消防援助隊受援体制の整備

市（消防局）は、緊急消防援助隊運用要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備については、以下の事項を重点的に行います。

- (1) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出及び救助活動拠点等の確保
- (2) 「高知市緊急消防援助隊受援計画」の習熟及び防災訓練等に基づく随時見直し

第3 自衛隊、警察、消防等実働部隊との連携体制の整備

市単独では対応しきれない災害が発生した場合は、被災地への経路の確保を含む救助活動に関し、他市町村や防災関係機関等に応援を要請することになり、市は要請と同時に応援部隊等の受入れ及び連携体制を確立する必要があります。

このため、自衛隊、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、災害派遣医療チーム（DMAT）、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE 国土交通省）、その他の広域支援及び救助部隊等の受入れに必要な人員体制、災害情報の提供体制、活動期間中の生活支援体制等の受援体制をあらかじめ整備します。

第4節 長期浸水対策

第1 長期浸水対策の推進

市は、地震に伴う被害のうち、特異な現象である地盤沈降による長期浸水被害について、「浸水抑制による被害軽減」、「浸水域からの迅速な救助」並びに「迅速な止水及び排水による早期復旧」を目的として対策を実施します。

- (1) 平成25年3月に県が取りまとめた「南海地震長期浸水対策検討結果」を基に、国、県、市及びその他関係機関が一体となって対策を推進します。
- (2) 「高知県・高知市南海トラフ巨大地震対策連携会議」等において、対策の進捗よく状況を確認していきます。

第2 止水及び排水対策

市は、長期浸水被害として想定される「浸水による輸送ルートの途絶」、「排水機場の被災」等による被害及び影響を最小限にとどめるために以下のとおり対策を実施します。

- (1) 河川堤防等の耐震化を推進し、液状化による沈下を軽減して浸水を抑制するとともに、堤防道路としての活用を図ります。
- (2) 排水機場を耐震及び耐水化し、長期浸水時にも活用可能なものとします。

第3 住民避難及び救助・救出対策

市は、長期浸水被害として想定される「避難住民の孤立」等による被害及び影響を最小限にとどめるために以下のとおり対策を実施します。

- (1) 避難行動要支援者の避難支援や安否確認を行う体制について、地域団体等の協力を得ながら整備します。
- (2) 津波避難ビル等に孤立した避難者の救助活動に必要な体制を整備します。
- (3) 長期浸水区域外における避難所をできるだけ多く確保します。

第4 燃料対策

市は、長期浸水被害として想定される「燃料供給ルートの途絶」、「石油基地(タナスカ)の被災」等による被害及び影響を最小限にとどめるために以下のとおり対策を実施します。

- (1) 初動時には燃料供給が困難となることが予想されるため、あらかじめ燃料を備蓄します。
- (2) タナスカ石油基地の耐災化として、地盤の液状化発生の抑止と護岸の安定を図ります。
- (3) 浸水想定区域外について、非常用発電機等を備えた「災害対応型SS(サービスステーション)」の整備促進を図ります。

第5 医療対策

市は、長期浸水被害として想定される「医療施設の被災及び孤立」、「医薬品不足」等による被害及び影響を最小限にとどめるために以下のとおり対策を実施します。

- (1) 救護病院を核とした災害時医療体制を構築します。
- (2) 長期浸水時における医療体制について事前に検討します。
- (3) 県と連携し、医薬品の集積所及びそれらの仕分け並びに搬送手段を検討します。
- (4) トリアージを中心に災害医療救護訓練を実施するとともに、救護病院等との情報伝達訓練を実施します。

第6 衛生対策

市は、長期浸水被害として想定される「衛生状態の悪化」、「有害物質の流出」、「遺体の収容及び埋葬の遅れ」等による被害及び影響を最小限にとどめるために以下のとおり対策を実施します。

- (1) 避難所が不足し、高密度な集団避難生活が長期化することによって、感染症等の発症リスクが高まる可能性があることを念頭に、感染症予防対策等の啓発を行います。
- (2) 地域保健に係る被害状況を的確に把握し、地域のニーズにあった専門家の派遣を要請し、またコーディネートできる体制を構築します。
- (3) 健康に影響のある化学薬品等の調査及び情報提供が円滑に実施できる体制を構築します。
- (4) 災害時に提供される食品の安全確保のための啓発と衛生指導体制を整備します。
- (5) 災害時の防疫体制を整備します。

第7 廃棄物対策

市は、長期浸水被害として想定される「大量のがれき処理の遅れ」、「処理場所不足」等による被害及び影響を最小限に止めるために以下のとおり対策を実施します。

- (1) 高知市災害廃棄物処理計画に定める基準に沿って仮置場候補地の選定を行います。
- (2) 周辺自治体や廃棄物処理関連団体等との応援協定の締結を行います。
- (3) 長期浸水により多量に発生する、し尿の受入れ処理体制を整備します。

第4章 時間差発生等における円滑な避難の確保

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、災害対策本部設置基準に基づき担当職員を緊急参集し、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行います。

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達，災害対策本部等の設置等

- (1) 気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表した場合，災害対策本部設置基準に基づき担当職員を緊急参集し災害対策本部を設置します。その場合，勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ，伝達が確実に行われるよう留意します。
- (2) 地域住民等並びに防災関係機関に対し，南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が正確かつ広範に伝達されるよう努めます。この場合において，防災行政無線等の活用による伝達手段の多重化・多様化に努め，可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行うものとするよう留意します。なお，地域住民等に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達を行う際には，具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮します。
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等について，状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い，反復継続して行うよう努めます。

第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

- (1) 関係機関と連携して，地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに，テレビ，ラジオ，ホームページ及びSNS等のあらゆる媒体を活用して，南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容，交通に関する情報，ライフラインに関する情報，生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するよう努めます。なお，外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については，外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努めるものとする。
- (2) 地域住民等からの問い合わせに対応できるよう，災害対策本部等における窓口等の体制を整備し，適切に対応します。

第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

- (1) 災害応急対策の実施状況，その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため，末端からの各種の情報の収集体制を整備します。この場合において，これらの情報が正確かつ迅速に災害対策本部に集約するために必要な措置をとります。

第4 災害応急対策を取るべき期間等

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとします。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとします。

第5 住民避難対策

- (1) 市民の生命及び財産等の安全を最大限図るために、地域住民等が、後発地震が発生してからの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域（30センチメートルの津波浸水が30分以内に生じる地域）の全てを住民事前避難対象地域及び高齢者等事前避難対象地域として設定し、当該地域の居住者等を対象に、避難指示を発令します。避難指示を発令する対象地域は以下のとおりです。

◇ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の避難指示発令対象地域

※以下7小学校区のうち、（）内に記載の全部、又は一部の地域

- ① 浦戸小学校区（浦戸）
 - ② 長浜小学校区（長浜、御畳瀬）
 - ③ 横浜小学校区（横浜、瀬戸東町1丁目、瀬戸東町2丁目、横浜西町、横浜東町、瀬戸1丁目、瀬戸2丁目）
 - ④ 三里小学校区（種崎、仁井田）
 - ⑤ 十津小学校区（十津2丁目、十津5丁目、十津6丁目、仁井田）
 - ⑥ 春野東小学校区（東諸木、甲殿）
 - ⑦ 春野西小学校区（仁ノ、西畑）
- (2) 事前避難対象地域の居住者等への避難指示の発令のほか、耐震性の不足する住宅の居住者及び斜面崩壊のおそれがある範囲の居住者に対して、親類や知人宅等への避難を基本とした自主避難の啓発を行います。
- (3) 特に、事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知します。
- (4) 地域住民等は、自主防災組織等の単位で互いに協力しつつ、避難所の運営に協力するものとします。

第6 消防機関・警察の取るべき措置

1 消防機関

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等に関して講ずる措置につき、次の事項を重点として必要な措置を講じます。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (2) 事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難広報

2 県警察

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して講ずる措置につき、次の事項を重点として必要な措置を講じます。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 不法事案等の予防及び取締り
- (3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

第7 水道、電気、ガス、通信及び放送関係機関の取るべき措置

1 水道

水道事業の管理者等は、飲料水の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、飲料水の供給の継続を確保することが不可欠であるため、必要な飲料水を供給する体制を確保します。

2 電気

電力事業者は、電気の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、電気の供給の継続を確保することが不可欠であるため、必要な電力を供給する体制を確保します。

3 ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、ガスの供給を継続します。このため、ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保します。

また、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための必要な措置を講ずるとともに、後発地震の発生に備えて、緊急に供給を停止する等の措置を講ずる必要がある場合には、これを実施すべきこと及びその実施体制をあらかじめ明示するものとします。

4 通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うことが不可欠であるため、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等の措置を講じます。

5 放送

放送は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な伝達のために不可欠のものであるため、放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な報道に努めるものとします。この場合において、放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図ります。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、放送事業者は、関係機関と協力して、地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、

地域住民等が 防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとします。
なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用に努めるものとします。

第8 交通関係機関の取るべき措置

1 道路

- (1) 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとします。なお、事前避難対象地域内における車両の走行の自粛については、日頃から地域住民等に対する広報等に努めるものとします。
- (2) 市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとします。また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するようにするよう周知に努めます。

2 海上

- (1) 高知海上保安部は、津波による危険が予想される地域に係る港湾及び海上における交通の対策について、津波に対する安全性に留意するものとします。
- (2) 高知海上保安部及び市は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意します。この場合において、後発地震の発生に備えた海上輸送路の確保についても考慮します。
- (3) 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意します。

3 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な措置を講じます。津波により浸水するおそれのある地域については、津波への対応に必要な体制をとるものとします。なお、鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供します。

第9 市が自ら管理又は運営する施設等に対する対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、市が自ら管理又は運営する施設等に対する対策については、「第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助 第2節 円滑な避難の確保 第8 市が自ら管理又は運営する施設等に関する対策」に準じた措置を講ずるものとします。

第10 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるよう努めます。

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達，災害対策本部等の設置等

- (1) 気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表した場合，災害対策本部設置基準に基づき，関係部局による準備配備体制を取ります。その場合，勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ，伝達が確実に行われるよう留意します。
- (2) 地域住民等並びに防災関係機関に対し，南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が正確かつ広範に伝達されるよう努めます。この場合において，防災行政無線等の活用による伝達手段の多重化・多様化に努め，可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行うものとするよう留意します。なお，地域住民等に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達を行う際には，具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮します。
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等について，状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い，反復継続して行うよう努めます。

第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

- (1) 関係機関と連携して，地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに，テレビ，ラジオ，ホームページ及びSNS等のあらゆる媒体を活用して，南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容，交通に関する情報，ライフラインに関する情報，生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するよう努めます。なお，外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については，外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努めるものとする。
- (2) 地域住民等からの問い合わせに対応できるよう，窓口等の体制を整備し，適切に対応します。

第3 災害応急対策を取るべき期間等

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし，太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間，南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから，変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの期間，後発地震に対して注意する措置をとるものとします。

第4 関係機関の取るべき措置

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において，地域住民等に対し，日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけます。

(2) 関係機関においても、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとし
ます。

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

第1節 整備すべき施設

南海トラフ地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減することや災害応急対策を的確かつ迅速に実施するために建築物、構造物等の耐震化、不燃化、耐浪化等を図るとともに、避難場所、避難経路、救助活動のための拠点施設、その他の緊急輸送ネットワークなど地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進が必要です。

このため、市が地震防災上緊急に整備等すべき施設等について、以下のとおり明示します。

施設等の区分	緊急に整備すべき施設	事業量及び期間
避難場所等の整備	近隣公園等	事業量：4箇所（5.06ha） 期 間：H23～R 3
		事業量：2箇所（1.2ha） 期 間：R 2～R 5
	マンホールトイレ	事業量：39箇所 期 間：R 3～R 7
避難経路の整備	津波避難路	事業量：241 路線 期 間：H23～
緊急輸送を確保するために必要な道路	緊急輸送道路	事業量：8 路線（3,998m） 期 間：H17～R 4

※参考 整備が完了した施設

施設等の区分	整備が完了した施設	事業量及び期間
避難場所等の整備	津波避難タワー及び津波避難センター	事業量：タワー9基・センター2棟 期 間：H24～H27
	防災井戸	事業量：25箇所 期 間：H26～R 2
緊急輸送を確保するために必要な道路、ヘリポート等の整備	橋梁耐震化（緊急輸送ルート上の橋梁）	事業量：19 橋 期 間：H 7～R 5
	トンネル補修	事業量：7 箇所 期 間：H25～H27
	ヘリポート	事業量：4 箇所 期 間：H27～R 1
公的建築物の耐震化	市役所各庁舎	事業量：改築1箇所、耐震化1箇所 期 間：H26～H30
	小中学校校舎及び屋内運動場	事業量：改築5箇所、耐震化等77箇所 期 間：H24～H30
通信施設の整備	防災行政無線	事業量：更新（デジタル化）210箇所 期 間：H27～R 1

第2節 整備方針

地震防災上緊急に整備等すべき施設等については、以下の整備方針に基づき行います。

- 1 津波避難場所など「市民の生命及び身体を守る」施設の整備については最大クラスの地震・津波にも対応できるものとしします。
- 2 最大クラスの地震・津波にも対応できる避難場所として、国、地方公共団体の庁舎等や民間施設を含む津波避難ビル等の適切な指定を行います。
- 3 木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合には、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組みます。
- 4 地盤沈降による長期浸水被害についても考慮しながら、緊急輸送を行うために必要な道路やヘリポートの整備など、「助かった命をつなぐ対策」についても推進します。
- 5 これらの施設整備等に当たっては、その具体的な目標及びその達成期間を定めた計画を策定し、その計画に沿って実施します。
- 6 これらの施設整備等に関する計画は、災害応急対策等の内容と十分調整のとれたものとしします。

第6章 防災訓練計画

第1節 各機関等が行う訓練

市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知及び関係機関との協調体制の強化を目的として、以下のとおり訓練を実施します。

なお、市は、市民等に対し防災関係機関等が実施する訓練への積極的な参加を呼びかけるものとします。

第1 防災関係機関が行う訓練

市は、災害を想定し、職員の役割に応じた参集訓練や避難誘導訓練など発災時の活動訓練を定期的実施し、初動体制の確立を図るとともに、本市域を所管する防災関係機関と連携及び協力して現地訓練や情報収集伝達訓練等各種訓練を実施し、相互の緊密な連携体制を確立します。

1 総合防災訓練

推進地域に係る大規模な地震災害を想定し、毎年1回以上自衛隊、警察、日本赤十字社等の防災関係機関、相互応援協定市、市民、民間事業者、地域団体等と合同して、消火、避難、救出救護、情報伝達等、各種の訓練を総合的に行います。

2 災害対策本部運営訓練

大規模災害時や複合災害時において迅速及び的確に災害対策本部の運営を行うために災害対策本部の設置、被害情報の収集、整理及び伝達等の訓練を行い、必要に応じ体制等の見直しを行います。

3 図上訓練

災害の程度、時間、被害の場所等多様な災害の状況を机上において想定し、図面上での情報収集、分析、伝達、決定等の訓練を行います。

4 参集及び初期活動訓練

動員計画に基づく速やかな参集、緊急出動、参集情報提出等の初期活動を直ちに行えるよう、勤務時間外の適当な時期を選んで訓練を実施します。

5 情報収集及び伝達等に関する訓練

情報通信機器の操作の習熟、情報の内容精査及び取りまとめ並びに収集情報の広報を目的に訓練を実施します。

6 災害時医療救護訓練及び保健医療調整本部運営訓練

大規模災害時には医療機関も甚大な被害を被っている可能性が高く、多数発生する傷病者に対し、地域で限られた人的及び物的資源を用いて診療を行わなければならないことを前提に、医療機関をはじめ各関係機関と共に訓練を実施し、災害時医療救護体制を構築します。

7 津波避難訓練

防災関係機関、住民及び自主防災組織の参加の下、津波警報等の情報収集及び伝達訓練を含めた実践的な津波避難訓練を実施し、迅速かつ正確な情報伝達体制の整備、住民等の適切な避難行動の実施、関係機関との連携体制の確立、津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達等、津波避難体制の構築に努めます。また、その際要配慮者にも十分配慮した訓練とします。

8 その他の訓練

水門、陸閘等の閉鎖訓練、道路障害物及び港湾危険物撤去訓練、緊急物資輸送訓練、広域応援要請、水道管破損時の避難経路確保、清掃、衛生、防疫等についての防災訓練を行います。

第2 事業所等が行う訓練

各事業所等において定める対策計画等に基づき、南海トラフ地震発生時を想定した各種訓練を少なくとも年1回は実施するよう努めます。

第3 地域団体等が行う訓練

各地域においては、自主防災組織等が中心となって、地域特性に応じ、南海トラフ地震発生時を想定した避難、初期消火、応急救護、避難所運営等の訓練実施に努めます。

第2節 訓練実施上の留意点

訓練実施に当たっては、以下の点に留意するものとします。

- (1) 予想される地震の影響が広域にわたることに配慮し、国や指定公共機関、地方公共団体等との連携を図ることに努めます。
- (2) 防災マップ、ハザードマップ等を活用するとともに、マップでは危険がないと想定された地域においても、「揺れたら逃げる」意識の徹底を目指した避難、要配慮者に対する救出・救助、自主防災組織や事業所等との連携、非常用電源設備を用いた通信連絡手段の確保等、各地域の特性及び災害の態様等を十分に考慮するなど、実情に応じた訓練を実施します。
- (3) 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者支援体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めます。
- (4) 防災訓練は、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努めます。
- (5) 各訓練実施後は、検証を経て課題等を明らかにし、今後の訓練に反映させるとともに、必要に応じて避難及び消防計画等の修正を行います。

第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第1節 職員等に対する教育

市職員は、南海トラフ地震防災対応力の向上を図るために日常より自己啓発に努めるとともに、おむね次の内容についての防災に関する研修を推進します。

なお、研修に当たっては、市地域防災計画のほか、「高知市南海トラフ地震対策業務継続計画」等防災関係計画及び個別マニュアルを活用するとともに、各計画、個別マニュアル等の見直しへのフィードバックに努めるものとします。

1 災害知識等

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震・津波災害に対する地域の危険性
- (4) 地震・津波に関する一般的な知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (6) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に市長及び市職員が果たすべき役割
- (7) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (8) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 市の災害応急対策活動

- (1) 災害応急対策活動の概要
- (2) 災害時、災害対策本部の一員としての立場と心構え
- (3) 災害時の役割の分担（動員、配備体制及び任務分担）
- (4) 災害及び被害情報の収集及び伝達の要領並びに報告書式の活用
- (5) 災害時、平常業務にない活動への取り組み方について

第2節 地域住民等に対する教育

第1 地域住民等の防災教育

市は、市民自身が正しい防災知識を身につけ、「自らの命、安全及び財産を自ら守る」並びに「地域の安全等を自分たちで守る」という「責務」が自覚できる人づくりのための、防災教育や意識啓発等を以下のとおり行います。

1 普及の方法

市は、防災知識の普及を次の媒体を利用して行います。

- (1) ラジオ、テレビ等報道機関
- (2) 広報紙（印刷物）
 - ア 高知市広報「あかるいまち」等市及び関係機関が発行する機関誌
 - イ 「防災マップ」、「地震・津波ハザードマップ」、「津波避難マップ」、「液化化危険度図」等
 - ウ 新聞
- (3) 市ホームページ
- (4) 「防災人づくり塾」など防災関連講座
- (5) 地震体験車
- (6) 地域防災に関わる講演会及び講習会の開催
- (7) 日本防災士機構が認証する「防災士」資格取得支援
- (8) 地域住民を対象とした防災訓練
- (9) 各種行事における防災知識普及コーナーの設置

2 普及すべき事項

教育及び広報の内容には、次の事項を含むよう努めます。

なお、要配慮者や被災時の老若男女のニーズの違い及び様々な視点について十分に配慮を行うものとします。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震・津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動及び避難行動等、防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報の入手方法
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (9) 避難生活に関する知識

- (10) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止など平常時からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (11) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

第2 児童、生徒等の防災教育

南海トラフ地震災害に備えて、消防局等との協力の下、児童、生徒、教職員等の生命及び身体の安全を確保するために定期的な防災訓練や防災学習を随時実施します。

また、次の世代を担う子どもたちが防災に関する正しい知識を身につけ、判断力を高め、自らが命を守る主体者として適切な行動がとれるように、以下のとおり防災教育等の充実を図ります。

- (1) 「高知市地震・津波防災教育の手引」等を活用し年間指導計画に基づく系統的及び計画的な指導
- (2) 実践的な避難訓練や地域と連携した避難訓練の実施等による「揺れたら逃げる」の浸透
- (3) 総合学習を活用した市域の災害特性の理解
- (4) 児童及び生徒の手作り地域防災マップ等の作成
- (5) 防災教育指導用テキスト（防災副読本）の活用
- (6) 身近な安全対策（耐震化、家具固定等）を子どもから発信する防災活動
- (7) 歴史資料等を活用した防災文化の形成等防災学習の実践
- (8) その他将来、地域防災を担うことのできる実践力を身につけた人材を育成するための教育の推進

第3 企業等の防災教育

1 事業所等が実施する啓発

事業所等の管理者は、各々が所管する事務及び業務に関する南海トラフ地震防災応急対策について、従業員に対し教育を実施するとともに、施設利用者等についても啓発を行います。

なお、市は、事業所等の管理者に対し、災害により被害を受けても、重要業務が中断しないこと及び中断しても可能な限り短い期間で再開することができるよう事業継続計画（BCP）の策定の必要性及び重要性について周知を図るとともに、策定に向けて協力します。

2 宿泊施設等における防災教育

宿泊施設や観光施設等の管理者は、宿泊施設や観光地等の従業員への南海トラフ地震に備えた防災教育を推進する。また、災害時に施設利用者への情報伝達手段となる放送設備等の整備に努めます。

3 外国人に対する啓発

市は、市在住外国人を対象とした南海トラフ地震に備えた防災講座を開催するとともに、宿泊施設や観光施設等に、外国語に翻訳した「防災パンフレット」等を配布します。

第3節 南海トラフ地震に係る教育及び広報実施上の留意点

第1 各種メディアの活用

市は、教育及び広報の実施に当たって、ラジオ、テレビ、映画、新聞等及びポータルサイト運営事業者等を含む媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮していきます。

なお、災害発生時のマスメディア対応の窓口については、交代要員等も含めてあらかじめ計画します。

第2 相談体制の整備

市は、具体的に地域住民等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えたり、相談を受けたりするための体制の整備に努めるものとします。

第3 観光客等への広報

市は、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり避難誘導看板を設置したりするなどして、避難対象地域や避難場所、避難経路等についての広報を行うよう留意するものとします。

第8章 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

「津波避難対策緊急事業計画」の基本となるべき事項は、以下のとおりとします。

1 津波避難対策の推進に関する基本的な方針

- 沿岸部の小学校区（浦戸小学校区，長浜小学校区，横浜小学校区，三里小学校区，春野東小学校区及び春野西小学校区）においては，最大津波高 16m，最短到達時間は 20 分以内と想定されていることから，近隣の自然地形の高台への避難を基本とし，近隣に高台や高層建築物の無い地域（津波避難困難地域）がある小学校区（長浜小学校区，三里小学校区及び春野東小学校区）においては，津波避難タワーや津波避難ビル等施設の整備により避難空間を確保します。
- 中心市街地周辺（上記以外の浸水が想定される小学校区）についても，自然地形の高台への避難を基本としますが，近隣に高台の無い地域においては「高知市津波避難ビルガイドライン」に基づき高層建築物（ビル，マンション等）を津波避難ビルとして指定し，それらの建築物への緊急避難を推進します。

2 津波避難対策の目標及びその達成期間

津波避難の対象地域ごとに実施すべき事業の種類について，その目標と達成期間は次のとおりとします。

津波避難対策緊急事業を行う区域	事業の種類	目標	達成期間
長浜小学校区	避難施設その他の避難場所	1箇所	平成 27 年度
潮江南及び潮江小学校区	避難施設その他の避難場所	1箇所	平成 27 年度
三里小学校区	避難施設その他の避難場所	2箇所	平成 27 年度

